

# 令和5年度 業務実績等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
令和6年6月28日

# 目 次

行政執行法人 年度評価 総合評定	2
行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表	3
行政執行法人 年度評価 項目別評定調書	4
I．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	
I－1 製品安全分野	4
I－2 化学物質管理分野	14
I－3 バイオテクノロジー分野	24
I－4 適合性認定分野	34
I－5 国際評価技術分野	44
II．業務運営の効率化に関する事項	54
業務運営の効率化	
III．財務内容の改善に関する事項	56
財務内容の改善	
IV．その他業務運営に関する重要事項	57
その他マネジメント	
(別添) 令和5年度年度目標、事業計画	62

行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	(A)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			A	B	A	A
評定に至った理由	<p>全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていることから、項目別評定を「製品安全分野」、「化学物質管理分野」、「バイオテクノロジー分野」、「適合性認定分野」、「国際評価技術分野」の5項目がA、その他の3項目がBとして、経済産業省の「独立行政法人評価の基本方針」に基づき評価を行い、評価比率（以下の括弧内）を掛け合わせ、総合評定をAとした。</p> <p>I-1. 製品安全分野（15.2%） A、I-2. 化学物質管理分野（14.0%） A、I-3. バイオテクノロジー分野（22.9%） A、I-4. 適合性認定分野（3.2%） A、I-5. 国際評価技術分野（19.7%） A、II. 業務運営の効率化に関する事項（7.5%）B、III. 財務内容の改善に関する事項（7.5%）B、IV. その他主務省令で定める業務運営に関する事項（10%） B</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	同上
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	年度計画番号 I-1. 製品安全分野、I-2. 化学物質管理分野、I-4. 適合性認定分野と I-5. 国際評価技術分野と IV. その他マネジメントに対して令和4年度に大臣からの指摘があった。通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況については各分野の自己評価部分にて記載のとおり。
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	—

行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（年度計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全分野	B	B	A	A	(A)	I-1	
化学物質管理分野	A	A	A	A	(A)	I-2	
バイオテクノロジー分野	A	A	A	A	(A)	I-3	
適合性認定分野	A	B	B	B	(A)	I-4	
国際評価技術分野	S	A	B	A	(A)	I-5	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
	B	B	B	B	(B)	II	
III. 財務内容の改善に関する事項							
	B	B	B	B	(B)	III	
IV. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
	B	B	B	A	(B)	IV	

I-1. 製品安全分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	製品安全		
業務に関連する政策・施策	安全・安心 のうち、製品安全	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 消費生活用製品安全法(消安法) 電気用品安全法(電安法) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法) ガス事業法 産業標準化法 家庭用品品質表示法
当該項目の重要度、難易度	<p>【基幹目標】 消費生活用製品安全法や電気用品安全法等で求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者及び消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。</p> <p>【重要度：高】</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>【基幹目標】 消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアから総標準スコアを差し引いたものを総安全性向上スコアとし、同スコアを総標準スコアの23%とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。</p>	総標準スコアの23%		—	—	—	46.2%	51.1%	予算額(千円)	1,849,125	1,754,362	1,723,646	5,161,057	1,765,527
消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均1010件	1,136件(全件実施)	953件(全件実施)	973件(全件実施)	1,104件(全件実施)	1,133件(全件実施)	決算額(千円)	2,046,251	1,878,782	1,617,833	2,501,455	1,610,530
									(予算額との差異10%超の主な理由は、予算時には法人共通に配分した施設整備)			(予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)	

									費補助金を決算において分野ごとに配分したためである。)					
各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 211件	237件 (全件実施)	210件 (全件実施)	215件 (全件実施)	208件 (全件実施)	215件 (全件実施)	経常費用(千円)	1,849,549	1,499,637	1,638,240	1,676,753	1,701,582	
整合規格案の技術評価件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 25件	27件 (全件実施)	29件 (全件実施)	34件 (全件実施)	12件 (全件実施)	14件 (全件実施)	経常利益(千円)	50,000	86,153	72,403	104,572	20,557	
情報発信による消費者へのリーチ数	過去3年度平均値を上回る	(参考) 過去3年平均 404.9百万人	-	363.8百万人	427.7百万人	423.2百万人	602.9百万人	行政コスト(千円)	3,316,372	1,967,107	2,056,414	2,006,502	2,019,977	
								従事人員数(※)	110	77	76	76	78	

※令和2年度の組織変更に伴い、支所における従事人数を分野で計上しないことに変更

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
<p>【基幹目標】消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアから総標準スコアを差し引いたものを総安全性向上スコアとし、同スコアを総標準スコアの23%とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。</p>	<p>【基幹目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>これまで蓄積してきた製品安全に関する知見と技術を活かし、中期的な視点から製品事故の未然・再発防止を通じた社会全体の安全性向上を支援すべく、以下を実施した。</p> <p>① 技術的視点に基づく法執行支援業務の着実な実施</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の技術上の調査、製品安全4法に基づく立入検査及び電気用品安全法に係る整合規格案の技術評価といった法執行支援業務を着実に実施し、いずれも目標を達成した。</p> <p>② 蓄積した知見等を多角的に活用した本質的な製品安全に対する支援</p> <p>製品事故調査のほか、外部機関からの情報収集等を通じて得られたデータを集約、分析するとともに、蓄積した知見を踏まえて行政機関、事業者、関係団体等が行う製品安全に向けた活動を支援した。</p> <p>③ 多彩な情報発信による製品安全意識の喚起及び定着</p> <p>「広く浅く」から「狭く深く×多彩」な情報発信を意識し、消費者の様々な年代・趣味・趣向を踏まえ、必要とされる情報を必要とする人に適時・適切に伝えることにより、製品安全意識の向上を図ったことで、目標を達成した。</p>	<p>評価：A</p> <p>基幹目標の指標は51.1%となり、対事業計画値の23%を大幅に上回った。これは、経済産業省及び消費者庁と連携のもと、事故調査体制の最適化を図ったことで、迅速かつ的確な原因究明調査を実施するとともに、機構から事業者に対し、蓄積した経験や過去の類似事項等をもって推定原因を提示し、再発防止措置の検討を積極的に促したことで、措置に繋がったことによるものである。</p> <p>その他の指標も全て達成するとともに、以下について、機構独自の知見・技術の活用や外部機関との連携をもって主体的に取組を行い、国・事業者・消費者へ積極的に働きかけることで、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○技術的視点に基づく法執行支援業務の着実な実施</p> <p>重大製品事故統括室を新設し、経済産業省及び消費者庁と連携のうえ、被害の重篤化又は再発の疑いがある事故に対し早期対応できる体制を構築した。また、調査担当所間のネットワークを活かした事故調査を実施し、事業者の再発防止を促すとともに、RPA（Robotic Process Automation）の活用等を通じて事務作業の負荷軽減を図りつつ、METIへ迅速に調査結果を報告した。その結果、基幹目標の指標の達成率は200%超となり、製品事故の未然・再発防止に貢献した。</p> <p>○蓄積した知見等を多角的に活用した本質的な製品安全に対する支援</p> <p>製品のリスクアセスメント支援ツールであるSAFEの実装化に向けた普及促進を行った。その結果、利用事業者において、SAFE-Pro及びSAFE-Lite双方を活用し、自社製品外の製品も含め、関連しうる製品事故の事例および再発防止の取組を幅広く収集する仕組みを設けるとともに、収集事例を反映した二重安全対策を含む自社基準を策定するなどして、業界水準を超えた製品安全を実現するものが現れ、当該事業者は令和5年度製品安全対策優良企業表彰の受賞企業に選出されるなど、市場の安全確保に向けた事業者による自発的な製品安全活動に貢献した。</p> <p>○多彩な情報発信による製品安全意識の喚起及び定着</p> <p>毎月の定例プレスリリースにおける事業者等関係団体とのコラボレーション強化、社会的事案に際しての的確な取材対応、地域消防との連携を通じた直接的な情報発信等を通じて、対象とする消費者に訴求力のある注意喚起を多彩な手法で実施した。その結果、マスコミ関係者を中心に「製品安全の専門家集団」という認識を確立し、TV等既存メディアのほか、SNSや週刊誌などで前年度比89%増の報道実績を獲得することで、基幹目標以外の指標であるリーチ数は過去3年度を大きく上回るなど、より多くの消費者に対し製品安全意識の向上に資する情報を行き届かせた。</p> <p>&lt;通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況&gt;</p>

		<p>●<b>機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非純正リチウムイオン蓄電池の事故動向を引き続き注視し、状況に応じた適切な対応をとることで、社会的リスクの低減に向けた取組を経産省と一体となって検討すること。</li> <li>・広報活動につき、いかにして多くの消費者に情報を届けるかを引き続き意識し、より一層の促進を図ること。</li> <li>・令和4年度のような迅速な案件処理状況を維持しつつ組織改善に取り組み続けること。</li> </ul> <p>●<b>反映状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省が実施した電気用品安全法試買テストにおける非純正リチウムイオン蓄電池の技術基準不適合事案に対するリスク判定に際し、類似の製品事故動向や検証結果をとりまとめて報告することで、同省が届出事業者に対して行う行政対応の検討を支援した。また、消費者に対しリスクへの理解と安全な製品選択を促すため、充電式掃除機用の非純正バッテリーによる事故動向を踏まえ、使用頻度が増加する年末の大掃除の時期に併せたプレスリリースを実施したほか、名古屋市科学館（年間来館者数約100万人）と連携し、「話題の科学」エリアにて、非純正バッテリーの事故現品を設置するとともに、ポスターを用いて純正バッテリーと比較のうえ危険性を説明するといった展示を行い、注意喚起を図った。</li> <li>・機構が発信した情報を消費者にどれだけ届いたかを意識した注意喚起を行うにあたり、新たな定量的指標にリーチ数を設定した。そのうえで、製品事故動向や社会情勢を踏まえたテーマ選定、訴求力のある動画等コンテンツ作成とともに、行政機関、事業者、業界団体等とのコラボレーション強化を通じ、複数の関係機関を巻き込み、点から面での情報発信を図ることで、より多くの消費者に情報を行き渡らせるよう注力した。</li> <li>・重大製品事故統括室を新設し、重大製品事故全体を俯瞰することで、被害の重篤化または再発の疑いがある事故をみきわめ、同種・類似事故に早期対応できる調査体制の最適化を図った。また、RPA技術の活用等を通じて事務作業の負荷を軽減し、METIへ迅速に調査結果を報告した。</li> </ul>
<p>製品事故情報の収集及び調査</p> <p>【指標】消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣</p>	<p>●<b>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の技術上の調査</b></p> <p>消費生活用製品安全法に基づく経済産業省からの技術上の調査指示があった重大製品事故 1,133 件（前年度：1,104 件）について、全件実施した。</p> <p>なお、消費者庁における重大製品事故受付件数は 1,170 件（前年度：1,108 件）であった。</p> <p>●<b>非重大製品事故の原因究明調査</b></p> <p>製造事業者等が報告した非重大製品事故 614 件（前年度：1,385 件）について、全件原因究明調査を実施した。</p> <p>●<b>全国の警察、消防等との合同調査等の実施</b></p> <p>製品事故の原因究明のため、関係機関等に依頼し、事故品 590 件（前年度：633 件）を確認するとともに、うち 349 件（前年度：382 件）は入手のうえ調査を行った。さらに、事業者等と現場調査を 8 件（前年度：12 件）実施し、全国の警察と 12 件（前年度：25 件）、消防と 412 件（前年度：428 件）、それぞれ合同調査を実施した。</p> <p>●<b>全国の警察、消防、消費生活センター等への講師派遣や研修受入れの実施</b></p> <p>製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するため、消防機関（火災調査員）に対する研修を 1 件、受講者数 622 人（前年度：4 件、1,865 人）に対して実施するとともに、警察、消防、消費生活センター、消費者団体へ講師派遣を 46 件、受講者数 1,984 人（前年度：36 件、1,344 件）に対し実施した。</p>	<p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>基幹目標の指標における評価対象案件の平均報告日数は 173.03 日となり、前年度の 215.85 日から 40 日以上短縮された。また、基幹目標の指標に定める標準報告期間（181 日～270 日）よりも短い日数（180 日以内）で報告した案件は約 73% となり、前年度（約 61%）比 21% 増となった。これにより、製品事故の調査結果が迅速に公表されることで、事故の再発防止に向けた事業者等による早期対策に大きく貢献した。</p> <p>リチウムイオン蓄電池（LIB）を搭載した自走式電気掃除機の電池セルが焼損する事故が各地で発生、事故の多発を受けて事業者は令和 5 年 8 月 22 日にリコールを実施したが、原因が特定できず、現行のリコール対象機種で十分なのか、また今後、製造する製品への事故防止策が絞れていなかった。機構各所の調査担当者が、Microsoft Teams 等のツールを活用しながら調査</p>

<p>化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）</p>	<p>●<b>国民生活センターとの協力</b>          消費者への安全啓発・注意喚起、製品事故調査に関して、双方における効果的な運用のため、実務者会議を毎月1回、合計12件（前年度：12件）開催して情報共有、調整等を実施した。また、国民生活センターが開催する商品テスト分析・評価委員会8件（前年度：11件）に委員として参加し、商品テスト業務に協力した。</p> <p>●<b>事故の多発性、被害の重篤性等を考慮した調査体制の構築</b>          重大製品事故調査の重点化・迅速化を図るため、経済産業省から機構には、各案件に優先度を付して調査指示が出されている。優先度は経済産業省と機構の協議で決定するところ、新設した重大製品事故統括室を中心に、過去に発生した製品事故の傾向や原因究明調査結果のほか、消防及び消費生活センター等の関係機関から機構へ寄せられる情報等をもって被害の重篤化または再発の疑いがある事故をみきわめ、経済産業省へ提言することで、同種・類似事故の早期対応に努め、調査体制の最適化につなげた。また、消費生活用製品安全法に基づく製品事故報告・公表制度運用開始（平成19年）以来初の経済産業省、消費者庁及び機構の三者合同定例会議を設け、令和5年11月に機構で、令和6年3月に経済産業省でそれぞれ開催し、三者間の認識を統一して再発防止の強化につなげた。</p> <p>●<b>迅速かつ的確な事故原因調査の実施</b>          重大製品事故の原因究明調査に際しては、優先度等に基づき構築した機構内調査体制、消防や消費生活センター等との地域連携を加味し、調査担当部署の割り振りを行った。また、リチウムイオン蓄電池（LIB）を搭載している自走式電気掃除機の焼損事故が多発した際は、支所を含む各所の調査担当者それぞれが調査の過程で得た情報をMicrosoft Teams等のツールを用いて迅速に情報共有・意見交換し、旗振り役の担当所が、調査方針を各所に示して調査の均質化を図るとともに調査結果の集約・とりまとめをしたことで、原因究明の効率化・高度化につなげた。</p> <p>●<b>製造・流通事業者等の協力・連携を通じたヒヤリハット情報等の収集</b>          全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）のほか、協力協定を締結している流通事業者（株式会社ビックカメラ、アマゾンジャパン合同会社、LINEヤフー株式会社）から情報を収集した。</p> <p>●<b>機構内の他分野との連携による合理的な事故原因究明の推進</b>          機構内の他分野の専門性が製品事故原因分析に活用可能である事例については組織内のリソースの有効活用を図りつつ、迅速な事故原因究明の推進につなげた。具体的には、皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有するフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析結果を8件活用するとともに、国際評価技術本部が保有する大型X線透視装置、電子顕微鏡等を用いた調査を15件実施した。</p>	<p>データの共有・意見交換等を行い、旗振り役の担当所が、調査方針を各所に示して調査の均質化を図るとともに調査結果の集約・とりまとめ等をして効率的・効果的に進めた結果、事故原因は、ある一定期間に製造された電池セルの品質管理に起因することを特定した。この結果を踏まえ、事業者は当該電池セルが使用されていた製品を精査し、令和5年10月16日、自走式電気掃除機については特定の製造期間の機種をリコール対象範囲に追加するとともに、同じ電池セルを搭載していた携帯型電気冷蔵庫については同日、スピーカー及びスピーカーフォンについては令和6年4月4日にそれぞれリコールを開始することとなり、効果的な製品事故の再発・未然防止につながった。</p>
<p>事故原因究明の高度化・効率化</p>	<p>●<b>AI、RPA等を利用した事故原因究明の高度化・効率化</b>          製品や消費者の使用様態の変化に伴う事故原因の多様化に対応した製品事故の分析及び未然防止対策を行うために、データ分析の高度化や業務のシステム化による作業省力化を推進すべく、これまで機構に蓄積された約66,000件の製品事故調査で得られたデータ等を用いたシステム等を活用した。</p> <p>＜事故調査支援システム＞          機構が保有する製品事故調査データから、調査に有効な類似案件を見つけ出すノウハウをAIに学習させることにより、単語検索のみならず、文章レベルでの検索が可能とし、従来人が繰り返し検索によって情報の絞り込みを行っていたものを、より効率的に行うことができるシステム。</p> <p>＜SAFEデータ作成支援システム＞          機構が提供している製品リスクアセスメント支援ツールである「SAFE」のデータ作成に際し、保有する製品事故調査データから必要な情報を見つけ出すノウハウをAIに学習させることで、従来人が全文を読み込んで情報を抽出していたものを、画面上で必要情報の候補をリスト化し、人に判断させる半自動化システム。</p> <p>＜RPA導入による業務効率化＞          製品事故調査の効率化に向け、経済産業省における事故情報公表に伴う対応や機構内DB入力作業など、様々な作業を自動化した。</p>	<p>従来はSAFEのフォーマットに合わせ、データを1から作らなければいけなかったところ、SAFEデータ作成支援システムからデータ案を作成できるようになったため、新任の非常勤職員でも従来の作業員と同じ作業時間で同様のデータ作成を行うことができた。</p> <p>RPAの導入により、経済産業省へ報告する資料の用語統一や進捗管理情報の入力等を自動化したことにより、手作業による入力誤りを低減や単純作業に要していた時間を短縮することができた。これにより報告書の精度向上や事故調査プロセスの迅速化を底上げし、事故原因の検討や事業者への再発防止措置の働きかけに対し、より多くの時間を充てることで、調査期間の短縮及び有効な再発防止措置の実現につなげた。</p>
<p>立入検査の実施等 【指標】 各法律に</p>	<p>●<b>各法律に基づく立入検査の実施</b>          製品安全4法に基づく経済産業省からの立入検査指示215件（前年度：208件）について、全件実施した。内訳は、消費生活用製品安全法40件（前年度：40件）、電気用品安全法155件（前年度：148件）、ガス事業法6件（前年度：6件）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律14件（前年度：14件）である。</p>	<p>各法律に基づく立入検査及び適合性検査を経済産業省の指示に基づき全件実施し、指標を達成した。</p>

<p>基づく立入検査及び適合性検査の実施件数 (全件実施)</p>	<p>なお、産業標準化法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査について、令和5年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。</p>	
<p>登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施</p>	<p>●<b>登山用ロープの技術基準適合確認試験</b> 消費生活用製品安全法の特定製品として規制されている「登山用ロープ」に対し、製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、依頼に基づき実施した。また、登山用ロープのほか、消防、自衛隊等で使用される救助用ロープ等についても、「その他のロープ」として、試験を実施した。依頼件数は合計13件(前年度:12件)であり、内訳は登山用ロープ11本(前年度:5本)、その他ロープ8本(前年度:16本)である。</p>	
<p>技術基準整備の推進 【指標】 整合規格案の技術評価件数 (全件実施)</p>	<p>●<b>電気用品安全法等に係る技術基準の整備</b> 経済産業省からの要請に基づく整合規格案の技術評価14件(前年度:12件)について、全件実施した。技術評価に際しては、事前に電気用品調査委員会等の各委員会に参加し、整合規格案の内容の把握に努めるとともに、各工業会における検討内容等に関する情報収集をすることで、技術評価を迅速かつ効率的に実施した。</p>	<p>整合規格案の技術評価を全件実施し、指標を達成した。これにより、該当規格案が産業構造審議会で審議され、電気用品安全法技術基準省令の解釈別表第十二に追加(一部改正を含む。)されたことで、製品の発展を踏まえた安全性に関する基準改正に貢献した。</p>
<p>国内外における製品事故情報等の収集・関係機関との連携の強化</p>	<p>●<b>海外関係機関との連携</b> 台湾に対しては、日台製品安全協力覚書締結(平成28年11月)を踏まえた双方の交流協会主催の第7回定期会合が令和5年12月に開催された。同会合に出席し、經濟部標準検閲局(BSMI)等と双方の製品安全体制等について情報共有を行った。さらに、機構と經濟部標準検閲局で技術交流会を開催し、双方から電気ヒーターに関する事故の調査事例を紹介し、意見交換を行った。 また、タイ王国の政府機関に対しては、平成29年度～31年度にかけて、経済産業省とともに日本の事故原因究明技術等の提供を図り、国内に輸出される製品の安全性向上に資する活動を行っているところ、経済産業省が工業省タイ工業標準局(TISI)及びタイ消費者保護局(OCPB)と製品安全にかかる協力文書を締結し、令和5年9月に第1回定期会合(オンライン)が開催され、経済産業省とともに出席した。 加えて、英国に対しては、令和4年度に製品安全規制当局であるOPSSとリコール情報や安全でない製品の情報共有、OPSSを訪問して英国の製品安全体制を調査する等、連携構築を開始した。さらに、令和6年1月にOPSSの職員が機構に来所し、機構の製品安全業務の概要説明、施設紹介及び意見交換を行った。</p> <p>●<b>海外関係機関からの情報収集及び経済産業省への情報提供</b> 令和5年10月及び令和6年2月に開催された国際消費者製品健康安全機構国際製品安全シンポジウム(ICPHSO)に出席し、海外の製品安全動向に係る情報を収集するとともに、適宜、経済産業省へ情報共有した。また、米国消費者製品安全委員会(CPSC)、カナダ保健省、オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)、欧州委員会(EC)、OPSS等のリコール情報から、日本で販売されている可能性があるものを経済産業省に提供した。</p> <p>●<b>輸入事業者への情報提供</b> 小口の輸入事業者等の支援を行う一般財団法人対日貿易投資交流促進協会(mipro)主催の製品安全セミナーにおいて、輸入製品による事故事例、海外リコール情報、海外で問題となっている製品等について講演を実施し、輸入事業者の製品安全に対する意識向上の促進に寄与した。</p> <p>●<b>誤使用・不注意等に至る背景要因の情報収集</b> 誤使用・不注意事故対策に資する情報収集のため、過去に発生した事故動向を踏まえて選定した3品目(ガスコンロ、電子レンジ及び抱っこひも)について、事故当時の発生状況や使用者の行動、事故発生以前の使用状況、周辺環境</p>	<p>機構が提供した情報を元に、経済産業省から必要に応じて事業者への措置が執られ、国内でのリコールの把握につながった。また、令和5年6月に消費者庁、経済産業省等とオンラインマーケットプレイス運営事業者(以下「OM運営事業者」という。)との日本版「製品安全誓約」の枠組の中で、経済産業省からOM運営事業者に当該情報の共有がなされ、海外でリコールされた製品の出品削除をはじめとした支援につながった。</p>

	<p>等に係るヒアリング調査を実施した。また、ガスこんろ、電気ストーブ及び抱っこひもで安全対策機能を搭載している市販品を選定・購入し、安全対策機能に係る検証方法の検討を行った。</p>	
<p>製品安全 施策への 取組</p>	<p>●<b>ポータブル電源の安全対策に係る検討に協力</b> アウトドアなどで使用される LIB を搭載したポータブル電源は、その需要の増加とともに火災事故が増加傾向にある。この状況に鑑み、経済産業省製品安全課は、安全対策に必要な要求事項の策定に向けた官民参加型の検討会（製造・輸入事業者が主体的に検討する場）を立ち上げたところ、機構は当該検討会に参加し、事故原因究明調査から得られた知見を提供することで、ポータブル電源の安全性要求事項の検討に協力した。</p> <p>●<b>リスク低減の具体的な方策に関するコメントを経済産業省に報告</b> 重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に製品安全トピックスとして取りまとめ、5 件（こどもの重傷事故が発生したカーテン、踏切死亡事故が発生した電動車椅子、こどもの重傷事故が発生した抱っこひも、ケミカルクラックが発生した洗面化粧台、事故が増加したモバイルバッテリー）経済産業省に報告し、行政による事業者の改善措置の要否検討のための参考として活用された。</p> <p>●<b>経済産業省が推進する新たな制度構築に向けた支援</b> 経済産業省において、誤使用・不注意事故のリスクを低減する製品を評価し、承認された製品に表示を付す新たな制度に係る検討が行われたところ、適合性認定分野とともに、制度設計及び製品の評価方法について、同省と定期的な意見交換を実施し、データ整理及びリスクアセスメント結果を共有したほか、委員会にも参画して助言等を行い、制度構築を支援した。</p>	
<p>製品の安 全性向上 に対する 支援</p>	<p>●<b>事故調査結果や保有する事故調査データに基づく事業者への働きかけ</b> AI や RPA 等の新技術活用による調査作業効率化によって得られた時間を活用し、重大製品事故のうち、特に複数件発生かつ共通の要因が疑われる案件に注視して、調査担当者間で知見を集約しつつ、事故の再発防止措置を躊躇する事業者への粘り強い対話や、原因や措置に係る知見のない事業者へのリスク評価の観点を交えた働きかけを行うことで、事業者の再発防止措置検討に係る負担を軽減し、早期かつ着実な措置の実施につなげた。</p> <p>●<b>リスク分析の実施、リスクアセスメントシートの作成</b> 収集した製品事故情報 1,942 件（※重複案件を含む、延べ数）のうち、リスク評価可能な 1,565 件について、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、R-Map を用いて分析することで製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用した。また、速やかにリコールが必要な高リスク懸念製品については、リスクアセスメントシートを 3 件作成（自転車、フードミキサー及びガスカートリッジ分離型ガスこんろ）し、事業者への再発・未然防止策に向けた働きかけに活用した。</p> <p>●<b>事故情報収集・解析報告書の公表</b> 年度報告書について、春には「事故情報収集報告書」として統計的な情報を、秋には「事故情報解析報告書」として事故情報から分かる社会の動向や情報の活用事例等をそれぞれ公表することで、公表までのスピード感や報告書毎に読者層を意識し、報告内容の普及に努めた。</p> <p>●<b>OM 運営事業者との製品事故情報共有に基づく取組</b> アマゾンジャパン合同会社に対し、協定に基づき機構が収集、調査した製品事故情報を提供した。アマゾンジャパン合同会社は、機構が提供した情報を踏まえ、同社に出品されている製品から関連性の高いものを自ら選定し、出品者に安全性調査を実施した。その結果、安全上の懸念があると判断された非純正バッテリー等について出品削除が行われるなど、事故の未然防止に向けた取組につながった。</p> <p>また、LINE ヤフー株式会社からは、覚書に基づき、同社に連絡があった製品安全関係情報の提供を受けているところ、機構は、提供情報に対し、保有する事故情報等を踏まえ、出品者へ製品事故に係る諸制度に基づく対応を促したほか、製品安全 4 法における表示の不備等、安全上の疑義が生じた案件に対し確認すべき事項の助言を行うことで、同社が行う市場の安全確保に向けた取組を促進した。</p> <p>●<b>SAFE-Pro の利活用</b> 「SAFE」は、機構が保有する製品事故情報をデータベース化した製品リスクアセスメントに活用できるツールであり、事業者が製品安全における自主的なリスクマネジメントを支援するものである。令和 3 年度から「SAFE」の Web サービスとして開始した「SAFE-Pro」については、データの充実を図るため、AI を活用したデータ整備を行い、年間 370 件（車</p>	<p>毎年度異なる重大製品事故が発生し、また製品起因の事故のほか、非製品起因及び原因不明と結論づけられた案件が存在するなかで、令和 5 年度は基幹目標の指標における評価対象案件のうち約 19%について、事業者による再発防止措置に至り、過去と同程度の状況を維持した。</p> <p>再発防止措置を提案し、実施に至った主な事例は以下のとおり。</p> <p>①電動リール用リチウムポリマーバッテリーについて、事業者は、機構との調査を経てリコールの必要性を検討していたところ、輸送中に発火のおそれがあることから、所有者から安全に製品を回収する手順が確立できず、リコール開始に踏み切れない状況であった。機構は、これまでの類似事故における検証結果等を基に、運搬前にバッテリーを放電することや、金属製のペール缶に封入するといった、安全な回収のための具体的手順等を提案した。事業者と協議を重ねた結果、リコールの早期実現につながり、事業者は、当該製品を含む対象型式製品において、製造上の不具合により、バッテリーの劣化に伴って発煙・発火に至るおそれがあるとして、令和 5 年 10 月 16 日からホームページにリコール情報の掲載を行い、対象製品の回収及び交換を実施している。</p> <p>②リチウム電池内蔵充電器について、当該製品の電池セルが焼損した事故が発生したところ、焼損が著しく、製品起因であるが詳細な原因の特定には至らなかった。事業者は令和 3 年 10 月から販売を中止していたが、既製品対応は実施しておらず、販売中止以降も短期間で複数件の同種事故が発生していた。機構は、同種事故を含め、当該型式品についてリスクアセスメントを実施したうえで、事業者に対し、重大製品事故が発生する確率が社会的に許容できないレベルであり、製品回収等の既製品対応が必要である旨を粘り強く提案した。その結果、事業者は、令和 5 年 6 月 15 日からホームページに情報を掲載し、回収及び返金を実施している。</p>

	<p>椅子 65 件、リチウムイオンバッテリー等 305 件) の製品事故データを更新し、27 製品、4,204 件の製品事故データを提供するとともに、数多くの事業者に活用してもらうため、新聞記事掲載や講演などで普及啓発に注力した。さらに、利用事業者に対しては、「SAFE-Pro」の個別説明会の実施や使い方のコツ動画の公開を通して、より効率的なリスクアセスメントの実施を促進した。</p> <p><b>●業界団体との意見交換会の実施</b></p> <p>製品事故情報とその対策、製品事故の未然防止、消費者への注意喚起等について業界団体と意見交換会を実施した。主な意見交換先として、リチウムイオンバッテリー関係では一般社団法人 JBRC、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、電気製品認証協議会及び一般財団法人日本電気協会、介護施設のヒヤリハット情報では公益財団法人テクノエイド協会、誤使用・不注意事故関係では一般社団法人日本ガス石油機器工業会、除雪機では一般社団法人除雪機安全協議会、輸入製品では一般財団法人対日貿易投資交流促進協会、住宅部品の点検普及については一般社団法人リビングアメニティ協会である。</p>	<p>「SAFE-Pro」の利用事業者(申請単位)数は 375 者を超える結果となった。また、利用事業者による製品リスクアセスメントへの活用も進み、リチウムイオンバッテリーの評価におけるリスク項目の抽出やデザインレビューへの利用といった、製品設計や品質管理等における情報プロセスへの組み込みの試行や過去事故分析がなされるようになり、製品事故の未然防止や再発防止の取組に寄与した。</p> <p>なお、「SAFE-Pro」を活用したリスクアセスメントを行い、重篤な事故につながるリスク事象を防ぐポイントを見出すことで、二重安全対策を含む自社基準を策定したガス機器事業者については、当該取組が評価され、令和 5 年度製品安全対策優良企業表彰の経済産業大臣賞を受賞した。</p>
<p>技術基準・規格等の提案及び作成の支援</p>	<p><b>●高齢者事故リスクアセスメント</b></p> <p>高齢者が被害者となる事故が多発している歩行型除雪機についてリスクアセスメントを実施した。リスクアセスメントは機構がこれまで収集・蓄積した事故情報をベースにしているが、使用者起因の事故の場合、危害発生までの詳細な機序が追究されず、危害シナリオが不明確なものもあったところ、リスク低減のためには網羅的に事故の類型を作成する必要があった。そのため、山形県が収集・保有している同種の事故情報のほか、同県で開催された除雪機安全講習会に参加し、利用者に製品の使用状況に関するアンケートを取るなど、外部情報の収集を行った。当該外部情報を活用することで得た危害シナリオを元に、FT 図/FTA を作成し、R-Map を用いて事故につながる事象に係るリスク低減策を検討した。リスク低減策は、設計から廃棄段階まで製品のライフサイクル別に妥当性や実現可能性に配慮しつつ、許容可能なリスクレベルまでリスクが下がったかどうかを吟味し提案した。これらリスクアセスメント等の調査結果については報告書を作成し、関係団体等と協議を行った。</p> <p><b>●こども用製品に関する取り組み</b></p> <p>こども用製品に関する国内外の法規制や規格等を調査し、消費生活用製品安全法の法律改正後の技術基準作成に向けた準備及び体制整備を行うとともに、経済産業省と技術基準について意見交換を行った。</p> <p><b>●社会的弱者の安全に配慮した JIS 等規格作成の支援</b></p> <p>一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会が事務局の福祉用具製品や、軽金属製品協会が事務局の「アルミニウム合金製脚立及びはしご」など、7 件の JIS 原案作成委員会に委員として参加し、規格改正に寄与した。また、日本産業標準調査会(JISC)「高齢者・障害者専門委員会」及び「消費生活技術専門委員会」の審議に参加し、27 件の JIS 制定に寄与した。</p> <p>国際規格では、ISO/PC329「消費者事故調査のガイドライン」、ISO/TC310「育児用品」、COPOLCO「消費者政策委員会」など、10 件の国内委員会では規格の審議に参画するとともに、一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会が事務局の ISO/TC173「福祉用具」国内対策委員会では、福祉用具に関する国際規格に係る進捗情報等を収集した。</p> <p>そのほか、一般財団法人製品安全協会が定めている「つえ」、「ベビーカー」の SG 基準改正委員会に参加し、同基準の改正に寄与したほか、かわさき基準(KIS)及び電気製品認証協議会(SCEA)に係る委員会にも参加した。</p>	<p>リスクアセスメント結果に基づき作成した「事故防止対策報告書」では、リスク低減策のターゲットを明確にし、具体的な行動を直接呼びかける内容とした。また、報告書を取りまとめに際しては、業界団体及び事故防止に関係が深い自治体と協議を行い、リスクアセスメントの内容の理解向上を促進した。今後、とりまとめた結果は、機構の HP 上で公開、PR-Wire 等の配信サービスを活用して幅広く情報提供する予定であり、事故への対策がさらに前進することが期待できる。</p> <p>業務報告会や NITE 講座、問合せ対応等各種機会を通じて製品安全 JIS の普及活動を行い、住宅設備機器業界の大手事業者において JIS S0121 乳幼児に配慮した製品の共通試験方法—身体挟み及び JIS S0122 乳幼児に配慮した製品の共通試験方法—一部の外れが製品開発に活用されるなど、よりリスクが低減された安全な製品の市場への流通に貢献した。また、企業における上記の取組が製品安全対策優良企業表彰の受賞にもつながった。</p> <p>多くの JIS 原案作成委員会に委員として参加した結果、改正案 6 件が METI に提出された。</p> <p>日本産業調査会の専門委員会では、高齢者・障害者専門委員会及び消費生活技術専門委員会に参加し、JIS 規格 19 件が制定され、6 件が改正、2 件が廃止となった。</p> <p>ISO/PC329 国内対策委員会の委員として審議した国際規格が発行された(2024 年 4 月 19 日)。また、他の委員会でも国際規格化が前進した。</p> <p>また、SG 基準改正委員会では SG 規格 2 件が改正された。</p>
<p>製品安全意識の向上に対する支援</p> <p>【指標】 情報発信による消費者へのリーチ数について 過去 3 年</p>	<p><b>●記者説明会(プレスリリース)等による製品事故防止に向けた注意喚起</b></p> <p>消費者の製品安全意識の向上を目的とし、プレスリリースを主軸にマスコミ関係者への情報発信を活発に実施した。プレスリリースは、報道機関の参加の定着を図るべく、時節や時事に合わせ定例のものを毎月 1 回、合計 12 回開催することを継続しつつ、季節に関連した事故を別途まとめ、記者への投げ込みを 3 回行った。また、消費生活用製品安全法の対象品目追加に際しては、当該追加品目の危険性について、経済産業省と合同で経済産業省プレスルームにて臨時の記者説明会を行うなど、年間で合計 19 件(前年度:18 件)のプレスリリースを行った。その際、上記の経済産業省との二者合同で 1 件、経済産業省・消費者庁との三者合同で 2 件、経済産業省・消費者庁・工業会の四者合同で 2 件、地方自治体や製品安全に前向きに取り組んでいる事業者との協業で 4 件と、19 件中 9 件はコラボレーションによる注意喚起を行うことにより、情報発信の強化を図った。</p> <p>プレスリリースの内容については、消費者への伝わりやすさを意識し、事実に基づくデータとポイントを絞った分かりやすい映像を提供し、Web サイトにも掲載した。さらに、機構各支所においては、それぞれの管内における事故情報を</p>	<p>プレスリリースにおいては、地方の記者でも参加しやすい環境を維持した結果、全国放送/紙や在京キー局だけでなく、その地域に根ざした地方放送/紙の記者にも更に多く参加いただけるようになり、毎回平均約 19 社(令和 4 年度約 14 社)が参加した。</p> <p>記者説明会のほか、取材対応等、製品安全情報のマスコミ関係者への情報提供を 401 回(令和 4 年度 282 回)と積極的に進めた結果、製品事故に関係する事案の発生都度、NITE に動画の提供や専門家のコメントを求める取材の要請が増加した。また、「製品安全の専門家集団」として朝の情報番組に取り上げられたり、教育バラエティ特番において「製品安全の専門家」として機構職員が講師を務めたりするなど、主にマスコミ関係者から、NITE が製品安全の専門家であるという認識が広まっている。</p>

<p>平均を上回る。</p>	<p>併せて取りまとめ、管内の報道機関向けに情報提供した。記者説明会の案内及び記事の投げ込みに際しては、各支所と連携し各地の記者クラブ等に投げ込んだほか、約 700 名（令和 4 年度約 400 名）の各地のマスコミ関係者へメールで直接周知した。また、記者説明会は、すべてオンライン（Microsoft Teams）開催とした。</p> <p>●国、自治体、消費者団体等が主催する展示会への出展やセミナーへの講師派遣</p> <p>消費者フェアなど国・自治体等が主催する展示会への出展依頼 18 件に対応するとともに、全国各地の消防学校等からの依頼 30 件、製品安全セミナー等 5 件及び消費者団体・消費生活センター等が主催する、消費者への製品事故防止に関する講演に関する依頼 15 件（聴講者数計：546 名）に対し、それぞれ講師派遣を行った。</p> <p>●事故防止を目的としたミニポスター、動画等の作成</p> <p>記者説明会に合わせてポスター及び動画を作成、製品群ごとに分類し、機構の Web サイトに掲載して公開した。ポスターは 18 件作成し、動画は 40 件（うちショート動画 10 件）、誤使用や不注意による事故の注意ポイントやリコール対象製品の事故事象をまとめ、を YouTube 機構公式チャンネルに追加公開し、計 513 件（うちショート動画 19 件）が公開中となった。また、地域消防と連携して地域住民に配付する注意喚起チラシの原案を作成し、各消防から約 21,000 世帯の住民に注意喚起が実施され、地域に根付いた注意喚起活動に貢献した。</p> <p>●製品事故の防止に資する情報の積極的な提供</p> <p>製品安全に関する基礎知識について体系的に講義を行う社会人講座「NITE 講座」を企画し、基礎講座、リスクアセスメント講座及び事故分析講座の 3 回に分け、それぞれ機構（東京及び大阪）から、各講座半日間オンラインで実施し、延べ 2,008 名が参加した。（前年度：延べ 2,086 名）。内訳としては、基礎講座 660 名、リスクアセスメント講座 682 名、事故分析講座 666 名である。</p> <p>基礎講座では最近の製品事故発生状況や製品安全行政の動向や製品安全優良企業表彰を受けた事業者の取り組み等を、リスクアセスメント講座ではリスクアセスメントの基本的な考え方と実習、事故情報を活用した未然防止対策事例、広報活動によるリスク低減策等を、事故解析講座では最新の事故調査事例の紹介、製品事故調査を実施する上での技術的な着眼点と実践等についてそれぞれ説明を行った。</p> <p>さらに、電子メールマガジンである製品安全情報マガジン(PS マガジン)を、登録者 7,435 名に対し、25 件（毎月 2 回、特別号 1 回）配信し、製品事故への注意喚起と製品安全に関する情報提供を行うとともに、19 の事業者等からの要請に際して提供した 111 件の注意喚起映像等資料は、当該事業者の社内教育等に活用された。</p> <p>●外部機関との新たな連携</p> <p>機構が配信するプレスリリース等の注意喚起の情報発信において、事業者等とのコラボレーションの実施により、視聴者やユーザーの興味を惹くメッセージ性のある再現映像を作成した。また、消費者・社員教育関連コンテンツへの採用依頼にも積極的に対応し、事故の未然防止に努めた。</p> <p>コラボレーション先は、日光市・日光市消防本部、クックパッド株式会社、一般社団法人ガス石油機器工業会、株式会社明光商会、除雪機安全協議会、株式会社畑屋製作所である。</p> <p>また、主要な他省庁や事業者等が行う注意喚起への協力事例としては、環境省×Jリーグ（試合当日スタジアム内ブース展示）、こども家庭庁（こどもの安全リーフレット）、消費者庁（こども安全メール）、携帯キャリア 4 社（真夏のバッテリー車内放置への注意喚起）、大手家電量販店（小学校出前教室）、有名実験系ユーチューバー（リチウムイオン電池の発火の合同実験）、工業高等専門学校（全国高専防災コンテスト）、名古屋市科学館（非純正バッテリーの注意喚起展示）が挙げられる。</p> <p>主要な教育関係に関するものとしては、大手ゼネコン 2 社の工事現場教育（脚立、電源周り）、大手航空会社の飛行場担当職員向け現場教育（モバイルバッテリー）、大手アパレル会社の店長及び営業職向け教育（配線周り）、市教育委員会が所管する小中学校等へ情報提供（マグネットセット・水で膨らむボール）、中学生向け技術・家庭課副読本への掲載（着衣着火）、小学校の独自の WEB での注意喚起（携帯扇風機）となっている。</p> <p>●製品安全の意識の向上を目的とした、教育機関等との連携に基づく製品安全に係る情報提供の取組</p> <p>平成 29 年度から引き続き、青山学院大学大学院製品安全講座をオンラインで実施した。当該講座を受講することで、消費者として安全な生活の実現のために何が必要か考える力を養い、将来、企業で製品の設計、製造、販売に携わる際に、講座で得た製品安全の知識を活用することが期待される。</p>	<p>その結果、Web ニュース 5,663 件（前年度：2,886 件）、新聞 116 件〔うち五大紙掲載件数 48 件〕（前年度：64 件〔うち五大紙掲載件数 23 件〕）、ネット TV 含む TV 等 425 件〔うち全国放送 150 件、延べ 20 時間 22 分〕（前年度：357 件〔うち全国放送 126 件、延べ 15 時間 31 分〕）の報道実績を獲得するとともに、雑誌等への記事掲載を 37 件〔うち出版社からの求めに応じた寄稿 10 件〕実施するに至り、リーチ数（機構から発信した情報がどれほどの消費者に届いたかの推定値）も過去 3 年平均を上回り、目標を達成した。令和 4 年度と比較しても、Web、新聞及び TV 報道実績は 3,287 件から 6,204 件と、前年度比約 89% 増加し、リーチ数も 423.2 百万人から 602.9 百万人と前年度比約 42% 増加しており、より多くの消費者に注意喚起を行うことができた。</p> <p>また、機構の製品安全に係る注意喚起活動が、実際に消費者にどのような影響を与えたかを調査するため、Web アンケートを実施した。その結果、機構の注意喚起情報を見た人の 93% は「製品の使用時に注意しようと思った」との回答が得られ、また、そのうち 89% は実際に身の回りの製品に異常が無い確認を行ったり、家族や友人へ危険性を伝えたり話し合ったりするなど、具体的な行動を起こしたことが判明した。これにより、機構の注意喚起情報は、消費者の製品安全意識を向上させるとともに、行動変容を促していることが確認された。</p> <p>NITE 講座は製品安全に携わる初級者向けの講座として実施しているが、参加者の多くが製造事業者であり、また全体の半数弱がリピーターである。アンケートの結果として、「製品安全の最新の取り組みがわかる」「今後自社が行うべき製品安全への取り組みがわかる」旨のコメントが得られており、製造事業者等の製品安全意識向上につながっていると考えられる。</p> <p>アマゾンジャパン合同会社は、同社製品を購入した消費者に対し、機構からの情報提供に基づく製品安全情報を「あんしんメール」として配信しているところ、能登半島地震発生時には、該当地域の消費者に対し、携帯発電機やカセットこんろ等、災害発生時に使用される製品に係る注意喚起情報を直ちに配信し、二次災害の防止につなげた。</p> <p>除雪機による一酸化炭素中毒事故の発生を受け、機構から LINE ヤフー株式会社に対し、同社が災害時の行動や備えに係る情報提供を行うコンテンツである「防災手帳」への注意喚起情報の掲載について提案したところ、「除雪機の使用で気を付けるポイント」のなかに関連事項が追加された。</p> <p>ガス機器事業者が新商品開発の際に、「SAFE-Lite」を用いて自社製品外の製品事故事例を抽出することで、再発防止の取組を幅広く収集する仕組みを設けるとともに、これを反映した二重安全対策を含む自社基準を策定してきた。当該事業者は、この取組などが評価され、令和 5 年度製品安全対策優良企業表彰の経済産業大臣賞を受賞した。</p>
----------------	--	--

	<p>また、フリマアプリ運営事業者の株式会社メルカリ及び地域の学校教育コーディネーターと連携し、中学生向け授業（職業講話）を実施した。機構の施設見学等に加え、実際に取扱説明書を作成・発表するグループワークを開催することで、生徒が製品の安全な使い方を学び、他の人に共有することを通じ、製品安全意識の向上につなげた。</p> <p>●社会情勢に応じた注意喚起情報の発信</p> <p>令和6年1月の能登半島地震発生時や大雪警報の発令時は、製品事故による二次被害を防ぐため、注意喚起情報を X（旧 twitter）に即時ポストした。さらに、能登半島地震に際しては、北陸支所が中心となり、震災時の二次災害を防ぐための注意喚起を記者會等に行った。また、機構のプレスリリース情報を連携先である OM 事業者のアマゾンジャパン合同会社及び LINE ヤフー株式会社へ共有し、各社が実施する消費者向け注意喚起を促進した。</p> <p>●SAFE-Lite の利用促進及び普及啓発</p> <p>令和2年度から消費者向けのサービスとして、直感的な単語から NITE の製品事故事例を検索可能なシステムである「SAFE-Lite」を提供しているところ、令和5年度は利用促進のため、新聞記事掲載や講演などで普及啓発を行うとともに、データの充実を図るため、四半期ごとに製品事故データを更新した。</p>	
	<p>●事故調査等に関する技術承継</p> <p>製品事故調査の円滑な実施を目的として、機構内で事故調査研修を基礎編及び技術分野別編に分けて開催した。技術分野編においては、燃焼技術センターの大型燃焼実験施設を利用し、若手職員に実験を通じて事故原因究明調査における燃焼に関する技術の継承を実施した。</p> <p>ほか、製品事故原因究明に有用な民間企業等の各種分野の研修を実施し、知見の向上を図った。</p>	

4. その他参考情報

I-2. 化学物質管理分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	化学物質管理		
業務に関連する政策・施策	安全・安心 のうち、 化学物質管理		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)
当該項目の重要度、難易度	<p>【基幹目標】</p> <p>化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、長年蓄積してきた情報・技術に加え最新の技術動向等を取り込み、化学物質の新たな評価・管理技術の社会実装、制度見直し・運用改善及び情報基盤構築を牽引する。また、事業者の化学物質管理に関する意識を醸成することで、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質の自主管理を促進する。これらにより、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。</p> <p>【困難度：高】</p>		<p>独立行政法人製品評価技術基盤機構法</p> <p>行政事業レビューシート番号 3890</p> <p>関連する政策評価・行政事業レビュー</p>

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【基幹目標】 化審法、化管法の届出情報に基づくリスク評価結果をもとに、リスク懸念箇所のある地方自治体・事業者に対して適切な化学物質管理に関する助言を行い、4事業所においてリスクを低減	4事業所		—	4事業所	4事業所	5事業所	4事業所	予算額（千円）	1,197,534	1,250,500	1,298,338	1,545,909	1,573,584
新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	全件実施	過去3年平均221件	250件（全件実施）	234件（全件実施）	207件（全件実施）	221件（全件実施）	162件（全件実施）	決算額（千円）	1,317,114	1,204,066	1,326,092	1,443,272	1,358,418
QSARによる予測結果の国への提供物質数	全件実施	過去3年平均161件	192物質（全件実施）	252物質（全件実施）	121物質（全件実施）	111物質（全件実施）	103物質（全件実施）	経常費用（千円）	1,326,586	1,166,867	1,209,860	1,314,278	1,383,644
GLPに係る試験施設の	全件実施	過去3年平均	3件（全件	1件（全件	3件（全件	4件（全件	2件（全件	経常利益（千円）	▲806	25,546	▲46,344	73,802	54,333

基準適合確認件数		均 2.7 件	実施)	実施)	実施)	実施)	実施)							
少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	全件実施	過去3年平均 27,271 件	26,719 件 (全件実施)	27,923 件 (全件実施)	27,337 件 (全件実施)	26,553 件 (全件実施)	26,186 件 (全件実施)		行政コスト (千円)	1,764,469	1,193,298	1,235,156	1,339,388	1,413,681
化審法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	過去3年平均 41 件	76 件 (全件実施)	33 件 (全件実施)	11 件 (全件実施)	79 件 (全件実施)	69 件 (全件実施)		従事人員数	65	59	59	64	66
届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数	全件実施	過去3年平均 105,392 件	103,029 件 (全件実施)	104,582 件 (全件実施)	105,269 件 (全件実施)	106,324 件 (全件実施)	107,057 件 (全件実施)							
化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価 I に関する国に対する情報提供物質数	全件実施	過去3年平均 7,691 物質 (スク評)、219 物質 (評価 I)	スク評延べ 7,096 物質 / 評価 I 延べ 201 物質 (全件実施)	スク評延べ 7,732 物質 / 評価 I 延べ 208 物質 (全件実施)	スク評延べ 7,621 物質 / 評価 I 延べ 223 物質 (全件実施)	スク評価延べ 7,719 物質 / 評価 I 延べ 226 物質 (全件実施)	スク評延べ 7,957 物質 / 評価 I 延べ 247 物質 (全件実施)							
リスク評価 II 以降に関する国に対する情報提供物質数	全件実施	過去3年平均 4.0 物質	評価 II : 4 物質 (全件実施)	評価 II : 5 物質 (全件実施)	評価 II : 3 物質 (全件実施)	評価 II 以降 : 4 物質 (全件実施)	評価 II 以降 : 4 物質 (全件実施)							
新たな化学物質の公示名称原案作成物質数	全件実施	過去3年平均 化審法 183 件、安衛法 735 件	化審法 174 件 / 安衛法 762 件 (全件実施)	化審法 186 件 / 安衛法 738 件 (全件実施)	化審法 158 件 / 安衛法 838 件 (全件実施)	化審法 206 件 / 安衛法 630 件 (全件実施)	化審法 108 件 / 安衛法 631 件 (全件実施)							
PRTR データ集計の実施件数	全件実施	過去3年平均 32,979 件	33,669 件 (全件実施)	33,318 件 (全件実施)	32,890 件 (全件実施)	32,729 件 (全件実施)	32,209 件 (全件実施)							
化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数	全件実施	過去3年平均 24.3 件	45 件 (全件実施)	9 件 (全件実施)	17 件 (全件実施)	47 件 (全件実施)	42 件 (全件実施)							
化兵法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	過去3年平均 5.3 件	5 件 (全件実施)	2 件 (全件実施)	8 件 (全件実施)	6 件 (全件実施)	6 件 (全件実施)							
CAS 番号と化審法の整理番号等との紐付けを 100 件行い、NITE-CHRIP に掲載	-	-	-	-	-	-	128 件							
3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数	全件実施	過去3年平均 225 物質	292 物質 (全件実施)	164 物質 (全件実施)	278 物質 (全件実施)	233 物質 (全件実施)	169 物質 (全件実施)							

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
<p><b>【基幹目標上の指標】</b></p> <p>右記のとおり。</p>	<p><b>【基幹目標上の指標】</b></p> <p>化審法、化管法の届出情報に基づくリスク評価結果をもとに、機構の適切な助言等により環境排出量の適正化によるリスク懸念を払拭した事業所を4事業所とし、環境リスクの低減もしくは産業発展を阻害する過剰な措置の回避に貢献する。更に、リスク懸念箇所のある上記4事業所を含めた事業者や地方自治体に対して適切な化学物質管理に関する助言を行うことで、排出量の精緻化及び管理体制の強化等を促し、自主管理能力の向上等の好循環を生み出す。</p> <p><b>【基盤整備/重要項目】</b></p> <p>① 化審法、化管法で得られた届出情報によるリスク評価結果に基づき、適切な化学物質管理について自治体・事業者に対し助言を行う。特に、令和5年度においては、改正された化管法政令の施行に向けた支援・準備を強化する。</p> <p>② 化学物質管理に関する情報を一元化し、わかりやすく、タイムリーに発信することで、事業者の適切な化学物質管理を支援する。</p> <p>③ 法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案するとともに、評価技術等に関しては事業者のイノベーション支援にも活用する。</p>	<p><b>全体評定：A</b></p> <p>指標を含め事業計画を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p><b>○基幹目標の達成状況</b></p> <p>令和5年度は、初めて水域へのリスク懸念に着目し、新たに化審法で規制される化学物質の排出量の精緻化を図る3事業所、それ以外の化学物質に関わる5自治体と10事業所に対して、化審法のリスク評価で得られた有害性評価値等の情報を周知し、併せて化学物質の管理方法等に関して意見交換を行い適正な管理を促した。また、過年度に訪問した事業所のうち7事業所についても、より一層管理を改善するよう、働きかけを継続して行った。その結果、計4事業所において、適切な排出管理に関する取組が行われ、届出排出量が削減されるなど地域のリスク低減、規制の適正化などに貢献した。</p> <p><b>○CAS番号と化審法の整理番号等との紐付け及びNITE-CHRIPへの掲載</b></p> <p>CAS番号は化学物質流通における国際的なデファクトIDであるが、CAS名称と化審法公示名称の内容不一致により、輸入事業者等による化審法公示物質への該否確認が難航し、産業活動の足かせとなっている。そこで化審法公示番号の探索及び紐付けを令和5年度から開始した。化審法名称特有の複雑さから該否判断が困難な物質が存在するところ、CAS物質の別名やCAS名称から構造の可視化・デジタル化を行い多面的なアプローチで紐付け調査に活用するなどNITEの知見をフルに活用し、指標を大幅に上回る128件の紐付け及びNITE-CHRIPからの公開を実現した。</p> <p>&lt;通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況&gt;</p> <p>●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化審法、化管法、化兵法等の化学物質関連制度は、事業者の理解度や化学物質の用途、事業者の製造・取扱設備の実態などの要素を踏まえた個別対応が必要となるため、これまで蓄積した知見を活かし、引き続き化学物質管理の向上に寄与することを期待する。</li> <li>・制度横断的な情報基盤を整備するとともに、引き続き、NITE-CHRIPをはじめとする各種情報基盤等の更新や化学物質に関する名称付与業務等の着実な実施を期待する。</li> </ul> <p>●反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質関連制度関連業務において事業者への対応を通じた化学物質管理の向上に寄与する取組を実施し、特に上記「基幹目標の達成状況」のとおり、計4事業所において適切な排出管理に関する取組につながった。</li> <li>・NITE-CHRIPをはじめ各種情報基盤等の更新、化学物質に関する名称付与業務等、制度横断的な情報基盤の整備に寄与する取組を実施し、特に上記「CAS番号と化審法の整理番号等との紐付け及びNITE-CHRIPへの掲載」のとおり、MITI番号とCAS番号128件の紐付け及びNITE-CHRIPからの公開を実現した。</li> </ul>

<p><b>【事業計画 1. (1) 関連】</b> 新規化学物質事前審査等件数/QSAR 予測結果提供物質数/GLP 基準適合確認件数/少量新規申出書類確認件数/中間物等申出書類確認件数/立入検査実施件数（全件実施）</p>	<p><b>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。</b>  <b>●事業者からの相談対応及び国の審査資料の作成支援</b>      新規化学物質届出について事業者からの技術的事項の相談 107 件に対応し、うち、審議会で 20 件審議した。      また、国による新規化学物質審査の支援として、新規化学物質の事前審査・確認に関する資料を 162 件作成した。  <b>●分解性及び蓄積性に関する QSAR による予測結果の情報提供</b>      届出された新規化学物質に対する構造活性相関（QSAR）の計算の結果、及び難分解性かつ高蓄積性の懸念があるものについては過去に審査された類似物質の試験結果をとりまとめ、経済産業省に 103 物質情報提供した。</p> <p><b>イ 経済産業省の指示に基づき、GLP に係る試験施設の基準適合確認を実施する。</b>      GLP の査察対象件数は、2 件であり、着実に実施した。加えて、平成 24 年度以来となる経済協力開発機構（OECD）の現地評価が令和 5 年度に実施されたが、これに先立って、関係省庁との調整事項、事例検討会での議論、OECD の関連文書の最新の内容を取り入れる等、内部マニュアルや査察項目のチェックリストを更新した。</p> <p><b>ウ 化審法における少量新規化学物質の申出に関する（中略）技術的事項の確認を行う。</b>      少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認を 26,099 件、うち 19,877 件を QSAR で評価した。      少量新規化学物質の申出における技術的事項の確認について、用途による MOL 確認対象物質の絞り込みや、MOL 確認と 1 特類似構造物質検出の作業順序の変更を経済産業省に提案し、関連作業の効率化、合理化につなげた。</p> <p><b>エ 経済産業省の要請に基づき、中間物等、少量中間物等の申出書類（中略）技術的事項の確認を行う。</b>      中間物等の申出書類の技術的事項について 87 件確認した。</p> <p><b>オ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、（中略）的確に実施する。（後略）</b>      中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査を 19 件、少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査を 18 件、少量新規化学物質の立入検査を 23 件、低生産量新規化学物質を 9 件実施した。      また、3 省の立入検査計画（令和 5 年 9 月～令和 6 年 6 月）作成に修正案等の意見を提出し、反映された。</p> <p><b>カ 上記に係る問い合わせや申請の処理、評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。</b>      化審法の執行・執行支援業務に係る問い合わせや申請の処理、評価のための推計等を行うシステムについて、必要な保守、運用、改修を適切に実施した。</p>	<p>新規化学物質の届出に係る審査支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>届出された新規化学物質に対する QSAR による予測結果の国への提供を全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>化審法に基づく GLP に係る試験施設の基準適合確認について全件実施し、計画どおり達成した。また、OECD の現地評価においては、査察官は適切な専門性と科学的知識を備えており、GLP 基準等からの逸脱事項なしとの評価を受けた。</p> <p>少量新規化学物質の申出確認に係る支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。また、技術的事項に確認について、限られた期間における関連作業の効率化、合理化につなげたことは、計画を質的に上回る成果である。</p> <p>中間物等の申出確認に係る支援等を的確に全件実施した。</p> <p>化審法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等を的確に全件実施した。</p> <p>化審法の執行・執行支援業務に係るシステムの保守、運用、改修を的確に実施した。</p>
<p><b>【事業計画 1. (2) 関連】</b> 届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数/スクリーニング評価に関する国に対する情報提供物質数/リスク評価 I に関する国に対する情</p>	<p><b>ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等（中略）。</b>      経済産業省に届出された物質が製造・輸入数量の届出対象物質であるか等の技術的な確認等を全件実施し、この結果を用いて令和 5 年度以降事業者が届出に使用する物質リスト 107,057 件を更新し、公開した。このうち、経済産業省に届出された一般化学物質（化審法に登録されている化学物質のうち、いかなる規制対象にも指定されていない化学物質）8,252 物質及び優先評価化学物質（人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念がありリスク評価を優先的に行うべきと判断された化学物質）210 物質の製造・輸入数量の集計結果を経済産業省に報告し、同省から公表された。</p> <p><b>イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価（中略）。</b>      一般化学物質について、届出された製造・輸入数量を用いて環境中への排出量を算出し暴露クラス付けを行い、有害性情報（ヒト健康及び生態影響）を踏まえて優先評価化学物質に指定するべきかどうかのスクリーニング評価を行った。</p> <p><b>ウ 経済産業省の要請に基づき、優先評価化学物質のリスク評価（中略）。</b>      リスク評価は、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価（一次）」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価（二次）」とに大きく分かれる。さらに、リスク評価（一次）は、評価を進める優先順位付けを行う「評価Ⅰ」、事業者からの詳細な用途等の取扱い情報の報告要否を判断するための「評価Ⅱ」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いた有害性調査指示の要否を判断するための「評価Ⅲ」の三段階に分かれる。      評価Ⅰについては、生態影響について 127 物質、ヒト健康影響について 120 物質実施した。また、評価Ⅱ以降については、3 省が作成した「評価Ⅱの実施スケジュール」に掲げられている優先評価化学物質 4 物質について、全件実施の上で 3 省にその情報を提供し、3 省合同審議会ですれらに基づく審議が行われた。令和 5 年度はさらに、令和 4 年度に化審法の第二種特定化学物質への指定が確定した規制物質である（ノニルフェニル）-ω-ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名 NPE）に関し、第二種特定化学物質指定時の名称の作成、規制対象とする製品の設定、リスク管理のための技術上の指針作成、パブリックコメントへの回答内容の提案等の行政対応の支援を行った。</p> <p><b>エ 経済産業省の要請に基づき、第一種特定化学物質の候補物質等のリスク評価（中略）。</b></p>	<p>製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理、及び物質ごとの製造・輸入数量の集計を全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>一般化学物質のスクリーニング評価を実施し、国に対する情報提供を全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>優先評価化学物質のリスク評価案を作成し、国に対する情報提供を全件実施し、計画どおり達成した。      加えて令和 5 年度は、第二種特定化学物質への指定が確定した NPE に関し、物質指定時の名称の作成、規制対象の選定や合理的な規制措置の策定等を支援した。化審法で第二種特定化学物質に指定された化学物質及び政令指定製品を取り扱う事業者には、表示義務や技術上の指針の遵守等の規制が課されるが、第二種特定化学物質への物質指定は 33 年ぶりであり、化審法のリスク評価制度が開始してから初となる。そのような状況の中、NITE の取組は、行政の第二種特定化学物質の指定に係る規制措置策定の対応を支援し、事業者の NPE の取り扱いに係るリスクの最小化と規制対応コストの適正化に貢献するものである。</p>

<p>報提供物質数／リスク評価Ⅱ等に関する国に対する情報提供物質数（全件実施）</p>	<p>令和5年5月に第11回締約国会議（COP11）においてストックホルム条約附属書へ追加され、同年11月に3省合同審議会で化審法の第一種特定化学物質への指定や輸入禁止製品の決定がなされた難燃剤（デクロランプラス）及び紫外線吸収剤（UV-328）について、含有製品の回収必要性の判断等のため、人健康リスクの評価を実施した。また、令和6年1月に再審議となった医薬品原料（PF0A関連物質）のエッセンシャルユースのリスク評価書の更新を行った。</p> <p><b>オ 上記に係る収集情報の整理や評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。</b></p> <p>優先評価化学物質の詳細なリスク評価（評価Ⅱ）に関し、今後の再評価物質や類似物質の評価を加速化・効率化するとともに、蓄積したデータの解析により制度改善等の提案を行うために、これまでのリスク評価に関する収集情報、採用値及び議論の内容等をデータ化・収載し、自由に参照できるデータベースのプロトタイプを構築した。併せて化審法条文、国内外の化学物質管理に関する動向の参照機能を効率化した。</p>	<p>製品含有化学物質のリスク評価のために収集した情報を活用し、第一種特定化学物質のリスク評価案の作成及び国に対する情報提供を着実に実施した。いずれも審議会では、機構が作成したリスク評価書は参考資料として活用された。</p> <p>化審法のリスク評価に関するデータや動向を収載の上検索可能としたデータベースのプロトタイプを構築し、評価の効率化や制度改善提案のための解析を行う土台を整備した。</p>
<p><b>【事業計画 1. (3) 関連】</b> 新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）</p>	<p><b>●化審法公示名称原案の作成</b> 経済産業省の要請に基づき、新規審査判定時の名称付与92件、第一種特定化学物質候補の名称付与3件、第二種特定化学物質候補の名称付与1件、優先評価化学物質候補の名称付与12件を実施し、公示名称の原案を提供した。第一種特定化学物質は、名称原案作成のほか、ストックホルム条約で示されているPF0A関連物質の例示的リストにある物質群のうち、別の廃絶対象となる物質群に含まれるものへの再分類、分解性予測結果を元にしたグルーピング等の作業を実施した。さらに、今後の日本におけるPFAS規制対応についても同様に、適切かつ迅速な範囲指定が求められることが予想されるため、その基礎情報とすべく、国内で化審法における製造輸入実績等のあるPFAS化合物のリストと、米国EPA及びOECDにおいて規制対象とする候補として公開されているPFASのリストを突合し、PFAS-Japanリストとして経済産業省に提出した。</p> <p><b>●労働安全衛生法（安衛法）公示名称原案の作成及び厚生労働省への提供（全件実施）</b> 安衛法において新たに公示される化学物質について、厚生労働省の要請に基づき、公示名称の原案を631件提供した。</p> <p><b>●化管法の対象物質と化審法優先評価化学物質の対応関係の確認</b> 政令改正後の化管法対象物質について事業者による排出量の届出が適切に実施され、またPRTRデータを用いた化審法優先評価化学物質のリスク評価が促進されるよう、化管法金属化合物に包含される個別物質の確認及び化管法の対象物質と化審法優先評価化学物質の対応関係の確認を迅速に対応した。</p> <p><b>●化学物質名称付与ルールの国際標準の採用及び人材育成への取り組み</b> 改訂版IUPAC命名法であるIUPAC2013年勧告の法律への導入については、機構の働きかけにより、化審法、安衛法ともに平成30年4月届出分から導入された。また、国内外の命名法専門家との情報交換及び機構の業務内容と成果の周知等のため、IUPAC高分子部会年会に出席した。さらに、新たに名称付与業務に従事することとなった職員を対象とする名称勉強会を、中堅職員が自身のスキルアップを兼ねて指導する形で開催し、組織全体のスキルアップを図った。</p>	<p>化審法において新たに公示する物質の名称案を全件作成した。さらに、国内で製造されているPFASをあらかじめ把握し、PFAS-Japanリストとして経済産業省に提出するとともに、POPs条約での廃絶対象物質指定からの化審法1特指定において、計画的な対応を可能とし、もって1特指定の流れを円滑にしつつ適正な規制の範囲指定を実現し得る状況としたことは、計画を質的に上回る成果である。</p> <p>安衛法において新たに公示する物質の名称案を全件作成し、計画どおり達成した。</p> <p>化管法金属化合物に包含される個別物質の確認及び化管法の対象物質と化審法優先評価化学物質の対応関係の確認を迅速に対応したことは、事業者による排出量の届出の適正化、及び化審法優先評価化学物質のリスク評価の促進に繋がるもので、計画を質的に上回る成果である。</p> <p>IUPAC2013年勧告の法律への導入に資する取組を、人材育成を含め着実に実施した。</p>
<p><b>【事業計画 1. (4) 関連】</b></p> <p><b>【事業計画 1. (5) 関連】</b></p>	<p><b>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、必要に応じて、法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。</b></p> <p>3省共同化学物質データベースについて計画どおり、システムの維持管理及びデータ更新を実施した。また、システムの運用コスト削減のため、データベース管理システムをオープンソースソフトウェア製品に変更する改修を行った。</p> <p><b>イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。</b></p> <p><b>ウ 3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理を行い、必要に応じて法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。J-CHECK について、システムの維持管理を行い、必要に応じて3省との合意に基づき改良を行う。</b></p> <p>J-CHECKは、3省と合意した計画のとおり、システムの運用保守及びデータ更新（7回）を実施した。</p> <p>これまでJ-CHECKには国の既存化学物質安全性点検（以下「既存点検」という）により得られた化学物質の試験結果について、要旨やフルレポートの一部等、試験結果の概要を掲載してきた。一方で、フルレポートを入手したいという利用者の要望が多いことから、今年度から生態影響試験のフルレポート化を開始した（試験件数ベースで438件）</p> <p><b>ア 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して（中略）経済産業省に提言し、運用の実現を図る。</b></p> <p><b>●証拠の重みを勘案した総合的評価手法（WoE）の適用</b></p>	<p>3省共同化学物質データベースシステムのデータ更新を全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>3省と合意した計画のとおり、J-CHECKの運用保守及びデータ整備を着実に実施した。特に、国の既存化学物質安全性点検で実施した生態影響試験フルレポートの掲載は、他国での化学物質登録手続やリスク評価での活用など、利用者における円滑かつ効率的な化学物質管理に資するものである。</p> <p>生分解性に関し、データの信頼性の高さなどの証拠の重みを勘案した総合</p>

<p><b>【関連】</b></p>	<p>経済産業省の委託事業である令和5年度化学物質安全対策「化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査」において、生分解性に関し、データの信頼性の高さなどの証拠の重みを勘案した総合的評価手法（WoE）の化審法への導入に向けて、経済産業省と委託事業者に分解度試験やQSARに関する知見を提供し、事業の遂行を支援し、令和3年度以降、作成、テストケースでの検証と改定を重ねた生分解性に関するマニュアル案を完成させた。</p> <p><b>●合理化の提案と施行に向けた取組</b></p> <p>試験費用の削減及び3省と機構の審査業務の効率化を見据え、新規審査における高分子化合物の評価の合理化、生分解性の類推判定の運用明確化の検討を行った。具体的には、高分子化合物について、試験をせずとも合理的に評価可能と考えられる物質群を提案した。当該物質群案について経済産業省の調査事業において、ヒアリングを行った専門家からは肯定的な評価を得られた。その他、令和5年度の経済産業省の調査事業にて、令和4年度の調査事業で対象外とした高分子化合物（ポリエステル等）に該当するものの約700物質を対象とし、データベース化及び合理化の要件についても検討し、ヒアリングを行った専門家からいくつかの懸念点が示された。以上を踏まえ、既に得られている知見に基づく合理的な評価をさらに促進するため、生分解性に関する類推による判定の考え方を整理し経済産業省に提案した。当該提案が審議会です承され、令和6年3月に3省のウェブサイトから公表された。</p> <p><b>イ 分解性・蓄積性の判定や暴露評価・リスク評価に必要な性状データを得るための試験が困難な物質群について、類推法や試験法の改良、代替的な手法等の検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図る。</b></p> <p>特異な物理化学的性状（界面活性作用）のためにリスク評価が困難な界面活性剤の物理化学的性状データの取扱いについて、欧州等で推奨されているものの、いまだ確立されていない水-オクタノール分配係数（logPow）の実測のための手法（低速攪拌法）について、最適な実験条件を検討し、複数の界面活性剤について再現性のあるデータを得た。得られた結果は専門家等による検討会にて承認され、化審法の優先評価化学物質（2物質）のリスク評価の審議において採用された。</p> <p><b>ウ 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して（中略）経済産業省に提言し、運用の実現を図る。</b></p> <p>優先評価化学物質への指定後、そのリスクの程度が低いことから詳細なリスク評価に進むことなく滞留していた物質に対し、新たに得られた有害性情報及び暴露情報を用いた検証を実施した。その結果1物質を、生態影響に関し優先評価化学物質の指定取消に該当すると判断した。また、リスク評価が困難とされている構造・組成が複雑な物質について、届出添付制度により得られた構造・組成情報を解析の上整理し、詳細なリスク評価で用いる性状等の情報収集対象物質の選定案を経済産業省に提示した。</p> <p><b>エ 化審法のリスク評価に用いる用途分類と排出係数（中略）情報収集や手法の検討を行うものとする。</b></p> <p>今後、化審法において第一種特定化学物質に指定予定である難燃剤（デクロランプラス）及び紫外線吸収剤（UV-328）のリスク評価を行うにあたり、これらの主な暴露源となる製品群や含有濃度等の文献調査情報の整理及び含有試験を実施し、リスク評価に活用した。また、UV-328の含有が確認された製品について、北陸支所と連携して放散試験を実施し、製品からの排出状況を確認した。</p>	<p>的評価手法（WoE）の化審法への導入に向けて、分解度試験やQSARに関する知見の提供等を着実に実施した。</p> <p>化審法運用の合理化に向けた検討を行い、高分子化合物の評価の合理化案について専門家から肯定的な評価を得ており、試験法等の通知の改定に向けた検討を継続する。また、生分解性の類推判定の運用明確化については3省のウェブサイトから公表に至った。公表した類推判定の運用を適用した場合、実測試験にかかる費用及び期間が削減され、新規化学物質の申請コストが適正化することにより新規化学物質の開発の促進に繋がると期待される。</p> <p>これらは、今後の評価の効率化や制度改善提案のための土台となるもので、計画を質的に上回る成果である。</p> <p>環境排出量が大きく迅速な環境中の生物へのリスク評価が望まれるものの、その特異的な性質のため、環境排出量を推計するために用いられる一部の物理化学的性状データについての試験方法等が国際的にも確立されていない洗剤等の界面活性剤について、その確立に着実に取り組んだ。</p> <p>段階的なリスク評価において滞留するリスク懸念が低い優先化学物質の指定を、新たに得られた有害性情報及び暴露情報を用いた検証を行いその指定の取り消しに関する提案を着実に行った。</p> <p>製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集を着実に実施した。</p>
<p><b>【事業計画 2. (1) 関連】</b></p> <p>PRTRデータ集計の実施件数（全件実施）</p>	<p><b>① 事業者等からの届出データの集計等</b></p> <p><b>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTRデータの確認・集計（中略）する。</b></p> <p>PRTR届出データ(32,209件)の記録・集計を行い、届出外推計結果（届出事業者以外からの排出）を合わせた公表データ等を作成した（国から令和6年2月27日に公開）。また、内容照会では、真に影響の大きな疑義に絞り、前年度の約1/10（79件）の件数となったものの、排出量・移動量の是正量は約4割の総計約2,945トンとなり、効率的に届出内容の正確性を確保したさらに、PRTR事務処理を効率化するため、RPA-OCR※の活用と同時に、独自開発したQRコードを読み込むプログラムの検証・活用により、将来的なコスト削減の道筋をつけた。またRPAシナリオの微修正もを行い、引き続き業務効率化を図った。</p> <p><b>イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の（中略）システムの運用を行う。</b></p> <p>化管法関連の電子計算機システムの運用、維持・管理を着実に実施し、事業者の届出、行政の事務処理の円滑な実施に貢献した。</p> <p><b>ウ 事業者に対してPRTR届出等に関する啓発活動等を行う。</b></p> <p>令和5年度は、自治体向けのPRTR届出処理に関する動画の作成・公開を行い（再生回数は約625回）、また、電子届出率の低い業種へのアプローチを国とともに4回実施するとともに、化管法改正内容とセットで開催される電子届</p>	<p>化管法に基づき届け出られたPRTRデータの集計・解析を全件実施し、計画どおり達成した。また、内容照会は、真に影響の大きな疑義に絞り、効率的に届出内容の正確性を確保しつつ、PRTR書面届出の事務処理においても、独自開発プログラムの活用によりコスト削減の道筋をつけ、RPAのシナリオの微修正を行うなど、業務効率化を着実に実施した。</p> <p>化管法政省令見直しを機に電子届出の利便性を向上させたPRTR届出管理システムの運用、維持・管理を着実に実施した。</p> <p>動画公開、講演会及び説明会等を通じて、事業者や自治体に対し、PRTRデータを活用した化学物質管理の促進を図り、政府のデジタル推進に貢献し</p>

	<p>出の促進に関してはシステム操作も含め、業界団体、自治体及び事業者向けの説明会及び講演会に精力的に講師を派遣した（計4回）。その結果、多くの事業者が電子届出へ切り替えた（届出の電子届出率：約6%上昇）。</p> <p><b>エ PRTR届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。</b></p> <p>PRTR届出に関する事業者からの問い合わせ（約2,900件）に回答することで、事業者の円滑な届出及び自治体等の円滑な事務処理を支援した。</p> <p><b>② 解析結果の普及・活用促進等</b></p> <p><b>ア 経済産業省の要請に基づき、PRTRデータの解析を行う。</b></p> <p>「令和4年度PRTRデータの概要」に用いる462物質（全件）の解析結果を提供し、令和6年2月27日に公表された資料「令和4年度PRTRデータの概要」に活用された。</p> <p><b>イ PRTRマップを的確に運用し、（中略）視覚的にわかりやすい情報提供を行う。</b></p> <p>排出量及び濃度等の暴露情報について国民や事業者等に視覚的にわかりやすい情報提供を行うため、PRTR対象化学物質の届出大気排出量、推計大気排出量及び濃度をPRTRマップで公開した。また、事業者、自治体の自主管理に役立てるため、二次加工が可能な形式等でダウンロードデータを公開し、講習会において、PRTRデータの活用について紹介した。さらに、昨今のデジタル化とデータの利活用の推進状況を鑑み、今後はマップ表示用データの提供のみに切り替えることとし、データ利活用を促すためのマニュアルの整備とサイトの準備を行った。</p> <p><b>ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所にPRTRデータを活用した化学物質管理手法に関する助言を訪問、Web会議等適切な方法にて行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。</b></p> <p>令和元年度から全国を対象にPRTR対象物質について、PRTRマップを活用したリスク評価を実施している。リスク評価結果及び化審法リスク評価結果を勘案し、優先的に取り組むべき化学物質と地点を明確にし、該当する自治体及び事業者に対して自主管理の促進を図った。</p> <p>令和5年度は、新たに化審法で規制される化学物質の排出量の精緻化を図る3事業所への働きかけとともに、初めて水域へのリスク懸念に着目し、新たに5自治体と10事業所に対して、化審法のリスク評価で得られた有害性評価値等の情報を、より事業者に分かりやすい言い換えや納得感を持たせる資料で周知し、併せ化学物質の管理方法等に関して意見交換を行い適正な管理を促した。また、前年度以前に訪問した事業所のうち7事業所についても、事後確認の意見交換等を行いより一層管理を改善するよう、働きかけを継続して行った。</p> <p>その結果、計4事業所において、適切な排出管理に関する取組が行われた。</p> <p><b>③ 排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案</b></p> <p><b>ア PRTR排出量算出マニュアルの更新等への技術的サポートを通じて、化審法のリスク評価にも活用され、次期化管法対象物質選定にも使用される事業者のPRTR届出データの精緻化に貢献する。</b></p> <p>化管法政令改正に伴う事業者負担軽減のため、届出情報の照会を実施し、PRTR届出データの精緻化に貢献するとともに、HPのQ&amp;Aに改正化管法政省令に関する変更点を併記するほか、届出のポイントをまとめ公表した。また、改正化管法政省令に基づく把握し易い化管法物質リストの更新（修正）、届出システムの操作に関し令和3年度末に導入したAIチャットボットの運用や学習対応、システム操作説明動画（改修後のシステム）の掲載などの届出支援を実施した。</p> <p><b>イ 化審法の運用で使用されている排出係数の見直し（中略）経済産業省に提言し、運用の実現を図る。</b></p> <p>経済産業省主催の化管法見直しPT会議に参加（計4回）し、知見・経験等に基づく意見交換や提案を行った。また経済産業省の依頼により、次の化管法の見直しにおけるPRTR物質選定で使われる排出量の推計手法等の検討に向けて引き続き経済産業省で実施している検証作業の一部を実施した。</p>	<p>た（届出の電子届出率：約6%上昇）。</p> <p>PRTR届出に関する事業者からの問い合わせに適切に対応し、円滑な届出を図るとともに、PRTRデータの精緻化に貢献した。</p> <p>計画どおり、PRTR届出排出量の傾向についてデータ解析を全件実施し、経済産業省及び環境省に活用された。</p> <p>PRTRマップの的確な運用とともに、わかりやすい情報提供を着実に行った。</p> <p>PRTRデータを活用して、全国で環境リスクが懸念される地域を明確にし、機構から自治体に対しリスク情報を提供したことで、それまでリスクについて情報が得られていなかった自治体が、正しくそれぞれの自治体に存在するリスクを認識した。また、令和5年度は、新たに化審法で規制される化学物質の排出量の精緻化を図る3事業所への働きかけとともに、初めて水域へのリスク懸念に着目し、新たに5自治体と10事業所に対して、化審法のリスク評価で得られた有害性評価値等の情報を、より事業者に分かりやすい言い換えや納得感を持たせる資料で周知し、併せ化学物質の管理方法等に関して意見交換を行い適正な管理を促した。また、前年度以前に訪問した事業所のうち7事業所についても、事後確認の意見交換等を行いより一層管理を改善するよう、働きかけを継続して行った。その結果、計4事業所において、適切な排出管理に関する取組が行われ、届出排出量が削減されるなど地域のリスク低減、規制の適正化などに貢献できた。</p> <p>排出量の算出方法の正確性向上等に係る各種取組を着実に実施し、化管法政令改正に伴う事業者負担を軽減した。</p> <p>経済産業省主催の化管法見直しPT会議への対応を着実に実施した。</p>
<p><b>【事業計画2. (2) 関連】</b> 国際機関による検査等への立会い実</p>	<p><b>ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</b></p> <p>令和5年度は、化兵法に基づく国際機関による検査等への立会いを17事業所（内、事前調査を16事業所）実施し、夏休み期間を除きほぼ査察対応を行っていた状況であった。また、9月から10月にかけて、OPCWが国際検査の効率化の意向から、初となる3連続検査が2週間にわたり実施された。化兵法に基づく立入検査は、6事業所を実施した。</p> <p>実態調査は、9事業所について実施した（書面調査：7事業所、現地調査：2事業所）。その際、国際機関による検査</p>	<p>立会い業務は、初となる3連続検査に向けた準備について、経済産業省と相談しつつ、事前準備を行ったことで、特段問題無く、円滑な対応を行うことが出来た。本年は、分析付き査察がなかったが、事業所の協力を得て、試料を採取し、分析を行い、分析技術の継承を行うことが出来た。</p>

<p>施件数、実態調査件数／立入検査等の実施件数（いずれも全件実施）</p>	<p>が実施された場合に備え、効率的な立会い業務を行うため、ロジや分析付き検査の事業所の対応状況について伴わせて確認を行うよう経済産業省に依頼した。また、実地で検査を行った事業所のうち1事業所において、事業所の協力を得て、試料を採取し、分析を行った。</p> <p><b>イ 必要に応じて、化学兵器禁止機関（OPCW）の会議等に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。</b></p> <p>OPCWの会議にウェブ会議で参加し(3件)、国際機関による検査の動向に関して情報収集を行った。</p>	<p>立入検査業務については、令和5年度は6件実施したが、特段問題なく対応を行うことが出来た。</p> <p>実態調査については、今後実態調査の対象となる事業者と機構とのやりとりの回数を減らすことが期待でき、双方にとっての実態調査に対する負担を減らすことが期待できる。</p> <p>OPCWの会議に参加したことで国際機関による検査の動向、他国での検査対応方法を把握し、日本での検査対応方法の参考とした。</p>
<p><b>【事業計画3. (1) 関連】</b></p> <p>CAS番号と化審法の整理番号等との紐付けを100件行い、NITE-CHRIPに掲載する。</p> <p>3省から提供されたGHS分類結果の提供物質数（全件実施）</p>	<p><b>ア NITE-CHRIPを的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の収載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。</b></p> <p>令和5年度は、合計7回の更新作業を行った。また、利用者等の要望等を踏まえ、「安衛法：がん原性物質（安衛則）（作業記録等の30年保存対象物質）」、「消防法：危険物」等安衛法及び消防法を中心に8件の新規情報源を追加した。さらに、情報収集作業の一部をRobotic Process Automation（RPA）で自動化して行った。その結果、作業効率が向上し、新規情報源の追加等掲載作業時間を確保することが可能となった。</p> <p><b>イ NITE-CHRIP、J-CHECK等、機構が提供している情報提供システムに収載している化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合を行い、その結果について情報の一元管理のために各システムに登録・反映する。</b></p> <p>CAS番号は化学物質流通における国際的なデファクトIDであるが、CAS名称と化審法公示名称の内容不一致により、輸入事業者等によるCAS番号とMITI番号の紐付け調査が難航し、産業活動の足かせとなっている。NITE-CHRIPの検索ログからも、CAS番号がMITI番号に紐付いていないケースが多数確認されていたため、それらのうち、令和4年度にNITE-CHRIPでの検索数が特に多かったCAS番号約300件を中心に、MITI番号の探索及び紐付けを行った。</p> <p><b>ウ 事業者によるGHSに基づいた危険有害性情報についてのラベル及びSDS作成を支援（中略）を行う。</b></p> <p><b>●政府によるGHS分類結果の公表</b></p> <p>令和4年度分類実施分(169物質)を令和5年6月に公表した(日・英、英語は分類根拠文を除く)ほか、全ての危険有害性項目の分類根拠文を機構内で英訳した。また、令和3年度分類実施分(258物質)の分類根拠文の英訳(主に令和4年度に作成)を令和5年7月に公表した。さらに、各危険有害性項目の最新の分類結果のみを統合した「NITE統合版GHS分類結果」(日・英)に令和4年度実施分の分類結果を反映させつつ、OECDのeChemPoralに提供した。</p> <p><b>●NITE-Gmiccsの情報更新、運用等</b></p> <p>令和5年度は、NITE-Gmiccsの使い方に関する講習会を開催(11月に2回実施)したほか、NITE講座や経済産業省主催のキャラバンで講演する等広報に努めた。また、利用者からの要望を踏まえ、政府GHS分類が実施されていない汎用的な化学物質(炭酸カルシウム、酢酸ナトリウム等16物質)の分類結果を最終的にNITE-Gmiccsに収載することを目的に、令和5年度に機構独自の分類を試行した。</p> <p><b>エ AJCSDを的確に運用し、ASEAN各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。(後略)</b></p> <p>令和5年度は7回データ更新を行った。ASEAN各国から提供される法令物質情報のデータ更新等については、引き続き粘り強くフォローを継続中である。</p> <p><b>オ 提供情報等に関するユーザーからの問合せに適切に対応する。</b></p> <p>提供情報への問合せ(NITE-CHRIP 215件、J-CHECK 25件、GHS 378件、ケミマガ 17件)に迅速かつ適切に対応した。</p> <p><b>カ NITE-CHRIP、GHS総合情報提供分類結果公開サイト、NITE-Gmiccs、AJCSD(中略)保守、運用、改修を行う。</b></p> <p>NITE-CHRIP及びNITE-Gmiccsはユーザビリティ向上のため、それぞれ検索機能・結果表示機能の向上及び入力仕様の拡充等の機能改修を実施した。また、NITE-CHRIPは、情報量増加に伴う検索性能低下が懸念されたため、性能維持向上のための調査を実施した。</p>	<p>定常更新及び情報源追加の着実な実施のほか、各情報源の定期的な情報収集のための内製ITツール及びRPAの活用、また、更新管理に係る作業等の見直しにより、作業効率化を図った。以上により、事業者により有用な法規制等の情報を迅速かつ効率的・効果的に提供することで、事業者の法規制対象物質調査に要する負担の削減及び適切な化学物質管理の促進に貢献した。</p> <p>化審法名称に特有の複雑さから、CAS番号の該当性の判断が困難な物質が存在する中、CAS物質の別名やCAS名称から構造の可視化・デジタル化を行い多面的なアプローチで紐付け調査に活用し、指標を大幅に上回る128件の紐付け及びNITE-CHRIPからの公開を実現した。</p> <p>政府GHS分類結果の令和4年度分類実施分を計画どおり全件公表した。公表した分類結果の「NITE統合版GHS分類結果」、NITE-CHRIP及びNITE-Gmiccsへの即時反映、分類結果や分類根拠文の速やかな英訳、並びにこれらの英語情報の公表及びeChemPortalへの提供により、事業者の化学物質管理コストの低減や円滑な貿易に貢献したと考えられる。また、NITE-Gmiccsの運用により、混合物GHS分類に係る事業者の負担の軽減やラベル・SDSの正確性の向上が期待されるほか、政府GHS分類未実施の汎用物質の分類試行(将来的にGmiccsに収載)により混合物SDS作成の効率化が期待される。以上の取組は、事業者間の円滑な情報伝達の促進に資すると考えられる。</p> <p>AJCSDのデータ更新を7回実施し、計画どおり達成した。</p> <p>提供情報への問合せに迅速かつ適切に対応した。</p> <p>NITE-CHRIPに係る調査の結果、検索結果表示速度についての改善点や検索速度改善の対応策の提案が得られ、来年度以降の改善方針を立てることが可能となった。</p>
<p><b>【事業計画3. (2) 関連】</b></p>	<p><b>ア 事業者等の適切な化学物質管理を支援するため(中略)メールマガジン(NITEケミマガ)の配信を行う。</b></p> <p>化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、機構のWebサイトを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報等について、最新情報を提供した。情報提供の結果、新聞掲載が5回あった。また、メールマガジン「NITEケミマガ」を原則として毎週配信し、国内外の公的機関等から公表された化学物質管理に関する最新情報等を</p>	<p>Webサイトへの情報提供、メールマガジンの配信について、着実に実施した。特に「NITEケミマガ」において、国内及び海外の記事収集、収集した記事の取捨選択・編集、配信用メール文案の確認・承認、配信、バックアッ</p>

	<p>とりまとめて提供した。配信登録件数は令和5年度末時点で12,170件となった（対前年度比18.0%増加）。</p> <p><b>イ 事業者等が適切な化学物質管理を実施するため（中略）NITE講座などのセミナー等を主催する。</b></p> <p>例年事業者向けに社会人講座として開催してきたNITE講座について、令和5年度は化学物質管業務の従事歴が短い初心者向けの内容にてオンライン配信で講座を開催した（のべ5,216人が参加）。講座内容は、化学物質管理者が知っておくべき化学物質管理の基本的な概念の解説及び化審法、安衛法、化管法、消防法といった化学物質管理に必須な法規制について初めて法規制対応等を行う者が躓く点を補うことを目的とした解説、さらには、化学物質管理に関する情報収集や情報の使い方についても解説する講座とした。</p> <p><b>ウ 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進（中略）に関する情報発信を行う。</b></p> <p>適切な化学物質管理を行うにあたり、機構が有する知見を広く知っていただくために行政機関や産業界等からの講師派遣を行った。具体的には、行政機関に8件、産業界・大学に9件、海外機関に2件の講師を派遣した。</p> <p><b>エ 情報提供・発信手段ツールの利用状況等の調査を行い、（中略）情報提供内容・手段の改良を図る。</b></p> <p>機構で保有している情報の利活用や利便性向上等を図るため、川上から川下の業界・企業及び業界・企業における異なる立場の業務従事者（R&amp;D部署や法規制対応部署等）と広く意見交換を行い、他のサービスとの差別化や事業者がより法規制遵守できるような情報提供の内容及びあり方等を模索した。</p>	<p>プといった一連の作業を毎週欠かさず実施した。</p> <p>NITE講座は講義項目・内容を見直し、化学物質管理初心者向けとして事業者における化学物質管理において、必須な知見や法規制遵守において躓きやすい点を理解し、業務にすぐに反映可能な内容としたことで好評が得られ、次年度以降も望む声を参加者から多数いただいた。</p> <p>依頼のあった講演について、適切に対応し、化学物質管理の重要性について幅広く情報発信した。</p> <p>異なる立場の事業者及び従事者から多くの意見を聴取し、NITE-CHRIPやケミマガ等NITEが提供している化学物質管理関係情報の必要性等を把握し、今後の情報提供内容を検討して行くにあたって必要な基礎情報を得た。</p>
<p><b>【事業計画3.（3）関連】</b></p>	<p><b>ア 化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備について、関係省庁等と連携し、化学物質管理の課題解決にむけた検討を行う。</b></p> <p>関係省庁が持つデータの効率的な活用のため、NITE-CHRIP用サーバ領域に共有用ストレージ領域を準備したほか、NITE-CHRIPと他のデータベース等との効果的な連携方法を明確化するための委託調査を実施した。さらに、NITE-CHRIPデータの提供による情報の整合化や今後の連携・情報拡充のため、次のとおり関係機関と意見交換等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生労働省【毒劇法】：NITE-CHRIPの毒物及び劇物取締法の対象物質リストを厚生労働省へ提供し、NITEから働きかけることにより、厚生労働省が法令対象物質を明確化し、法令のFAQの修正を検討するとともに、法令対象物質リストとの整合化を図った。</li> <li>●職場のあんぜんサイト（厚生労働省・JNIOOSH）【安衛法】：NITE-CHRIPの物質検索履歴データを労働安全衛生総合研究所（JNIOOSH）へ提供することで、モデルSDSの更新に際して事業者ニーズに基づいた優先順位付け等に活用された。</li> <li>●DBRP（NITEバイオセンター）：DBRP（化学物質を分解・産生する細菌の情報を掲載）との相互リンクを実現した。</li> <li>●日本化粧品工業会（JCIA）【化粧品基準】：薬機法の化粧品基準（ポジティブリスト・ネガティブリスト）の新規追加に向けて意見交換を実施した。当該基準に書かれている化粧品成分名称は通常化学物質名称の付け方と異なるので、この情報源の追加が実現できると、当該成分名称から他法令の情報、GHS分類結果、試験結果等にアクセス可能となる。来年度も引き続き、掲載に向けた具体的な準備を進める予定。</li> <li>●CMPタスクフォース：業界横断的な規制対象等物質リストを作成するWGに参画し、NITE-CHRIPとの連携の可能性を検討した。（CMP＝次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム）</li> <li>●科学技術振興機構（JST）：JSTが運用するJ-GLOBAL（科学系文献データベース）との連携に向け意見交換を実施した。JSTからNITE-CHRIPへのリンク掲載の実現に向け、来年度も引き続き準備する予定。</li> <li>●物質・材料研究機構（NIMS）：NIMSが運用するPolyInfo（高分子材料特性に関するデータベース）との連携に向け意見交換を実施した。PolyInfoと相互にリンクを掲載する方向で、来年度も引き続き準備する予定。</li> </ul> <p><b>イ 化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合（中略）について検討する。</b></p> <p>複数の法令間の突合をする際の各種情報の活用や効率的なデータ整備を見据え、新たなデータベースを開発した。</p> <p><b>ウ 国や事業者が実施する化学物質の安全性評価における予測手法（中略）利活用を支援する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●分解性・蓄積性に関するQSARの国の審査への適用範囲拡大等の検討</li> </ul> <p>令和4年度経済産業省委託事業「化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査」にて開発した「分解性に係るAIを用いたQSAR予測手法のシステム」（以下「AI-QSAR」という。）の社会実装に向けて、化学品、化粧品及び農薬等を取り扱う国内の様々な立場の事業者及び業界団体等に対して、AI-QSARに求められる利用ニーズ、外部公開の形式及び実装を要望する機能等の調査を実施した。当該調査結果により把握した利用ニーズに基づき、AI-QSARの社会実装に向けた具体的なシステム要件定義にかかる検討を令和6年度に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●反復投与毒性に関する構造活性相関手法の技術的な検討</li> </ul>	<p>情報一元化に向けた準備を実施した。データ連携に関する調査の一環で実施した事業者ヒアリングでは、検索機能や検索結果表示機能の向上等を要望する声が多かったが、これらは既に今年度の機能改修を実施しており（3.（1）カ参照）、事業者ニーズに合致した改修であったことが確認できた。API機能の付与の要望もあり、今後の改修方針を検討する上で有用な調査となった。</p> <p>また、関係機関との意見交換や調整の実施により、関係機関における情報の拡充や質の向上（厚生労働省、JNIOOSH）、事業者におけるイノベーションの促進（DBRP）に寄与したと考えられる。日本化粧品工業会、CMPタスクフォース、JST及びNIMSとは、来年度以降も具体的なデータ掲載やリンク掲載に向け、引き続き準備を進めていくことで、事業者ニーズに合った提供情報の拡充、新規利用者の増加、新規の業種や川中・川下の事業者における化学物質管理の促進にも貢献できる見込みである。これらにより、NITE-CHRIPが、事業者が必要とする情報を迅速かつ効率的・効果的に提供する情報基盤となり、利用者の化学物質管理に関する調査の負担軽減、さらに、事業者における適正な化学物質管理の実現に貢献できると考えられる。</p> <p>種々の情報を効率的に利用した物質情報管理の取組を着実に実施した。</p> <p>分解性・蓄積性に関するQSARの国の審査への適用範囲拡大等の検討に係る各種調査を着実に実施した。</p> <p>反復投与毒性に関する構造活性相関手法の技術的な検討を着実に実施し</p>

<p>HESS に反復投与毒性試験データ等の追加・更新を 67 物質行い、令和 6 年 3 月に公開した。</p> <p>●<b>法執行支援で培った技術のイノベーション支援への転用</b></p> <p>HESS を含む化学物質の安全性評価における予測手法の利用促進のため、事業者向けのリードアクロス講習会を、国立環境研究所及び国立医薬品食品衛生研究所からも講師を迎えて実施した。また、AI-QSAR の社会実装に向け、ビジネスモデルや中長期的なスケジュールについて経済産業省と検討するとともに企業や業界団体へのニーズ調査を実施した。</p> <p>エ 欧米等（中略）国内での業務（評価手法高度化、制度見直しや運用改善の検討等）に活用する。</p> <p>●<b>欧米の関係機関との協力関係の維持強化</b></p> <p>2 月に EC 本部（ブリュッセル）で開催された日 EU 化学品 WG 準備会合に METI と共に参加し、日本と EU の化学品規制に関する意見交換を実施した。4 月に開催されるヘルシンキケミカルフォーラムにおける METI の発表資料の作成に協力した。また、米 EPA との協力関係も維持した。</p> <p>●<b>経済協力開発機構 (OECD) の化学品バイオ技術委員会 (CBC) 傘下の活動への参加による情報提供と規制の国際統合化に向けた情報収集</b></p> <p>CBC 会合では、経済産業省による対処方針案の作成に協力した。また、5 月に OECD の EHS 課長が来日した際には、NITE 内で意見交換会を実施し、暴露評価、構造活性相関、テストガイドラインに関する意見交換を行うとともに、リスク評価に関する理事会決議改訂の専門家グループにも電話会議にて参加し、改訂案に対するコメントを提出した。さらに傘下の活動として、構造活性相関分野（OECD に派遣している職員との情報交換及び各種議論への参加、意見交換、及び情報提供）、暴露評価分野（化学物質のリスク評価に活用される暴露評価に関する最新情報の収集、機構が開発したツール（PRAS-NITE）の情報を提供による暴露評価ツールに関する調査への貢献）への対応を行った。</p> <p>●<b>その他の国際会議</b></p> <p>国際化学物質管理会議（ICCM）及び化学物質に関する政策パネル（SPP）会議への METI の対処方針作成に協力した。</p> <p>●<b>情報提供と情報収集</b></p> <p>ChemCon Europe2023 において我が国の化学物質管理の動向に関する発表を行った。また、ChemCon 代表者と意見交換会を実施し、今後の ChemCon の開催方針について意見交換を行った。さらに、プログラムアドバイザー委員として次回会合のプログラムの作成や発表者の推薦に協力した。</p> <p>オ 関連省庁や関連業界と調整しつつ国連 GHS 専門家小委員会に参加し（中略）GHS 関連業務に活用する。</p> <p>●<b>国連 GHS 専門家小委員会等の情報収集</b></p> <p>国連 GHS 専門家小委員会（7 月・12 月に対面で開催）に機構職員が参加した。機構は、対処方針案の検討・作成及び報告書の和訳・HP 掲載を実施した。また、日本の産業に影響する可能性のある GHS に関する動向については、様々な非公式作業グループに参加し情報収集すると共に、適宜、経済産業省や専門家等への共有を行っている。</p> <p>カ 経済産業省の要請に基づき、アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定（MOC）等による化学物質管理法制度に係る情報交換等における技術支援を行う。</p> <p>●<b>化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換</b></p> <p>台湾 SAHTECH との定期会合を、台湾にて韓国 KCMA も含めた 3 者合同会合として令和 5 年度に開催した。また、AMEICC WG-CI 2023 に出席し、東南アジア諸国と化学物質管理の動向について情報交換を行った。</p>	<p>た。</p> <p>化学物質の安全性評価における予測手法の利用を促進するための取組を着実に実施した。</p> <p>欧米の関係機関との協力関係に係る取組を、着実に実施した。</p> <p>OECD 活動に係る各種取組を、着実に実施した。</p> <p>その他の国際会議に係る取組を、着実に実施した。</p> <p>情報提供及び情報収集に係る取組を、着実に実施した。</p> <p>国連 GHS 専門家小委員会において、対処方針案の検討・作成及び報告書の和訳・HP 掲載を着実に実施した。</p> <p>各種 MOC 等に基づく取組を、着実に実施した。</p>
---	--

4. その他参考情報

I-3. バイオテクノロジー分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	バイオテクノロジー		
業務に関連する政策・施策	ものづくり/情報/流通・サービスのうち、バイオ	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、生物遺伝資源等及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により利活用を促進し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。 【重要度：高】 【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報								① 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【基幹目標】 ユーザーニーズに基づく生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により、生物資源データを集約した横断的プラットフォームの利用数	令和4年度比20%増加			47,332件	79,263件	139,611件	173,470件	予算額(千円)	1,838,680	1,970,834	2,079,852	3,747,396	2,104,758
新たな微生物遺伝資源の収集数	産業界からのニーズ等を踏まえ、150株		428株	182株 (令和2年度からは、能動的収集微生物を対象を限定)	189株	193株	255株	決算額(千円)	2,744,807	2,619,113 (予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金の増である。)	2,132,997	2,279,717 (予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)	4,224,648 (予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)
								経常費用(千円)	2,014,509	2,071,315	1,965,027	2,237,552	2,132,050
生物遺伝資源のバックアップ保存数	ユーザーからの依頼に基づき全数を実施	(参考)令和元年度11,865株、令和2年度12,735株、令和3年度17,187株	(168件)11,865株 機器9台 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	(189件)12,735株 機器9台 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	(227件)17,187株 機器14台 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	243件 (規程改正に伴いカウント方法を変更)(ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	264件 (規程改正に伴いカウント方法を変更)(ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	経常利益(千円)	74,265	75,635	19,818	82,094	116,270

								施)						
特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 291件	291件 (全件実施)	319件 (全件実施)	264件 (全件実施)	290件 (全件実施)	265件 (全件実施)		行政コスト(千円)	2,906,257	2,434,423	2,345,921	2,589,950	2,502,677
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 89件	174件 (全件実施)	71件 (全件実施)	47件 (全件実施)	60件 (全件実施)	59件 (全件実施)		従事人員数	78	75	71	76	75
GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 1件	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)	1件 (全件実施)							
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 5件	9件 (全件実施)	0件 (全件実施)	5件 (全件実施)	8件 (全件実施)	9件 (全件実施)							
微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数	全件実施					3件 (全件実施)	3件 (全件実施)							
製品事故の原因物質解析の実施件数	生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施	(参考) 過去3年平均 27件	21件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	22件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	39件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	19件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	8件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)							

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	令和5年度業務実績	自己評価
(指標) ユーザーニーズに基づく生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により、生物資源データを集約した横断的プラットフォームの利用数を令和4年度比20%増加	<p><b>【基盤整備/重要項目】</b></p> <p><b>① 横断的プラットフォームの安定的な運用、及び生物遺伝資源やそのデータの利活用促進</b></p> <p>基幹目標の達成を目指し、バイオテクノロジー分野内に課室横断的なメンバー構成による基幹目標対策会議を設置し、毎月の生物資源データプラットフォーム (DBRP) のアクセス解析と、DBRP の広報・営業、コンテンツ企画の検討を連動させ、より効果的な DBRP の広報活動及び情報の拡充や利用環境整備等による DBRP のユーザビリティの向上を集中的に進めた。</p> <p>DBRP については、データ更新頻度の増加に伴い更新データ一覧を表示できるようにし、多様な端末からの閲覧に対応するためモバイル対応の説明ページを公開した。さらに、NBRC 株で提供していた学名のアルファベットリストを拡充し、RD 株についてもアルファベットリストを公開した。微生物株ページの拡充を行い、菌株のヒストリー情報をフローチャートで視覚的にわかりやすく表示できるようにした。ゲノム情報ページではこれまでのゲノム塩基配列の情報に加えて、遺伝子のアミノ酸配列もダウンロードできるよう拡充した。</p> <p>さらに、ユーザーニーズを踏まえ、以下の情報等を整備し、令和5年度末時点で、菌株の情報 63,933 株分、微生物種の情報 11,208 件、論文・特許・学会発表等の情報 8,150 件、ゲノム情報 35,685 件、画像情報 5,190 件、MALDI-TOF MS 情報 275 件、その他解析情報 1,192 件を公開中である。</p> <p><b>② 安全性や信頼性の確保とイノベーション促進を両立させる、生物遺伝資源等の産業利用における環境整備</b></p> <p>微細藻類を用いた燃料、化成品生産等の研究開発が進展し、高効率な生産を実現するために遺伝子組換え体の開放系での利用が想定されていることを背景として実施された「遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業」において策定した「遺伝子組換え真核微細藻類の第一種（開放系）使用に係る生物多様性影響評価書作成ガイダンス（案）」については、経済産業省の産構審バイオ評価利用 WG で審議が行われ、承認された。</p> <p>本事業の成果については「遺伝子組換え微細藻類の第一種使用に向けたカルタヘナ法整備事業の紹介」として環境バイオテクノロジー学会誌（令和6年5月刊行予定号）に投稿した。また、第38回バイオテクノロジーにおける調和に関する OECD ワーキンググループ（WP-HROB）に参加し、微細藻類に関する OECD ガイダンス文書策定の動向について情報収集した。</p>	<p>評価：A</p> <p>令和5年度の基幹目標の指標について、令和5年度は前年度比24%増(*)と目標を上回り達成した。また、基幹目標を除く定量的指標（全件実施を除く。全件実施指標についても全件実施を達成）が120%以上を達成するとともに、以下について、機構独自の知見・技術や連携を活かして主体的に取り組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会に対し事業計画で求められる水準を超えて非常に高い効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>(*) PV数はGoogle Analytics (GA) を用いて計上している。令和5年7月以降は当該システムのアルゴリズム変更 (PV数のカウント方法の変更) があり従来のバージョンを利用できなくなったため、令和5年7月以降のPV数については過去1年1ヶ月間 (旧GAと新GAの両方を利用できた最大の期間：令和4年6月～令和5年6月) の両GAで得られたPV合計値の比を基に算出した補正值を用いて6月以前の旧GAのPV数に補正したうえで、令和5年度PV数を計上した。</p> <p>○世の中の興味・関心を踏まえた、魅せる広報、響く普及啓発 財務省、農林水産省、経済産業省や企業等のNBRCご視察等が21件(前年度19件)あり、視察者のNBRCへのご理解が深まり、NBRCやDBRPを活用いただく機会に繋がった。</p> <p>○微生物のデータの提供及び利活用支援による社会実装の推進 代表的な食中毒の原因微生物であるセレウス菌グループに関連する情報等を提供するシステム「cereco」を公開した。食品企業、検査受託企業、機器メーカーがアカウント登録しており、自社内の品質管理のみならず自社サービスへの活用を検討するなど、産業界での活用が進んでいる。</p> <p>DBRPからJAMSTECの保有する深海微生物1,325株の情報を公開し、DBRPをきっかけとしたJAMSTECへの問い合わせが2件あった。DBRPの登録データが増加するとともに、JAMSTECが保有する微生物情報へのアクセス手段が増えたことで、今後の生物資源の活用が期待される。</p> <p>民間企業AがDBRPに登録中の2株について、異業種である第三者から民間企業Aに対して菌株分譲に関する問い合わせがあり、利用契約を締結して事業化を検討中である。DBRP登録データが異業種から微生物分野への参入とマッチングのきっかけとなった。</p> <p>NITEが幹事機関となり8機関が共同でNEDOのグリーンイノベーション基金事業「バイオものづくり技術によるCO<sub>2</sub>を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」プロジェクトに参画し、「CO<sub>2</sub>固定微生物利活用プラットフォームの構築」事業を開始し、NEDO主催の技術・社会実装推進委員会では「我が国のCO<sub>2</sub>を原料としたバイオものづくり産業の裾野を拡げる強力なツールとして期待している」等の高い評価を受けた。また、プロジェクト成果を早期から共有したいとのニーズを受け、産業界等とプロジェクト成果を共有するための協調領域の共同体（グリーンイノベーションフォーラム）の立</p>

ち上げに向けて、企業ヒアリング、制度設計等の準備を進めた。参加を希望する企業からの期待を受けている。

ホワイトバイオ分野の共通課題に効率的・効果的に対応するため、千葉・かずさエリアで緩やかな情報交換ネットワークとして「Greater Tokyo Biocommunity (GTB)千葉・かずさホワイトバイオネットワーク」を発足、令和6年3月末時点で企業9社を含む11機関が登録。情報交換会を令和5年7月と令和6年2月に開催し、共通課題についての検討を開始した。

このように、機構によるデータの提供が、有用な製品・サービスの開発や、異業種からの微生物分野への参入に貢献した。また、新規事業への参画や企業とのネットワーク形成を実施し、継続することで、バイオ分野の活性化及び社会実装を促進することが見込まれる。

○機構による技術支援、機構の微生物の利用による社会実装の実現

NITEと藤田医科大学との共同研究の成果である、エアコンから採取されたカビのタンパク質とアレルゲンの情報を用いて、民間企業がアレルギー受託解析サービスの開始を準備中。受託サービスの展開によりアレルゲンが広く検査できるようになれば、発症前の早期発見や重症化する患者の予測や、病態の更なる解明にもつながることが期待される。

民間企業Bが、NITEが保有している乳酸菌を用いて、沖縄県産パパイヤを発酵させ、γ-アミノ酪酸(GABA)含有率を高めたエキスを開発（特許取得済）。そのエキスを含む多数の製品を展開している（直近では令和3年に販売開始）。

このように、機構による技術支援、微生物の提供が、有用な製品・サービスの開発に貢献した。

微生物遺伝資源の収集・保存・提供（指標）  
新たな微生物遺伝資源の収集数（産業界からのニーズ等を踏まえ、150株）

**ア 産業界からのニーズを踏まえた微生物遺伝資源の収集**

項目	年度	令和5年度	令和4年度
産業利用上重要な微生物※（NBRC株）			
登録数		598株	463株
有用機能等の探索源となる微生物（RD株）			
保存数		167株	83株

※：産業利用上重要な微生物の種類：新たな医薬品や食品等の開発に役立つヒト由来の微生物、ものづくりに活用できる微生物、技術開発等のためのリファレンスとなる微生物等

**イ 微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理及びISO9001に適合した微生物遺伝資源の管理**

微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を確実に実施した。また、国際規格ISO 9001に基づく品質マネジメントシステムのマネジメントレビュー及び内部監査により運営状況を確認した。定期審査では、マネジメントシステムが維持されていると判断された。

**ウ 微生物遺伝資源の提供（分譲）及びアジアのBRCと連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組**

微生物遺伝資源の提供依頼に全件対応し、利用件数は2,655件であった。また、ユーザーニーズに合致した適格請求書の提供を遅滞なく実施した。

○微生物遺伝資源の利用件数（国内）

項目	年度	令和5年度	令和4年度
微生物遺伝資源の利用件数			
内	NBRC株	2,483件	2,738件
訳	RD株	115件	117件

バイオ戦略等に基づき、バイオものづくりやヘルスケア、機能性食品、製品の品質管理等においてニーズの高い微生物等、計255株（指標値比170%）の微生物遺伝資源を収集し、指標を達成した。

機構の微生物もしくはその遺伝子情報を直接利用した特許登録の増加に加え、機構の微生物を用いて、企業が製品開発（例：乳酸菌を用いた飲料）に成功しており、社会実装につながっている。

微生物カクテル	48 件	41 件
共同事業等における提供等	9 件	18 件

○微生物遺伝資源の分譲・提供株数

項目	年度	令和 5 年度	令和 4 年度
NBRC 株			
分譲数	微生物株	7,123 株	8,201 株
	DNA クローン	0	0
	ゲノム DNA	16	21
RD 株			
提供数		3,438 株 (うち、 新規 2,995 株)	2,179 株 (うち、 新規 702 株)
微生物カクテル			
提供数		Cell-Mock-002 22 セット DNA-Mock-002 14 本 Cell-Mock-003 53 セット DNA-Mock-003 13 本	Cell-Mock-001 7 セット DNA-Mock-001 1 本 Cell-Mock-002 21 セット DNA-Mock-002 17 本 Cell-Mock-003 56 セット DNA-Mock-003 13 本

エ ISO/TC276 等、バイオバンク国際標準化

バイオバンク（微生物等を含む生物材料とその関連情報を収集・保管・提供する施設）の施設等の要件に関する国際標準化活動（ISO/TC276 (Biotechnology) WG2 (Biobanks and BRCs)）に、我が国の生物遺伝資源機関（BRC）の代表として参画した。

世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進

ア 横断的プラットフォームの安定的な運用

令バイオ DB ポータルを開発し、公開した。データ更新頻度の増加に伴い更新データ一覧を表示できるようにし、多様な端末からの閲覧に対応するためモバイル対応の説明ページを公開した。RD 株についてもアルファベットのリストを公開した。微生物株ページの拡充を行い、菌株のヒストリー情報をフローチャートで視覚的にわかりやすく表示できるようにした。ゲノム情報ページでは、遺伝子のアミノ酸配列もダウンロードできるよう拡充した。

イ 生物資源関連データの公開

ユーザーニーズを踏まえ、令和 5 年度末時点で、菌株の情報 63,933 株分、微生物種の情報 11,208 件、論文・特許・学会発表等の情報 8,150 件、ゲノム情報 35,685 件、画像情報 5,190 件、MALDI 情報 275 件、その他解析情報 1,192 件を公開中である。

ウ 広報・営業活動

BioJapan2023、NITE 講座、九州経済産業局等主催のセミナー、第 27 回 腸内細菌学会等の各種学会、近畿経済産業局と NITE の共催セミナー、ビジネスマッチ東北、ILSI Japan 食品微生物研究部会との共催シンポジウム、関西バイオビジネスマッチング 2023 等の講義・イベント 10 件で微生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に資するプレゼンテーション等を実施した。

利用者のニーズを踏まえた情報の拡充、機能追加等の利用環境整備により、DBRP の認知度や微生物の付加価値を向上させた。

BioJapan2023 では、DBRP とそのデータ拡充等について PR を実施した結果、DBRP の PV 数が、令和 4 年度の BioJapan 期間中と比べて倍増した。NITE 講座では DBRP の利活用方法を学ぶ場を提供した結果、参加者数は令和 4 年度比 2 倍（令和 3 年度比 4 倍）の 557 名であった。新規顧客獲得と NBRC のプレゼンス向上に繋がるとともに基幹目標の達成にも寄与した。

生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援（指標）

ア 国家プロジェクト等を通じた培養・探索情報の整備及び評価等の基盤整備

●微生物遺伝資源及び関連情報を利用したバイオものづくりに係る培養・探索情報の整備

NEDO「データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム（Data-driven iBMS）の研究開発」プロジェクトに参画しており、当該事業参画者に対し 191 株の菌株提供を行うとともに参画者から 10 件の保管を受け入れた。加えて、システム「ScreenHit」にスクリーニング情報 51 件、菌株情報 234 件、ゲノム情報 30 件のデータを登録し当該事業参画者に公開し、培養条件から微生物を検索するツールの開発を行った。

●海洋プラスチックごみ問題への取組

NEDO「海洋生分解性に係る評価手法の確立」と「生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究

<p>生物遺伝資源のバックアップ保存数（ユーザーからの依頼に基づき全数を実施）</p>	<p>開発」プロジェクトに参画している。前者に関して、実海域サイトに浸漬したサンプルに付着した微生物を 1,055 株分離するとともに、海洋生分解性プラスチックの分解活性を有する菌を含む 61 株を NBRC 株として寄託し、そのうち 22 株を公開した。後者に関して、新規素材の海洋生分解性の評価に向けて、実海域を模した生分解試験方法について検証を進めた。</p> <p>●腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備</p> <p>AMED「腸内マイクロバイオーム制御による次世代創薬技術の開発」プロジェクトに参画している。日本人健康者糞便検体からカクテルへの追加候補株を 4 株獲得した。生菌数測定方法として、qPCR 法を確立した。また、腸内細菌の情報データベースのプロトタイプについてログイン認証機能の追加等を行った。加えて、カルチャーコレクションで提供されているヒト由来腸内細菌の情報を 1,000 株以上収集した。</p> <p>イ 企業等と連携した微生物に関連するデータの集約及び課題解決に向けた環境整備</p> <p>イノベーション協創プログラム（NICE）を通じて外部機関と連携することにより、真菌類の新規 MALDI-TOF MS データ及び検証 MALDI-TOF MS データを取得した。</p> <p>セレウス菌グループの MALDI-TOF MS データを用いた同定支援ツールシステム” cereco “を令和 5 年 7 月に公開した。食品企業、検査受託企業、機器メーカーがアカウント登録しており、自社内の品質管理のみならず自社サービスへの活用を検討するなど、産業界での活用が進んでいる。</p> <p>ウ 企業や業界団体等との共同事業等</p> <p>企業、又は大学及び研究機関等からの要請に基づき、以下 19 件の共同事業等を実施した。</p> <p>①食品危害菌等の有害微生物の迅速かつ正確な検出技術開発のための連携及び微生物に関する種々の情報共有（特定非営利活動法人）</p> <p>②住環境（エアコン）に生息する微生物等の安全性評価手法の開発（大学）</p> <p>③皮膚用微生物カクテルに関する共同研究（企業、国立研究開発法人）</p> <p>④<i>Dehalococcoides</i> 属細菌 UCH007 株の増殖原理解明に向けた情報等提供（大学）</p> <p>⑤～⑦機構の希少放線菌培養抽出物を利用した創薬連携計 3 件（国立研究開発法人、大学）</p> <p>⑧NEDO「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム（Data-driven iBMS）の研究開発」プロジェクト（国立研究開発法人）</p> <p>⑨NEDO「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業／海洋生分解性に係る評価手法の確立」（国立研究開発法人、大学）</p> <p>⑩ムーンショット型研究開発事業/地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現／生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発（国立研究開発法人、大学）</p> <p>⑪人工構造タンパク質繊維等の繊維鑑別、繊維混用率試験方法の開発（企業）</p> <p>⑫AMED「腸内マイクロバイオーム制御による次世代創薬技術の開発」（国立研究開発法人）</p> <p>⑬生物資源の利活用及び国内外の遺伝資源へのアクセス及び利益配分などに関する課題解決のための包括的な連携協定（大学共同利用機関法人）</p> <p>⑭酒まんじゅう醗の高品質化と安全性向上に資する微生物及びデータ収集に関する共同研究（公設試、企業）</p> <p>⑮次世代 MALDI-MS 微生物判別技術開発プロジェクト（国立研究開発法人、企業）</p> <p>⑯汎存的植物内生菌 <i>Phyllosticta capitalensis</i> の集団遺伝学的研究（大学）</p> <p>⑰<i>Saccharomyces cerevisiae</i> の醸造特性解析（大学）</p> <p>⑱乳酸駆動型暗発酵に寄与する微生物の探索（大学）</p> <p>⑲NEDO のグリーンイノベーション（GI）基金事業「バイオものづくり技術による CO<sub>2</sub> を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」（国立研究開発法人、大学、企業）その他の支援の取組○チーム NITE 活動</p> <p>チーム NITE 活動を通して、北海道支所及び東北支所と協力し、北海道地域と東北地域における地域連携を実施した。意見交換を実施したほか、山形県保有の乳酸菌情報を DBRP 登録することができた。中部支所、九州支所、大阪事業所と協力し、各地域における中小企業のバイオものづくり調査を実施した。さらに、チーム NITE と協力して、国内の適合性評価制度活用の枠組みに関する課題について、METI 関連部署と認識を共有し、相談を実施した。</p> <p>エ 企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存の実施</p>	<p>企業や公設試験研究機関等との共同事業等について、19 件を実施した。</p> <p>生物遺伝資源のバックアップをユーザーからの依頼に基づき全数を実施</p>
---	---	---

	<p>地震等災害発生時に企業等が保有する微生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため、生物遺伝資源のバックアップ保存業務を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="320 176 1299 478"> <tr> <td></td> <td>令和5年度</td> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td colspan="3">生物遺伝資源バックアップ実績</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>264件</td> <td>243件</td> </tr> <tr> <td>本数</td> <td>25,327本</td> <td>23,744本</td> </tr> <tr> <td colspan="3">うち、機器単位でのバックアップ実績</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>16件</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>16台</td> <td>14台</td> </tr> </table> <p><b>オ 微生物に関する専門的な知識を必要とする問合せへの対応</b> 国内外の事業者や研究開発機関等からの幅広い問合せに対し、電話やメール等で1,285件対応した。</p>		令和5年度	令和4年度	生物遺伝資源バックアップ実績			件数	264件	243件	本数	25,327本	23,744本	うち、機器単位でのバックアップ実績			件数	16件	14件	台数	16台	14台	し、指標を達成した。
	令和5年度	令和4年度																					
生物遺伝資源バックアップ実績																							
件数	264件	243件																					
本数	25,327本	23,744本																					
うち、機器単位でのバックアップ実績																							
件数	16件	14件																					
台数	16台	14台																					
<p>産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動</p>	<p><b>ア 生物遺伝資源ユーザーの人材育成及び次世代を担う人材等への普及啓発活動</b> 生物遺伝資源ユーザーの人材育成や普及啓発に資する講演等を合計13件（某大学大学院講座、NITE講座、千葉県夢チャレンジ体験スクール、国際発酵醸造・食品産業展会場内セミナー、近畿経済産業局共催セミナー、ILSI Japan食品微生物研究部会との共催シンポジウム、日本生物工学会 生物資源を活用した地域創生研究部会主催イベント、京都市産業技術研究所主催講習会等）実施した。</p> <p><b>イ 業務活動の成果の発信</b></p> <p>● 広報による情報発信</p> <table border="1" data-bbox="320 850 1469 1270"> <tr> <td>プレスリリース</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>外部刊行物への掲載件数</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>テレビ放映等メディア取材件数</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">メールマガジン</td> </tr> <tr> <td>配信数</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>受信者数</td> <td>2,157名 (令和4年度末から130名増)</td> </tr> <tr> <td>学会・講演件数</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td>展示会等へのブース出展</td> <td>9件</td> </tr> </table> <p>○ プレスリリースタイトル（詳細）（以下の他、イベント開催時にもプレスリリースを2件発出）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 二酸化炭素（CO2）を直接利用する微生物によるバイオものづくりの促進事業を開始～ 8機関が共同でNEDOグリーンイノベーション基金事業に参画 ～</li> <li>② JAMSTECの深海微生物情報をDBRPから公開～ 深海微生物の産業利用促進を目指して ～</li> <li>③ 生分解性プラスチックは深海でも分解されることを実証——プラスチック海洋汚染問題の解決に光明——</li> <li>④ 【NITE】岐阜大学高等研究院微生物遺伝資源保存センター（GCMR）が保有する病原細菌約3,300株の情報を無料公開！</li> <li>⑤ CO2を原料としたバイオものづくりを加速するため「グリーンイノベーションフォーラム（GIフォーラム）」を立ち上げ！～ NEDOグリーンイノベーション基金事業の成果を先行提供 ～</li> <li>⑥ エアコンから採取されたカビのアレルゲン情報公開～タンパク質解析技術により、カビのアレルギー原因究明に貢献～</li> </ol> <p>○ 視察・見学対応 財務省、農林水産省、経済産業省及び企業等から計21件（前年度19件）のNBRC（かずさ）のご視察・見学を受け、相手の理解度や興味に応じた説明を用意し限られた時間で魅せる広報を実施した。</p> <p>○ 展示会等 ・ BioJapan2023（再掲） ・ サステナブルマテリアル展</p>	プレスリリース	8件	外部刊行物への掲載件数	13件	テレビ放映等メディア取材件数	3件	メールマガジン		配信数	6回	受信者数	2,157名 (令和4年度末から130名増)	学会・講演件数	34件	展示会等へのブース出展	9件	<p>大学での講義や学会、セミナーでの講演等の活動を13件実施した。これにより、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発に繋がった。</p> <p>プレスリリース8件やメールマガジンの発行、展示会等や論文発表、その他Webサイト等を通じ、業務活動の成果を積極的に発信することにより、認知度向上を図った。</p> <p>21件（前年度19件）のご視察等に対応し、NBRCのご理解が深まったことで、委員会等での前向きなご発言や、NBRCやDBRPを活用いただく機会に繋がった。</p>					
プレスリリース	8件																						
外部刊行物への掲載件数	13件																						
テレビ放映等メディア取材件数	3件																						
メールマガジン																							
配信数	6回																						
受信者数	2,157名 (令和4年度末から130名増)																						
学会・講演件数	34件																						
展示会等へのブース出展	9件																						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO 法人近畿バイオインダストリー振興会議の主催する関西バイオビジネスマッチング 2023（再掲）</li> <li>・各種学会（第 27 回 腸内細菌学会、第 75 回日本生物工学会、日本微生物生態学会 第 36 回浜松大会、第 18 回 日本ゲノム微生物学会年会）（再掲）</li> <li>・東北地域での産業展示会（ビジネスマッチ東北）（再掲）</li> <li>・第 2 回国際発酵醸造・食品産業展（再掲）</li> </ul> <p>○職員による発表 日本皮膚科学会総会、日本呼吸器学会学術講演会、日本放線菌学会大会、日本微生物学連盟フォーラム、日本農芸化学会等にて、合計 34 件の発表を行った。</p> <p>○論文や外部刊行物による発表 書籍「独立栄養微生物による CO<sub>2</sub> 資源化技術」、Mycoscience 誌、主婦連たより、水環境学会誌、日本乳酸菌学会誌等において、合計 13 件の原稿及び原著論文を執筆した。</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お笑いコンビのインシュタインによる、NBRC の紹介動画を公開（再掲）</li> <li>・NBRC 微生物動画シリーズ第一弾「カエルツボカビの遊走子放出」動画による情報発信</li> <li>・微生物画像（腸内細菌他）の複数メディアにおける掲載</li> <li>・日刊工業新聞及び共同通信社が運営するデジタルメディアでの記事掲載</li> </ul>																												
<p>（指標） 特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施）</p>	<p>特許微生物寄託事業を以下のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="323 793 1344 972"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許寄託の申請受付件数</td> <td>265 件</td> <td>290 件（全件実施）</td> </tr> <tr> <td>特許寄託株の分譲件数</td> <td>57 件</td> <td>31 件</td> </tr> <tr> <td>欧州特許寄託株の保管数</td> <td>7 株</td> <td>15 株</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、特許庁委託事業「特許微生物寄託等業務」の一環として、以下 5 テーマの微生物の保存技術に関する研究開発を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●動物細胞の凍結保存・評価技術に関する開発</li> <li>●腸内細菌の血清を添加しない培地を用いた培養に関する開発</li> <li>●培養条件の選択が細菌のゲノム、表現型に与える影響の評価</li> <li>●乾燥感受性酵母の L-乾燥保存の保護剤の開発</li> <li>●保存による放線菌の二次代謝産物生産能への影響について</li> </ul>		令和 5 年度	令和 4 年度	特許寄託の申請受付件数	265 件	290 件（全件実施）	特許寄託株の分譲件数	57 件	31 件	欧州特許寄託株の保管数	7 株	15 株	<p>特許法に基づく特許微生物の寄託の受入れを全件実施し、指標を達成した。</p>															
	令和 5 年度	令和 4 年度																											
特許寄託の申請受付件数	265 件	290 件（全件実施）																											
特許寄託株の分譲件数	57 件	31 件																											
欧州特許寄託株の保管数	7 株	15 株																											
<p>（指標） カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数（全件実施）</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための事業者からの申請に基づく審査を 59 件（全件、遺伝子組換え生物等の名称に基づく株数では 120 株）実施した。事業者からの照会等への対応を合計 262 件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="323 1388 1344 1906"> <thead> <tr> <th>項目年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数</td> <td>61 件</td> <td>61 件</td> </tr> <tr> <td>うち、機構による審査対象件数</td> <td>59 件 （全件実施）</td> <td>60 件 （全件実施）</td> </tr> <tr> <td>うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数</td> <td>2 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>事業者からの照会等への対応件数</td> <td>270 件</td> <td>289 件</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  面談による事前相談</td> <td>9 件</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>  電子メールによる問合せ</td> <td>223 件</td> <td>251 件</td> </tr> <tr> <td>  電話による問合せ</td> <td>38 件</td> <td>34 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>「遺伝子組換え真核微細藻類の第一種（開放系）使用に係る生物多様性影響評価書作成ガイドンス（案）」については、経済産業省の産構審バイオ評価利用 WG で審議が行われ、承認された。</p>	項目年度	令和 5 年度	令和 4 年度	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数	61 件	61 件	うち、機構による審査対象件数	59 件 （全件実施）	60 件 （全件実施）	うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数	2 件	1 件	事業者からの照会等への対応件数	270 件	289 件	内			面談による事前相談	9 件	4 件	電子メールによる問合せ	223 件	251 件	電話による問合せ	38 件	34 件	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え微生物等の産業上の使用等の申請に関する審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>また、遺伝子組換え微細藻類の第一種（開放系）利用については、経済産業省への承認申請手続きに必要な生物多様性影響評価書の作成を支援するために策定したガイドンス(案)については、経済産業省の審議会承認され、今後公開される予定である。これにより、開放系利用によるバイオものづくりの推進や申請手続きの合理化が図られる見込み。</p>
項目年度	令和 5 年度	令和 4 年度																											
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数	61 件	61 件																											
うち、機構による審査対象件数	59 件 （全件実施）	60 件 （全件実施）																											
うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数	2 件	1 件																											
事業者からの照会等への対応件数	270 件	289 件																											
内																													
面談による事前相談	9 件	4 件																											
電子メールによる問合せ	223 件	251 件																											
電話による問合せ	38 件	34 件																											

<p>(指標) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数 (全件実施)</p>	<p>GILSP 遺伝子組換え微生物のリストについて、告示改正原案の作成を確実に実施した。令和 5 年度の作業分及び現行リスト見直し案については、経済産業省に報告し、産構審バイオ利用評価 WG で審議された。</p> <p>また、告示の別表に対応したエクセル形式でのリストを作成し、経済産業省の Web サイトから別途公表された。</p> <table border="1" data-bbox="320 216 1377 304"> <tr> <td>項目年度</td> <td>令和 5 年度</td> <td>令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td>GILSP 告示原案の作成件数</td> <td>1 件 (全件実施)</td> <td>1 件 (全件実施)</td> </tr> </table>	項目年度	令和 5 年度	令和 4 年度	GILSP 告示原案の作成件数	1 件 (全件実施)	1 件 (全件実施)	<p>経済産業省の要請に基づく GILSP 告示原案の作成を全件実施し、指標を達成した。</p>
項目年度	令和 5 年度	令和 4 年度						
GILSP 告示原案の作成件数	1 件 (全件実施)	1 件 (全件実施)						
<p>(指標) カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数 (全件実施)</p>	<p>令和 5 年度の経済産業省からの指示は 9 件で、機構は立入検査を全件実施した。</p> <p>機構からの提案により、昨今の違反や事故の発生状況を鑑み、比較的リスクが低いと思われていた GILSP 区分のラボスケールの申請を中心に検査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="320 632 1282 762"> <tr> <td></td> <td>令和 5 年度</td> <td>令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数</td> <td>9 件 (全件実施)</td> <td>8 件 (全件実施)</td> </tr> </table>		令和 5 年度	令和 4 年度	カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	9 件 (全件実施)	8 件 (全件実施)	<p>経済産業省の指示に基づく立入検査を全件実施し、指標を達成した。</p>
	令和 5 年度	令和 4 年度						
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	9 件 (全件実施)	8 件 (全件実施)						
<p>(指標) 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数 (全件実施)</p>	<p>バイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援として、経済産業省の要請に基づき、事業者が作成した申請書類の事前確認を 3 件 (全件) 実施した。1 件が経済産業省及び環境省の審議会にかけられ、申請書類や審議会後の追加資料についても経済産業省の要請に基づき、技術的支援を実施した。</p>	<p>経済産業省の要請に基づき、申請書類の事前確認を全件実施し、指標を達成した。</p>						
<p>バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 (指標) 製品事故の原因物質解析の実施件数 (生体分子解析技術による解析が必要な全数)</p>	<p><b>ア カルタヘナ法に関連した規制のあり方に関する検討に関する技術的支援</b></p> <p>合成生物学については、第 26 回生物多様性条約科学義重助言補助機関会合 (SBSTTA) に提出する文書のピアレビューへの対応を行った。</p> <p><b>イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼすタンパク質等生体由来の化粧品原料等の分析・解析及び住環境に生息する微生物等の安全性評価手法の開発</b></p> <p>●環境中に存在する微生物が原因の可能性のあるアレルギーに関する原因究明手法の検討</p> <p>エアコンから採取されたカビのプロテオーム解析を行い、検出された 1500 種以上のタンパク質と 44 件のアレルギー情報を DBRP に登録し、DBRP 公開に合わせプレスリリースを行った。</p> <p>また、学会発表 2 回、機構の Web サイトの更新を 2 回行い、業務成果についての情報発信を行った。</p> <p><b>ウ 安全性等評価手法等の開発及び獣毛繊維等に対する標準化活動の支援</b></p> <p>●構造タンパク質繊維鑑別・混用率試験方法国際標準化</p> <p>ISO 国内審議団体である構造タンパク質素材産業推進協会 (SPIA) とともに ISO 原案を作成した。ISO/TC38/WG22 (繊維/化学分析) の流通促進標準化委員会において、次亜塩素酸を用いた繊維混用率試験方法の改正原案を作成し、繊維鑑別試験改正時の試験結果に合わせて ISO 事務局に提出し、令和 5 年度に成立した (ISO 1833-4:2023)。また、人工構造タンパク質繊維のプロテオーム解析試験方法を用いた鑑別、混用率試験方法を開発し、中間報告書を作成</p>							

を実施)	<p>し、共同事業先への報告するとともに SPIA へ情報を共有した。</p> <p><b>エ 製品安全分野からの依頼に基づく事故原因究明試験等の実施</b></p> <p>製品安全分野からの依頼に基づき、部門間連携事業として、皮膚障害等に関する製品事故の原因物質の特定を 8 件実施し、製品安全分野へ報告した。また、化学物質管理分野からの依頼に基づき、部門間連携事業として、現在、測定ができない界面活性剤の LogPOW（化学物質の物理化学的性状の一つ）の値を得るための分析の実施と分析方法の開発を行った。良好な界面活性剤の LogPOW の値を得るためのデータが得られた。</p> <p><b>オ 新型コロナウイルスに対する物資評価・情報提供に関する対応</b></p> <p>令和 2 年度に発表した新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価（最終報告）及び製品リストに関する事業者、消費者等からの問合せに適切に対応した。</p>	<p>製品事故のうち、生体分子解析技術による解析が必要な原因物質解析を全件実施し、指標を達成した。</p>								
微生物安全情報の提供	<p>微生物有害情報データベース (M-RINDA) の「微生物有害情報リスト」について、微生物の法規制情報や分類学的情報を 4 回更新した。「ILSI Japan・NITE 合同公開シンポジウム 2024～食品産業において求められる微生物検査と法令対応～」、日本農芸化学会 2024 年度大会等の講演機会において、NITE の微生物安全情報提供業務を紹介した。</p>									
生物遺伝資源の国際移転に関する取組	<p><b>ア 生物多様性条約に基づく産業有用な海外生物遺伝資源の我が国への移転による共同事業の実施</b></p> <p>二国間共同事業（モンゴル、ミャンマー、ベトナム）で収集・整理した微生物について、医薬品中間体の探索、酵素の生産等に利用するために、日本企業等へ提供した。</p> <table border="1" data-bbox="320 716 1279 800"> <tr> <td colspan="2">二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物</td> </tr> <tr> <td>日本企業等への提供株数</td> <td>4 株（継続利用を含む）</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="320 842 1299 926"> <tr> <td colspan="2">企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物</td> </tr> <tr> <td>企業等による微生物利用株数</td> <td>2,948 株（継続利用を含む）</td> </tr> </table> <p><b>イ ACM（※）を通じた積極的な情報交換及び議論の実施</b></p> <p><b>※ ACM (Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources) :</b></p> <p><b>微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム</b></p> <p>令和 5 年 11 月にインドネシア国立研究革新庁（BRIN）主催で開催された ACM 第 20 回会合には 20 機関（8 カ国・地域）の参加を得た。NITE が事務局を担い、インドネシア Universitas Indonesia Culture Collection (UICC) の加盟により、ACM 参加機関が 30 機関になった。</p>	二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物		日本企業等への提供株数	4 株（継続利用を含む）	企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物		企業等による微生物利用株数	2,948 株（継続利用を含む）	<p>8 カ国・地域との生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを構築・維持し、これらの国・地域の遺伝資源を適法に取得し利用できる取組と ABS 法に関する情報収集を実施することによって、我が国のユーザーが簡便かつ安心して海外遺伝資源を利用するためのアクセスルートの確保に貢献した。</p>
二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物										
日本企業等への提供株数	4 株（継続利用を含む）									
企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物										
企業等による微生物利用株数	2,948 株（継続利用を含む）									
バイオ産業に係る国際条約についての情報の収集・整理・提供	<p><b>ア 生物多様性条約に係る各国の規制法等に関連する情報の収集と提供</b></p> <p>以下の会合等に参加し、必要な情報を収集して経済産業省に提供したほか、生物多様性条約に係る国際会議に向けた対処方針策定に関して、省庁間会合における意見交換や対処方針案への意見提出を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生物多様性条約事務局主催 DSI の利用に係る利益配分に関する第 1 回公開作業部会（WGDSI-1）（令和 5 年 11 月）に参加し、遺伝資源に係るデジタル配列情報（DSI）に関する議論について情報収集するとともに、日本政府の交渉を支援</li> <li>●生物多様性条約事務局主催 DSI から生じる利益の配分に関するウェビナー（令和 5 年 4 月、7 月、8 月、12 月）に参加し、情報収集</li> <li>●モンゴルの法律情報を更新</li> <li>●海外遺伝資源の移転、利用等についての質問 18 件に対応</li> </ul> <p><b>イ 名古屋議定書担保措置の施行支援とした「遺伝資源国内取得書」の発給</b></p> <p>名古屋議定書担保措置である ABS 指針第 5 章に規定される「遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類」の発給機関として取得書を 1 件発給するとともに、発給に関する問合せ 5 件に対応した。</p>	<p>生物多様性条約に係る各種国際会議に参加し日本政府の交渉を支援するとともに、産業界に大きな影響を与えうる議題について情報収集を行った</p> <p>ABS 指針に基づく遺伝資源国内取得書発給業務を滞りなく実施した。</p>								

4. その他参考情報

I-4. 適合性認定分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	適合性認定		
業務に関連する政策・施策	経済産業 のうち、 基準認証	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法、産業標準化法、計量法、消費生活用製品安全法(消安法)、電気用品安全法(電安法)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 製品等の信頼性確保を目的に、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や、国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、安全・安心な国民生活や健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【基幹目標】 (1) 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績	2件以上	—	3件	4件	2件	2件	3件	予算額(千円)	1,238,370	1,061,300	1,038,056	1,012,680	895,539
(2) 登録・認定した事業所(区分追加の事業所を含む)のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の数	令和4年度より増加	—	平成30年度比+3.9% (産業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数)	令和元年度比+5.2% (産業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数)	令和2年度比+5.8% (産業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数)	令和3年度比+12% (過去4年間に於いて、新規に登録・認定した事業所のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の割合)	令和4年度比5事業所増加	決算額(千円)	1,204,177	977,767	919,170	940,124	889,467
JNLA登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均71	(全件実施)41(うち登録11、更新30)	(全件実施)52(うち登録8、更新44)	(全件実施)91(うち登録18、更新73)	(全件実施)71(うち登録20、更新51)	(全件実施)39(うち登録7、更新32)	経常費用(千円)	1,106,717	846,437	916,578	888,066	878,805
審査業務の電子化による平均処理期間の短縮	5日以上 の短縮	—	—	21日間短縮	44日間短縮	53日間短縮	41日間短縮	経常利益(千円)	▲18,457	▲6,615	65,508	46,173	20,364
JNLA立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年	(全件実施)立入	(全件実施)立入1	(全件実施)立入1	(該当なし)	(全件実施)立入1	行政コスト(千円)	1,678,818	868,090	939,230	908,635	903,438

※令和元年度は試買検査の実施件数も含む。		平均 1	53、試買 3											
国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 45	(全件実施) 認定1、認定維持41	(全件実施) 認定18、再認定29、認定維持5	(全件実施) 認定8、再認定33、認定維持6	(全件実施) 認定4、再認定18、認定維持13	(全件実施) 認定3、再認定7、認定維持40	従事人員数	64	59	52	53	51	
JCSS登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 77	(全件実施) 159(うち登録26、更新133)	(全件実施) 94(うち登録17、更新77)	(全件実施) 63(うち登録30、更新33)	(全件実施) 74(うち登録28、更新46)	(全件実施) 139(うち登録20、更新119)							
JCSS立入検査の実施件数	全件実施	—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)							
MLAP認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 25 (認定・更新)、24(フォローアップ)	(全件実施) 認定・更新6、フォローアップ50	(全件実施) 認定・更新54、フォローアップ8	(全件実施) 認定・更新13、フォローアップ12	(全件実施) 認定・更新7、フォローアップ53	(全件実施) 認定・更新52、フォローアップ6							
MLAP立入検査の実施件数	全件実施	—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)							
国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 28 (認定)	(全件実施) 認定12、認定維持7	(全件実施) 認定26、再認定59、認定維持31	(全件実施) 認定30、再認定29、認定維持96	(全件実施) 認定28、再認定38、認定維持82	(全件実施) 認定21、再認定108、認定維持32							
ASNITE認定審査及び認定維持審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 10 (認定)	(全件実施) 認定5、認定維持54 (再認定を含む)	(全件実施) 認定9、再認定25、認定維持19	(全件実施) 認定13、再認定6、認定維持49	(全件実施) 認定9、再認定16、認定維持39	(全件実施) 認定15、再認定36、認定維持15							
各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びにJIS試買検査の実施件数	全件実施	(参考) 調査15、立入5、試買2	(全件実施) 調査15、立入6、試買3	(全件実施) 調査7、立入9、試買2	(全件実施) 調査25、立入4、試買2	(全件実施) 調査12、立入3、試買2	(全件実施) 調査10、立入1、試買0							
産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 2	—	(全件実施) 1	(全件実施) 3	(全件実施) 1	(全件実施) 2							

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価													
	業務実績	自己評価												
<p>(1) 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績を2件以上、</p> <p>(2) 登録・認定した事業所(区分追加の事業所を含む)のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の数を令和4年度より増加とともに、登録・認定制度に係る機構の実績を結集し、安全・安心な国民生活や健全で持続可能性のある産業発展に</p>	<p><b>【基盤整備/重要項目】</b></p> <p>① 海外との取引や安全・安心な国民生活に貢献するため、登録・認定制度の普及を図りつつ、社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用を促進</p> <p>② 適合性評価制度の信頼性向上や利用拡大に向けた取組</p> <p>③ ITを活用した業務の効率的運用やサービスの向上</p> <p>● 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野における認定プログラムの創設・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PKS 認証制度分野の認定プログラムの新規創設 (令和5年12月申請受理)</li> <li>IECEX 機器認証スキームに係る試験所認定プログラムの拡充 (令和5年9月申請受理)</li> <li>自動運転のための角速度測定センサーの ASNITE 校正 (令和6年3月申請受理)</li> </ul> <p>● 標章を付した証明書の発行事業者数増加への取組、認定制度の普及・有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>APAC (アジア太平洋認定協力機構) 再評価への確実な対応を実施</li> <li>認定制度創設 30 周年記念イベントの実施</li> <li>プラスチック生分解性に係る JNLA 認定について、機構 Web サイトで公表及び配信サービスを活用した発信を実施</li> <li>認定プログラム毎に認定事業者向け説明会等を開催</li> </ul> <p>● IT を活用した業務の効率的運用やサービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔審査の適切な活用</li> <li>「認定申請審査業務システム」を活用した電子申請の励行</li> </ul>	<p><b>評価：A</b></p> <p>令和5年度の基幹目標の指標である「(1) 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、新規認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績を2件以上」について、新規認定プログラムの活用実績を3件とし、社会ニーズに的確に対応した (目標指標比 150% 達成)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>創設した新規認定プログラム</th> <th>利活用実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>PKS 認証制度分野の認定プログラムの新規創設</td> <td>令和5年12月申請受理</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>IECEX 機器認証スキームに係る試験所認定プログラムの拡充</td> <td>令和5年9月申請受理</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>自動運転のための角速度測定センサーの ASNITE 校正 (拡充)</td> <td>令和6年3月申請受理</td> </tr> </tbody> </table> <p>No.1 FIT/FIP 制度におけるバイオマス発電の事業計画申請にあたって、PKS (パームヤシ殻) を含む使用燃料について持続可能性を担保するための第三者認証取得の令和6年4月からの義務化に向け、サプライチェーン上の個々の事業者による認証取得が求められる海外認証では、生産地の搾油工場等での認証取得が進まず必要な調達量が確保できない可能性があった。これを危惧した発電所・商社が団体 (一般社団法人農産資源認証協議会) を設立し、国内初となる PKS 認証制度 (下流の商社等が関連する組織を全て管理下に置きサプライチェーン全体の認証を取得) を立ち上げたものの、FIT/FIP 制度においてバイオマスの持続可能性を確認する第三者認証制度に含まれるべき評価項目のうち、認証機関に認定取得を求めることに関する基準 (ISO/IEC 17011 に適合した認定機関による認定取得) が満たされていなかった。この課題を解決するため、令和5年度に短期間で認定プログラムを立ち上げ認証機関から認定申請があったことは、今後同機関が認定され、日本の輸入商社を含むサプライチェーン一括での認証取得が可能となることで、再生可能エネルギーとしての「パームヤシ殻を用いたバイオ燃料」の更なる安定的な確保に貢献することが期待される。</p> <p>No.2 令和元年度に防爆機器の試験事業者認定を開始したところであるが、既存区分のみでは防爆機器メーカーの試験ニーズへの対応が十分ではなかった。例えば、METI「令和2年度補正産業保安高度化推進事業防爆ドローンの要件に関するガイドライン」においては、既存の規格では適用が困難であった防爆ドローン等特殊防爆構造に関する規格 (IEC 60079-33) を活用することで評価が可能となることが期待されている等、新技術の安全性への対応のために産業界からのニーズが高いと考えられ、その信頼性を担保する試験所認定が必要であった。今後、防爆ドローンの需要の高まりにあわせ、海外でも試験・認証需要は拡大すると想定されるなか、先んじて区分を追加したことは、プラントの保安力向上等のスマート保安の推進や労働災害の撲滅等が期待される。さらに防爆機器メーカーの製品の信頼性向上により、国内市場の拡大のみではなく、海外市場への展開も期待される。</p> <p>No.3 機構では、昨今開発の進む自動運転技術等の安全性において重要な要素である軌道修正技術の評価で計測される角速度や静的加速度の信頼性の証拠とし</p>	No	創設した新規認定プログラム	利活用実績	1	PKS 認証制度分野の認定プログラムの新規創設	令和5年12月申請受理	2	IECEX 機器認証スキームに係る試験所認定プログラムの拡充	令和5年9月申請受理	3	自動運転のための角速度測定センサーの ASNITE 校正 (拡充)	令和6年3月申請受理
No	創設した新規認定プログラム	利活用実績												
1	PKS 認証制度分野の認定プログラムの新規創設	令和5年12月申請受理												
2	IECEX 機器認証スキームに係る試験所認定プログラムの拡充	令和5年9月申請受理												
3	自動運転のための角速度測定センサーの ASNITE 校正 (拡充)	令和6年3月申請受理												

<p>貢献する。</p>		<p>て、当該計測に用いる計量器（角速度測定センサー）の校正に対する認定ニーズがあることを把握し、認定プログラムを構築して、校正事業者からの申請を受け付けた。今後、国内の認定校正事業者が誕生すれば、国内自動車メーカーの角速度測定センサーの校正を迅速に実施することが可能となり、自動運転技術の開発の促進が期待できる。また、大幅な費用削減（50%程度の縮減）も見込まれる。</p> <p>指標「(2) 登録・認定した事業所（区分追加の事業所を含む）のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の数を令和4年度より増加とする」については、令和4年度発行実績のあった事業所のうち5者減少（事業廃止）したが、令和4年度比5事業所増加となり、指標を達成した。（<u>目標指標比101%達成</u>）</p> <p>「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムの開発・研修実施 令和5年6月に経済産業省が取りまとめた「日本型標準加速化モデル」において、機構が適合性評価に関する技術発信のプラットフォームとなり、規格の普及・活用人材の育成に貢献する研修プログラムをすることが期待されている。機構が開発・実施した「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムでは、標準化と適合性評価の関係や適合性評価スキームに関する基本的な知識に加え、国際動向やものづくりのプロセスを踏まえた認証機関の役割について、具体的な事例について学ぶことができるものとした。また、プログラム後半には適合性評価スキームを構築するグループ演習を実施した。本プログラムを開発・実施したことは、将来的に標準化や適合性評価分野で活躍する人材の確保に繋がるものであり、大きな成果である。</p>																
<p>・JNLAにおける登録・更新審査の実施件数（全件実施）</p> <p>・電子化による審査業務については、平均処理期間を145日以内（標準処理期間150日）</p>	<p>JNLAは、産業標準化法で定められている制度である。機構は、登録区分に係る日本産業規格（JIS）の試験を実施する試験事業者を対象とし、登録を希望する事業所からの任意の申請に基づき、事業者のマネジメントシステム、試験施設、機器などが試験を実施する上で適切か、定められたとおりマネジメントシステムが運営されているか等を試験所に関する基準ISO/IEC 17025により審査し登録している。なお、JNLA登録試験事業者は4年ごとに更新が必要である。</p> <p>●令和5年度は、JNLA登録・更新審査を全件実施した。また、審査の公平・公正を確保・維持するため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会及び、IAJapanボード（評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会）を開催した。</p> <table border="1" data-bbox="320 1373 1026 1717"> <thead> <tr> <th>JNLA業務</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録審査数（追加登録審査含む）</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>登録更新審査数</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>新規登録数（追加登録含む）</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>登録更新数</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>IAJapanボード開催数</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>299</td> </tr> </tbody> </table> <p>●令和5年度は、事業者によるオンライン申請受付を51事業者、延べ113件のアカウントを付与するとともに、31件の申請と174件の変更届の計205件を受け付けた。審査業務の電子化によって、令和5年度の審査の平均処理期間は、109日となり、標準処理期間150日に対して41日間短縮した。</p> <p>●JNLA登録試験事業者への制度説明会を開催し、JNLA標章付き電子証明書発行のため電子署名の利用について具体的な事例を交えて紹介するとともに、遠隔審査の適用方針、審査での指摘事項の紹介及び認定申請審査業務システムの</p>	JNLA業務	実績件数	新規登録審査数（追加登録審査含む）	7	登録更新審査数	32	新規登録数（追加登録含む）	12	登録更新数	37	評定委員会開催数	7	IAJapanボード開催数	12	変更届出書処理数	299	<p>JNLA登録・更新審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>JNLA審査業務の電子化による平均処理期間は、標準処理期間150日に対し41日間の短縮を実現し、指標を達成した。</p>
JNLA業務	実績件数																	
新規登録審査数（追加登録審査含む）	7																	
登録更新審査数	32																	
新規登録数（追加登録含む）	12																	
登録更新数	37																	
評定委員会開催数	7																	
IAJapanボード開催数	12																	
変更届出書処理数	299																	

	改修点と利用方法を説明し審査実施への協力を依頼した。更に、JNLA 制度の利用拡大のため、外部機関が主催するセミナー（2 件）において制度の概要、活用事例等に関する情報を提供した。																	
JNLA における立入検査の実施件数（全件実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和 5 年度は、JNLA 登録試験事業者の試験結果の信頼性を今後とも確実なものとするため、JNLA 登録試験事業者の施設移転に伴う立入検査を 1 件実施し、試験施設・設備の移動状況及び試験実施能力の確認を実施した。</li> </ul>	JNLA 登録試験事業者に対する立入検査を全件実施し、指標を達成した。																
JNLA 登録区分の改正原案の作成	<p>JNLA 登録の対象となる JIS 試験方法の区分は、経済産業大臣が「JNLA 登録試験方法区分を定める告示」で定めており、その告示区分の見直しは、経済産業省の要請に基づき機構が原案を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機構は、令和 5 年 6 月 16 日に告示改正案を経済産業省に提出した。</li> <li>●経済産業省の要請に基づき JNLA 登録状況にあわせた告示とするため、全区分について JNLA 登録試験事業者の有無、区分内 JIS の最適化するよう見直しの検討を行った。</li> <li>●「JNLA 試験方法区分一覧（JNRP32S10）」を迅速に改正（2 回）した。</li> </ul>																	
国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）	<p>機構は、国際試験所認定協力機構（ILAC）に加盟している認定機関（国際相互承認取決の地位を獲得している認定機関）が、互いに認定試験所の試験結果を同等とみなして、相互に受け入れる国際相互承認取決（MRA 制度）に加盟している。機構は、JNLA 登録試験事業者が MRA 制度のための認定を希望する場合には、JNLA 登録に加え、2 年ごとに認定維持審査を、さらに 4 年目に再認定審査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●MRA 制度に対応した JNLA 登録試験事業者への認定審査及び認定維持審査を全件実施した。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>MRA 制度審査</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定審査数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>再認定審査数</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>認定維持審査数</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	MRA 制度審査	実績件数	認定審査数	3	再認定審査数	7	認定維持審査数	40	国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。								
MRA 制度審査	実績件数																	
認定審査数	3																	
再認定審査数	7																	
認定維持審査数	40																	
JCSS における登録・更新審査の実施件数（全件実施）	<p>JCSS は、計量法で定められている制度である。機構は、計量法に基づき国に代わり、計測器を校正している校正事業者について、国立研究開発法人産業技術総合研究所等が維持している国家計量標準を基準として、その校正事業者による計測器の校正が適正かどうかを、国際規格 ISO/IEC 17025 に基づいて審査し、登録を実施している。JCSS 登録された校正事業者（JCSS 校正事業者）は、製造現場等の計測器の適正な校正を実施し、製造現場や企業の試験所での計量計測をより信頼あるものとしている。なお、JCSS 校正事業者は 4 年ごとに更新が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和 5 年度は、JCSS 登録・更新審査を全件実施した。また、審査の公平・公正を確保・維持するため、外部専門家・有識者等で構成する評定委員会及び、IAJapan ボードを開催した。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>JCSS 業務</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録審査数（追加登録審査含む）</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>登録更新審査数</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>新規登録数（追加登録含む）</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>登録更新数</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>IAJapan ボード開催数</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>366</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新規認定ニーズを先取りした新たな登録対象サービスの立ち上げのための取組として、令和 5 年度は角速度及び静的加速度（車両慣性挙動計測システムの校正）の JCSS 認定取得ニーズを把握し、開始に向け検討するとともに、計量法施行規則及び関係告示改正に係る経済産業省との調整を開始した。</li> <li>●新規種類の追加・校正対象拡大ニーズ等に対応した既存ガイダンス文書の改正等を検討・導入するため、JCSS の技術委員会を 1 回、技術分科会を 4 回開催した。これらの検討結果等を踏まえ、公開文書（14 文書）の新規制定、改正を実施し、内外の最新動向に適時対応した。</li> </ul>	JCSS 業務	実績件数	新規登録審査数（追加登録審査含む）	20	登録更新審査数	119	新規登録数（追加登録含む）	23	登録更新数	117	評定委員会開催数	11	IAJapan ボード開催数	14	変更届出書処理数	366	JCSS 登録・更新審査を全件実施し、指標を達成した。
JCSS 業務	実績件数																	
新規登録審査数（追加登録審査含む）	20																	
登録更新審査数	119																	
新規登録数（追加登録含む）	23																	
登録更新数	117																	
評定委員会開催数	11																	
IAJapan ボード開催数	14																	
変更届出書処理数	366																	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定制度にかかる国際動向等情報の提供、「認定申請審査業務システム」による申請・届出方法の説明、適切なPR活動にかかる情報提供、校正証明書の電子的発行にかかる情報提供のため、JCSS登録校正事業者向けの説明会をオンラインにて開催した。JCSS校正証明書の活用事例を紹介するとともに、JCSS校正証明書の発行促進を要請した。</li> </ul>																			
JCSSにおける立入検査の実施件数 (全件実施)	JCSS立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。	JCSS立入検査は、該当案件がなかった。																		
MLAPにおける認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数 (全件実施)	<p>MLAPは、計量法で定められている制度である。機構は、計量法に基づき国に代わり、計量法で規定されるダイオキシン等の極微量の有害物質を計量し証明を行う事業者が、それら有害物質を適正に計量できるかを法令に基づき審査し、認定を実施している。MLAP認定された事業者（MLAP認定事業者）は、適切にダイオキシン等の計量証明事業を実施し、その結果をより信頼あるものとしている。MLAP認定事業者でなければダイオキシン等の計量証明事業を行うことができない。なお、MLAP認定事業者は3年ごとに認定の更新審査を受ける必要がある。また、認定基準に適合した業務実施体制が維持されているかどうかについて、認定の期間中（3年間）の中頃をめぐりにフォローアップ調査を実施することにより、MLAP認定事業者が引き続き適切な業務実施能力を維持していることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度は、新規認定申請は無くMLAP更新審査及びフォローアップ調査を全件実施した。審査結果について、外部専門家・有識者からなる評定委員会又はMLAPボード（後述）にて認定の可否を審議した。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>MLAP業務</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定審査数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>認定更新審査数</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>新規認定数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>認定更新数</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>MLAPボード開催数</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>フォローアップ調査数</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>161</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●MLAP事業者説明会を実施し「認定申請審査業務システム」の普及状況の共有と操作方法の説明を行った。</li> <li>●令和5年度に予定されていた多数の認定更新審査案件に的確に対応するため、評定委員会とは別に審査で問題のない案件を評価するための内部検討会である“MLAPボード”の運用を開始した。評定委員会委員6名のうち5名がMLAPボード委員を兼任することで、評定委員会とMLAPボードの連携が取れる体制を構築した。</li> </ul>	MLAP業務	実績件数	新規認定審査数	0	認定更新審査数	52	新規認定数	0	認定更新数	49	評定委員会開催数	0	MLAPボード開催数	12	フォローアップ調査数	6	変更届出書処理数	161	MLAP認定・更新審査及びフォローアップ調査を全件実施し、指標を達成した。
MLAP業務	実績件数																			
新規認定審査数	0																			
認定更新審査数	52																			
新規認定数	0																			
認定更新数	49																			
評定委員会開催数	0																			
MLAPボード開催数	12																			
フォローアップ調査数	6																			
変更届出書処理数	161																			
MLAPにおける立入検査の実施件数 (全件実施)	MLAP立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。	MLAP立入検査は、該当案件がなかった。																		
国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の	<p>機構は、JCSS校正事業者がMRA制度（前述参照）を希望する場合には、JCSS登録に加え、2年ごとにJCSS校正事業者に認定維持審査を、さらに4年目に再認定審査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●MRA制度に対応したJCSS校正事業者への認定審査及び認定維持審査を全件実施した。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>MRA対応</th> <th>実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定審査数</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>再認定審査数</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>認定維持審査数</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機構は、JCSS校正事業者がMRA制度を希望する場合は、ISO/IEC 17043に適合した外部機関の運営する技能試験を</li> </ul>	MRA対応	実績件数	認定審査数	21	再認定審査数	108	認定維持審査数	32	国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。										
MRA対応	実績件数																			
認定審査数	21																			
再認定審査数	108																			
認定維持審査数	32																			

実施件数 (全件実施)	JCSS 校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行っている。令和 5 年度は、外部 5 機関が提供している技能試験の結果を MRA 校正事業者の認定に活用した。なお、技能試験の結果に問題があった MRA 校正事業者は、全て是正処置の妥当性を確認して認定した。																																													
ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施)	<p>製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) は、安全の確保や国内外の取引の円滑化等に関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の法令に基づく認定制度では対象外の認定ニーズについて対応する制度であり、校正、試験、標準物質生産、製品認証を行う事業者 (以下の a. ~f. の事業者) の認定を実施している。機構は、国際ルールに基づいて ASNITE を運営しているため、機構が認定した事業者は日本国内のみならず国際的に信頼性をもち、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化等に貢献するものである。</p> <p>●令和 5 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、ASNITE 認定審査及び認定維持審査を全件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="320 464 1665 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ASNITE 認定 サブプログラム</th> <th colspan="4">実績(件数)</th> </tr> <tr> <th>新規認定審査 (追加含む)</th> <th>再認定審査</th> <th>認定維持審査</th> <th>新規認定 (追加含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. ASNITE 校正事業者認定</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)</td> <td>4</td> <td>25</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>e. ASNITE 標準物質生産者認定</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>f. ASNITE 製品認証機関認定</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15</td> <td>36</td> <td>15</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>●事業者に対する説明会等を開催し、認定に関する国際動向、認定申請審査業務システム及び広報活動にかかる諸情報の提供等を行った。</p> <p>a. <b>ASNITE 校正事業者認定</b> ASNITE 校正事業者認定は、JCSS 対象外の校正事業者の認定ニーズに対応するために運営している。</p> <p>●自動車の自動運転システムの開発が進んでいる中で、自動運転技術の重要な要素のひとつに軌道修正技術があり、車両の旋回における角速度及び静的加速度を適切に評価することが重要である。この角速度及び静的加速度を測定する計量器の校正に対する認定ニーズを把握し、JCSS での受入れ体制を検討しているが、それまでの間の当面の認定ニーズに迅速に対応すべく、ASNITE 校正プログラムで対応することとし、令和 5 年度に技術専門家の確保等を進めて認定制度を構築し、校正事業者からの申請を受理して審査プロセスを開始した。</p> <p>b. <b>ASNITE 試験事業者認定 (一般)</b> ASNITE 試験事業者認定 (一般) は、JNLA 対象外の試験事業者のうち環境分野及び IT セキュリティ分野を除く認定ニーズに対応するために運営している。</p> <p>●機構は、IECEX 機器認証スキームに対応した国内試験事業者の認定により、事業者の負担軽減及び防爆機器メーカーの海外進出の支援を目的として、令和元年度に防爆機器の試験事業者認定を開始し、令和 3 年度に試験事業者を認定したところ、更なる認定ニーズに基づき、防爆ドローンなどの安全性評価に活用が期待される特殊防爆構造の試験を含む新たな 5 認定区分を追加し、令和 5 年 6 月 28 日から認定申請の受付を開始した。</p> <p>●経済産業省が策定した「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」において、機構による海洋生分解性プラスチックに関する試験機関認定制度整備が含まれている。現在、規格策定・標準化や適合性評価制度について検討が行われているところ、これを支える国際的な信頼性を確保した試験事業者を認定するため、機構において新たな認定スキーム整備を開始した。</p> <p>c. <b>ASNITE 試験事業者認定 (IT)</b> ASNITE 試験事業者認定 (IT) は、IT セキュリティ分野の認定ニーズに対応するために運営している。</p> <p>●経済産業省は IoT 製品の急速な増加に伴い、その脆弱性を狙ったサイバー脅威も増加傾向にあることから IoT 製品のセキュリティ確保に向けた取組を開始し、新たな適合性評価制度の構築を進めており、同製品の評価結果の信頼性確保のため、機構による評価機関認定を想定している。同制度は、次年度以降に運用開始が計画されており、認定制度創設に向け情報収集した。</p>	ASNITE 認定 サブプログラム	実績(件数)				新規認定審査 (追加含む)	再認定審査	認定維持審査	新規認定 (追加含む)	a. ASNITE 校正事業者認定	3	4	4	4	b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)	4	2	3	1	c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)	0	2	0	1	d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)	4	25	1	2	e. ASNITE 標準物質生産者認定	3	3	1	3	f. ASNITE 製品認証機関認定	1	0	6	0	合計	15	36	15	11	<p>ASNITE 認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>a. ASNITE 校正事業者認定 高い安全性が求められる自動車分野においては、安全性重視の観点から、特に海外では、各種安全性試験に用いられる計量器の校正結果に対して ISO/IEC 17025 による認定を義務付ける場合が多い。</p> <p>機構では、昨今開発の進む自動運転技術等の重要な要素である軌道修正技術の評価で計測される角速度や静的加速度の信頼性の証拠として、当該計測に用いる計量器 (角速度測定センサー) の校正に対する認定ニーズがあることを把握し、認定プログラムを構築して、校正事業者からの申請を受け付けた。今後、国内の認定校正事業者が誕生すれば、国内自動車メーカーの角速度測定センサーの校正を迅速に実施することが可能となり、自動運転技術の開発の促進が期待できる。また、大幅な費用削減 (50%程度の縮減) も見込まれる。</p> <p>b. ASNITE 試験事業者認定 (一般) 令和元年度に防爆機器の試験事業者認定を開始したところであるが、既存区分のみでは防爆機器メーカーの試験ニーズへの対応が十分ではなかった。例えば、METI 「令和 2 年度補正産業保安高度化推進事業防爆ドローンの要件に関するガイドライン」においては、既存の規格では適用が困難であった防爆ドローンを特殊防爆構造に関する規格 (IEC 60079-33) を活用することで評価が可能となることが期待されている等、新技術の安全性への対応のために産業界からのニーズが高いと考えられ、その信頼性を担保する試験所認定が必要であった。今後、防爆ドローンの需要の高まりにあわせ、海外でも試験・認証需要は拡大すると想定されるなか、先んじて区分を追加したことは、プラントの保安力向上等のスマート保安の推進や労働災害の撲滅等が期待される。さらに防爆機器メーカーの製品の信頼性向上により、国内市場の拡大のみではなく、海外市場への展開も期待される。</p> <p>f. ASNITE 製品認証機関認定 FIT/FIP 制度におけるバイオマス発電の事業計画申請にあたって、PKS (パームヤシ殻) を含む使用燃料について持続可能性を担保するための第三者認証取得の令和 6 年 4 月からの義務化に向け、サプライチェーン上の個々の事業者による認証取得が求められる海外認証では、生産地の搾油工場等での認証取得が進まず必要な調達量が確保できない可能性があった。これを危惧した発電所・商社が団体 (一般社団法人農産資源認証協議会) を設立し、国内初となる PKS 認証制度 (下流の商社等が関連する組織を全て管理下に置きサプライチェーン全体の認証を取得) を立ち上げたものの、FIT/FIP 制度においてバイオマスの持続可能性を確認する第三者認証制度に含まれるべき評価項目のうち、認証機関に認定取得を求めることに関する基準 (ISO/IEC 17011 に適合した認定機関による認定取得) が満たされていなかった。</p> <p>この課題を解決するため、令和 5 年度に短期間で認定プログラムを立ち上げ認証機関から認定申請があったことは、今後同機関が認定され、日本の輸</p>
ASNITE 認定 サブプログラム	実績(件数)																																													
	新規認定審査 (追加含む)	再認定審査	認定維持審査	新規認定 (追加含む)																																										
a. ASNITE 校正事業者認定	3	4	4	4																																										
b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)	4	2	3	1																																										
c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)	0	2	0	1																																										
d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)	4	25	1	2																																										
e. ASNITE 標準物質生産者認定	3	3	1	3																																										
f. ASNITE 製品認証機関認定	1	0	6	0																																										
合計	15	36	15	11																																										

	<p><b>d. ASNITE 試験事業者認定（環境）</b> ASNITE 試験事業者認定（環境）は、環境分野（大気、水質等の環境測定や重金属、放射性物質等の測定）の認定ニーズに対応するために運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度は、引用規格及び関連文書の改正に伴う「ASNITE 試験事業者（環境）認定の一般要求事項(ENRP31)」及び「ASNITE 試験事業者（環境）認定の取得と維持のための手引き(ENRP32)」の改正を行った。</li> </ul> <p><b>e. ASNITE 標準物質生産者認定</b> ASNITE 標準物質生産者認定は、濃度や密度等一定の特性を有する物質である標準物質の生産事業者が認定基準 ISO 17034 に従って生産する能力を認定するプログラムである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ASNITE 標準物質生産者認定では、標準物質にかかる突発的に発生する市場ニーズに迅速に対応し、時宜を得た標準物質生産を可能とするための“フレキシブルな認定範囲”による認定（包括的認定）申請の受付を令和2年度より開始している。令和5年度は標準物質生産者からの申請2件に対し、包括的認定を実施した。</li> </ul> <p><b>f. ASNITE 製品認証機関認定</b> ASNITE 製品認証機関認定は、鉄道、繊維製品、製品安全、国際法定計量機関（OIML-CS）、Textile Exchange、IECEX 機器、エコマークの7分野の製品認証機関に対して、製品認証を行う機関に関する国際規格 ISO/IEC 17065 に基づき審査・認定を行っている。令和5年度は、これまでの7分野に加え新たに1分野、一般社団法人農産資源認証協議会が運営する「PKS 認証制度」を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●PKS 認証は、一般社団法人農産資源認証協議会が創設した認証制度で、認証申請者の取り扱う PKS（パームヤシ殻）が、発生地点（搾油工場）から申請者までのサプライチェーン上で持続可能性基準（環境・社会的要件等）を満たしていることを担保する制度である。令和5年度に「PKS 認証制度」を製品認証機関の認定プログラムとして新規創設し、認証機関から認定申請を受理した。</li> <li>●令和5年度は、新たに「PKS 認証制度分野認定区分一覧」を制定し、「認定スキーム文書」を改正（ASNITE-Product (PKS) の概要の追記）した。</li> <li>●Textile Exchange やエコマーク認証を認定し、事業者の競争力向上を後押ししたことについて、日刊工業新聞に記事が掲載された。</li> </ul>	<p>入商社を含むサプライチェーン一括での認証取得が可能となることで、再生可能エネルギーとしての「パームヤシ殻を用いたバイオ燃料」の更なる安定的な確保に貢献することが期待される。</p>																												
<p>・各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施） ・産業標準化法に基づく調査において迅速に</p>	<p><b>ア 産業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度は、産業標準化法に基づく調査、立入検査及び改善指示を全件実施した。なお、JIS 試買検査は、経済産業大臣から指示がなかったため、実績なし。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="320 1417 1448 1501"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>更新調査</th> <th>立入検査</th> <th>改善指示</th> <th>JIS 試買</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業標準化法</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度は、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく調査を全件実施した。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="320 1669 1098 1963"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>調査</th> <th>立入検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費生活用製品安全法</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>電気用品安全法</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ガス事業法</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計（製品安全4法）</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	法律名	更新調査	立入検査	改善指示	JIS 試買	産業標準化法	5	1	2	0	法律名	調査	立入検査	消費生活用製品安全法	1	0	電気用品安全法	4	0	ガス事業法	0	0	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0	0	計（製品安全4法）	5	0	<p>各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査を全件実施し、指標を達成した。 産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示を全件実施し、指標を達成した。</p>
法律名	更新調査	立入検査	改善指示	JIS 試買																										
産業標準化法	5	1	2	0																										
法律名	調査	立入検査																												
消費生活用製品安全法	1	0																												
電気用品安全法	4	0																												
ガス事業法	0	0																												
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0	0																												
計（製品安全4法）	5	0																												

<p>指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施）</p>		
<p>・社会ニーズの高い新たな技術や製品等に係る分野について認定ニーズ調査 ・外部組織との連携を強化し、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上</p>	<p><b>ア 社会ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年度から令和4年度にかけて行った日本の適合性評価制度の現状を分析し、今後のあり方を検討するためのタスクフォース活動を踏まえ、適合性評価の理解に役立つ「適合性評価ガイドブック 2023」を取りまとめ、令和5年6月に機構 Web サイトで公開した。公開後も最新版維持のため見直し作業を行い、令和6年2月に更新版を公開した。同ガイドブックには、適合性評価制度に関わる内外人材育成や中長期的な視点での普及・啓発を考慮し、適合性評価制度の歴史、国内外の現状、日本の適合性評価制度のあるべき姿の提言などを含む。</li> <li>●関連団体や認定事業者からの情報を踏まえ、社会ニーズの高い新たな技術や製品等に係る分野の認定ニーズ調査を実施し、新規認定プログラム創設に向けた取組を実施した。</li> </ul> <p><b>イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修については、外部組織と連携して実施し、認定における技術資源の有効活用を図る。さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験所・校正機関審査員の確保を目的に、令和3年度から公益財団法人日本適合性認定協会との共同で審査員養成研修を開催している。令和5年度は、機構側受講者17名のうち10名の審査員の要件を満たす者を確保した。また、製品等認証業務審査員向けの研修により審査員候補3名を確保した。</li> <li>●審査員としての力量の維持管理と最新情報の共有を目的として、年1回の頻度でフォローアップ研修を実施している。令和6年3月に183名の審査員（内部審査員を含む。）に対して、オンラインによる研修を実施した。</li> <li>●登録審査等を適格かつ円滑に行うことを目的に技術研修を実施し、審査員の能力向上等を図った。</li> <li>●令和4年度から実施している国内機関への審査員の短期派遣研修は、令和5年度も継続し、電気標準分野の測定・校正に関する基礎技術及び最新動向の習得を図った。</li> <li>●19名について審査員（訓練中）から審査員に、2名について審査員から主任審査員（訓練中）に、4名について主任審査員（訓練中）から主任審査員に昇格させた。</li> </ul> <p><b>ウ 業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性を維持する。また、認定事業者に対して認定機関に対する満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●品質マニュアル等の計252のマネジメントシステム文書について、令和5年度は延べ44件の制定・改正を実施し、最新のマネジメントシステム文書に基づく、的確かつ効率的な審査業務遂行のための環境を確保した。</li> <li>●内部監査を7月から9月にかけて実施した。不適合に対しては再発防止処置を実施し、信頼性維持を図った。</li> <li>●マネジメントレビューを12月と3月に実施し、マネジメントシステムの運用状況の適切性を確認した。</li> <li>●審査終了後に事業者に対する満足度調査を実施し、回答284件において276件が「満足」との評価であった。</li> </ul>	<p>タスクフォースで作成した「適合性評価ガイドブック」では、日本の適合性評価のあるべき姿（社会的課題の解決や産業発展のために、最適な者が運営する適合性評価が、売り手により効果的に利用され、買い手のニーズを満たしている状態）を想定し、その姿の実現に向けた現状の課題（普及・啓発の不十分さ、社会の変化への柔軟性の欠如、必要な資源・機能の不足など）を整理して、達成に向けたアクション（普及啓発と利用促進、人材育成、認定機関の連携強化、制度構築に関する司令塔機能設置）を提示した。また、当該ガイドブックは、今後の適合性評価を活用する内外の人材育成で活用可能な教科書として、また更なる普及・啓発のための情報メディアとしての役割を持たせるため、適合性評価に関する様々な情報（歴史、国内外の現状分析など）を網羅させた。これは、我が国の適合性評価制度の更なる発展のためのツールとして活用できるものであり大きな成果である。</p>
<p>国際相互承認取決の資格・権限を維持、国際的な認定制度づくり等に参画</p>	<p>以下の活動を通じて、ILAC/IAF/APACの国際相互承認取決（MRA）の署名地位を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年12月にAPAC再評価を受審し、マネジメントシステムの健全性が第三者により確認された。なお、評価において国際基準に対する不適合は確認されず、改善コメント4件であり、その対応も行った。</li> <li>●関連する国際会議に積極的に参加し、必要な情報収集と対応を実施した。</li> <li>●APAC MRA 署名義務として、他国の認定機関を対象とした相互評価を行う相互評価員又はその評価結果をレビューするERP(Evaluation Review Panel)を派遣することが求められおり、相互評価員2名、ERP1名を派遣した。</li> <li>●ILAC/IAF/APAC 投票に全て参画し、文書改正等のコメント投票、サーベイ等を通じ、ルールの構築に貢献した。</li> <li>●若手職員が積極的に国際会議やAPAC相互評価に参加できるよう計画し、職員の育成の場を設けた。</li> </ul>	<p>ILAC/IAF/APACの国際相互承認取決（MRA）の署名地位の維持のための、各要件を達成し、署名者の地位を維持した。特に、12月に受審したAPAC再評価においても国際基準に対する不適合は確認されず、認定センターのマネジメントシステムの健全性が第三者による評価で確認された。</p>

<p>産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献</p>	<p>ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会（JAC）の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度は、認定機関運用の共通的な課題等の情報共有や運営体制の検討を行うため、JAC運営委員会を3回、実務的な検討のためのJACメンバー会議を4回開催した。検討の結果、認定に関する各種課題への国内対応の場として、ワーキンググループの再編及び新設を行った。次年度はワーキンググループにおいて課題検討に着手する。</li> <li>●令和5年10月17日に認定の重要性をより広く伝えるため、適合性評価機関やそのユーザーなどを対象としてJACセミナー（テーマ「認定：国際貿易の未来を支える」）を開催した。</li> </ul> <p>イ 事業者への訪問、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた営業・広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。情報をより多くの者にわかりやすく届ける方策として、デジタルコンテンツ配信やオンライン講座・説明会等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度は、「世界認定推進の日」（毎年6月9日）に際して、ILAC及びIAF各議長の共同声明やパンフレット、ポスターの和訳資料を作成し、Webサイトを通じて公開した。</li> <li>●展示会等への出展及び講演会等を開催し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。</li> <li>●認定制度の普及啓発を目的に、令和5年度は「認定制度創設30周年記念イベント」として、特設サイト公開、講演会、JAC対談を行った。</li> </ul> <p>ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。さらに、他分野の職員にも審査員養成研修の受講機会を提供することで、認定制度の理解を促進し、分野間の連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●産業技術連携推進会議関東甲信越静岡地域の合同総会に出席し、試験所・校正機関認定の活用を働きかけた。</li> <li>●令和5年8月に開催した審査員養成研修には、適合性認定分野以外に従事する職員2名が受講し、試験関連業務、試験所評価業務等の情報提供及び認識共有を行った。</li> <li>●規格の活用・普及についての専門的な知見を有する人材を育成するため、機構企画管理部イノベーション支援課と連携し、「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムを令和6年2月に5日間コースで開催した。企業（電機、薬品等メーカー）、研究機関、適合性評価機関などから26名が受講した。</li> </ul>	<p>令和5年6月に経済産業省が取りまとめた「日本型標準加速化モデル」において、機構が適合性評価に関する技術発信のプラットフォームとなり、規格の普及・活用人材の育成に貢献する研修プログラムをすることが期待されている。機構が開発・実施した「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムでは、標準化と適合性評価の関係や適合性評価スキームに関する基本的な知識に加え、国際動向やものづくりのプロセスを踏まえた認証機関の役割について、具体的な事例について学ぶことができるものとした。また、プログラム後半には適合性評価スキームを構築するグループ演習を実施した。本プログラムを開発・実施したことは、将来的に標準化や適合性評価分野で活躍する人材の確保に繋がるものであり、大きな成果である。</p>
<p>認定業務全体の効率化、迅速化を推進め、申請者の負担軽減を含めたサービス向上</p>	<p>ア 認定申請・届出については、認定申請審査業務システムを用いたオンライン提出を支援する。また、認定業務に関わる書類のうち電子化が可能なものは、原則、電子媒体に移行し、認定申請審査業務システムを用いたペーパーレス審査を推進する。状況に応じて、Web会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「認定申請審査業務システム」を用いることにより、事業者・審査員間のリアルタイムな情報共有を実現することで審査期間の短縮が可能になるとともに、オンライン化による書類紛失リスクの軽減に貢献した。</li> </ul> <p>イ 認定制度の利用者が発行する試験報告書・校正証明書の電子発行を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度は、事業者向け制度説明会において電子証明書の具体的な発行方法の事例を紹介するなど、事業者による試験報告書・校正証明書の電子発行を支援した。</li> </ul> <p>ウ 業務の効率化のため、業務管理システムと審査業務システムの最適化について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●業務管理システムと審査業務システムについて、業務プロセスの見直しも含め運用を行う上で明らかになった問題点や改善が求められる事項について必要なシステム改修を行い、更なる効率化を進めた。</li> </ul>	

4. その他参考情報

I-5. 国際評価技術分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	国際評価技術分野		
業務に関連する政策・施策	産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 産業保安の確保	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 電気事業法 蓄電池産業戦略(令和4年8月31日策定) 日本再興戦略(平成28年6月2日閣議決定)
当該項目の重要度、難易度	<p>【基幹目標】</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向け、蓄電池システムの信頼性向上及び産業競争力強化並びに再生可能エネルギー発電設備の信頼性向上に貢献するため、電気保安行政を技術的に支援するとともに、蓄電池産業戦略の実現に向けて、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価及び試験データの利活用を通じて、国内企業による先端蓄電池システムの更なる実用化等を目指す。</p> <p>【重要度：高】 【困難度：高】</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>【基幹目標】</p> <p>①機構が企業等と実施した試験・評価、</p> <p>②機構が開発した次世代電池システムに対応する試験手法、</p> <p>③機構が蓄積した試験データの利活用、</p> <p>を通じた国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数</p>	10件	—	—	—	—	—	10件	予算額(千円)	744,174	1,029,316	1,107,532	4,300,519	1,184,550
持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言の件数	20件以上	—	—	—	—	22件	41件	決算額(千円)	903,147	1,234,754	1,049,511	1,727,766	6,170,168
								(予算額との差異10%超の主な理由は、業務の見直し及び手数料等収入の増である。)	(予算額との差異10%超の理由は、施設整備費補助金及び手数料収入等の増である。)	(予算額との差異10%超の理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)	(予算額との差異10%超の理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。)		
電気事業法に基づく立	全件実施	—	—	—	17件	70件	70件	経常費用(千円)	841,140	1,058,385	959,836	1,024,183	1,188,442

入検査の実施件数					(全件実施)	(全件実施)	(全件実施)						
								経常利益(千円)	▲15,988	▲22,586	68,516	92,808	42,097
								行政コスト(千円)	1,339,039	1,390,963	1,314,977	1,295,832	1,485,703
								従事人員数	46	48	50	50	51

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
<b>全体概要</b> <b>【指標】</b> ① 機構が企業等と実施した試験・評価、 ② 機構が開発した次世代電池システムに対応する試験手法、 ③ 機構が蓄積した試験データの活用、 を通じた国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数を合計10件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。	<b>&lt;分野全体での主要な業務実績&gt;</b> 本部分野での「指標」及び「質的な成果で特筆すべき事項」の実績概要は以下の通り。詳細は次ページ以後参照。  <b>指標：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重要度高かつ困難度高な指標に類する基幹目標指標：10件以上目標に対して10件達成（100%達成）</li> <li>●基幹目標を除く定量的指標（全件実施以外）：20件以上目標に対して41件達成（205%達成）</li> <li>●基幹目標を除く定量的指標（全件実施）：70件全件実施達成</li> </ul> <b>質的な成果で特筆すべき事項：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●蓄電池システムの再利用蓄電池使用に関する国際規格発行 IEC 62933-5-3が発行されたことにより再利用電池使用に関する基盤が整備され、蓄電池システムに関する安全性の担保・環境配慮の両観点に大きく寄与。</li> <li>●EV急速充電設備普及において重要となる電流遮断技術に係る試験手法をNLABで開発・活用 蓄開発した大電流遮断技術を活用した共同試験を通じ、EV自動車や急速充電設備に組み込まれている遮断器の安全を確保。</li> <li>●EV急速充電設備に係る電気保安制度見直しを国へ提案（スマート保安で初の国への提言） EV急速充電設備に関しスマート保安プロモーション委員会での評価をまとめ、点検頻度見直しや関係告示改正を国に提案。</li> <li>●「自家用電気工作物サイバーセキュリティ立入検査における検査ポイント解説書」を策定し国へ提供 検査ポイントをまとめた解説書を策定し国に提供。国による電気工作物のサイバーセキュリティチェック機能確保に貢献。</li> </ul> <p>この他、「オートファジー技術使用製品に係る認証制度構築への貢献」として、前年度より一般社団法人日本オートファジーコンソーシアム及びその内部のWGでの助言を行うなどという取組を行ってきた結果として、令和5年度において、一般社団法人日本オートファジーコンソーシアムは認証制度の開始に貢献し、正しい認知度向上と普及拡大に繋がった。</p> <p>このように、令和5年度は、令和8年度までという中期方針期間を見据えつつ、中期方針2年目として、蓄電池システム業務関係では「共同試験外でも成果創出」を達成し、電気保安技術支援業務関係では「発信提言の定着」を達成した。令和6年度は中期方針3年目として、蓄電池システム業務関係では「先端技術評価実験棟（NLAB MIDDLEチャンパー）始動・活用」に、電気保安技術支援業務関係では「スマート保安技術モデル創出」に重点を置いて取組を更に進めていく。</p>	<b>&lt;全体評定と根拠&gt;</b> <b>全体評定：A</b> <b>根拠：</b> 事業計画の所期の目標を全て達成し、重要度高かつ困難度高な指標に類する基幹目標指標を100%達成し、基幹目標を除く定量的指標（全件実施を除く。全件実施指標についても全件実施を達成。）を205%達成した。 また、質的な成果で特筆すべき事項として、機構がこれまで培った知見・技術や外部機関との連携も活かして主体的・積極的に取組を行い、社会や産業界等に対し事業計画で求められる水準を超える優れた成果を生み出し安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。  <b>&lt;通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日本主導の蓄電池システムの安全性国際規格を活用した認証等適合性評価体制整備について、引き続き、認証機関や関係者と連携し、事業者のニーズに対応した早期の認証・評価基盤構築を期待する。 反映状況： IEC 62933-5-3については、令和5年10月に無事、国際規格として発行され国際標準化プロジェクトを完了した。今後は国内での活用を促進するべく、対応国内産業規格の作成を推進していく。また、IEC 62933-5-2については、同規格及び国内対応産業規格であるJIS C 4441に基づいた認証及びリスクアセスメント評価サービスが国内認証機関から開始されており、当該サービスを通じて事業者により規格が利用されている。今後も引き続き積極的に関係者と連携・協議をはかることで、当該規格の幅広い活用を促し、蓄電池システム産業の活性化に貢献していく。</li> <li>●「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」における議論を通じて、引き続き、蓄電池システム産業界のハブとしての立ち位置を確立し、企業との協議及び議論の取りまとめを期待する。 反映状況： 令和5年度は、新たに整備されるMIDDLEチャンパーの活用も含めた機構の今後の取組・方向性を整理するため、「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」及び共同試験の施設利用事業者を対象にアンケート調査を実施し、産業界のニーズを踏まえた機構の今後の取組・方向性の検討を進めている。令和6年度には、こられの内容を取りまとめ、中長期的なロードマップを対外的に公表する予定。</li> </ul>

<p>&lt;1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備&gt;</p> <p>事業計画 1. (1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献</p> <p>【指標】 (再掲)</p> <p>① 機構が企業等と実施した試験・評価、</p> <p>② 機構が開発した次世代電池システムに対応する試験手法、</p> <p>③ 機構が蓄積した試験データの活用、</p> <p>を通じた国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数を合計 10 件以上</p>	<p>&lt;事業計画 1. (1) アでの主要な業務実績&gt;</p> <p>●IEC 62933-5-3 の新規発行</p> <p>蓄電池システムは世界各地で導入が進むが、リチウムなどの蓄電池原材料には限りがありまた安全保障上の課題があるため、蓄電池システムの普及を更に促進するためには、車載用蓄電池の再利用（リユース）が今後ますます重要となる。また、再利用蓄電池市場は 2030 年にかけて指数関数的に市場拡大すると予測され、それに伴う事故が顕在化するリスクがある。しかし、蓄電池の再利用に関連した基準はなく、特に安全面での基準がないことが普及上の課題となっていた。たとえ普及したとしても、安全性を考慮していない安価な再利用蓄電池が出回る恐れがある。また、再利用電池にかかる EU 電池規則制定の動きを受け、国内自動車メーカーが当該規則の内容に過剰な内容が盛り込まれるのではないかと懸念を抱いていた。</p> <p>NITE では、このような市場拡大が来ることを想定し、2018 年から規格化の活動を開始し、経済産業省の委託事業を活用しつつ、蓄電池システムの非破壊安全性診断について、NLAB で 2 年 6 か月にわたり実証実験を行い、取得した容量劣化の実データを利活用し、蓄電池システム側視点の国際標準原案を作成した。この際、再利用蓄電池の適切な利用には、劣化状況をより正確かつ簡便に推測できることが特に重要であるものの、劣化情報は蓄電池システム関係各社の競争力に直結するため情報集約が難しく、また競争が激化する状況下で長期間にわたるデータ取得にリソースを割くことが民間では困難な状況であったため、NLAB でデータ取得を行うことで劣化情報に係るデータを長期間集めつつ、その診断手法を評価し、今般国際標準に反映した。これは NLAB でしか成し得なかった貢献である。</p> <p>加え、国際電気標準会議 IEC の蓄電システム技術専門委員会 TC 120 の安全作業グループ WG5 において、規格審議対応を行った。この際、コロナ禍が始まった令和元年度末に新業務項目提案（New work item Proposal）がなされ、対面での国際議論が禁じられた状況で規格原案開発・審議を行う必要があり、参加者の多くが web 会議に不慣れであり、かつ対面とは異なり各国時差を考慮して一日あたり最大 3 時間までしか議論できない状況で、効果的に技術的議論を行うための会議の取り回しや、国際メンバーの意見の取りこぼしのないよう複数回コメントを募集する等、入念な準備と対応を実施してきた。こうした積極的なプロジェクトの進行提案と密かつ丁寧な議論の継続の結果、5 年間の活動結果として、また国際規格審議としては 3 年半という短期間で、令和 5 年（2023 年）10 月に正式な国際規格として発行した。</p> <p>●IEC 62933-5-2 の改訂</p> <p>IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム）/WG5（安全）の国内外委員会等での活動において、平成 28 年度に日本が提案し機構が開発を支援して令和 2 年 4 月に発行された IEC 62933-5-2（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項：電気化学的システム）については、また対応国内規格である JIS C 4441 の JIS 原案作成委員会において、発展著しい市場動向及び技術開発動向にあわせた積極的な検討継続及び検討結果を受けた改訂作業が求められている。これらの声を受けとめ、改訂作業を機構が支援した結果、日本主導による国際標準開発体制が構築・継続されており、市場や技術開発の動向にあわせた積極的な改訂作業を日本が主導し、投票用委員会原案（Committee Draft for Vote: CDV）段階を達成した。</p> <p>&lt;事業計画 1. (1) イでの主要な業務実績&gt;</p> <p>●IEC 62933-5-2 の認証等適合性評価体制整備等</p> <p>IEC 62933-5-2 の更なる認知度向上及び活用促進のため、国内対応規格 JIS C 4441 の周知活動として、NITE 講座等の外部にむけた情報発信を継続的に実施した。また、日本電気協会が実施するナトリウム・硫黄電池設備、レドックスフロー電池設備認定委員会に参加し、ナトリウム・硫黄電池設備、レドックスフロー電池設備の認定基準及び認定手引き見直し活動に、JIS C 4441 への適合等蓄電池設備の安全要件を追加することを提案した。</p> <p>●IEC 62933-5-3 の適合性評価体制整備に向けた検討</p> <p>令和 4 年度、CDV 段階を達成した時点から開始していた発行後の活用検討を進行し、JIS 化の方針を固めた。また、早期 JIS 発行に向けて関係者間での調整を進め、JSA の令和 6 年度 JIS 原案作成公募に応募し、無事採択され、令和 6 年度の JIS 原案作成委員会立ち上げに向け、委員との事前調整等を着実に実施した。</p> <p>●IEC 62619 の 2nd バージョンの認証体制整備等</p>	<p>&lt;事業計画 1. (1) に関する自己評価&gt;</p> <p>●IEC 62933-5-3 の新規発行</p> <p>蓄電池に係る世界規模での競争激化を踏まえると世界共通となるルール整備を行うことが必要で、日本の蓄電池産業が強みを持つ安全性という観点において、他国等にルールメイクを先んじられることなく日本が主導することができたこと自体、大きなアウトカムである。</p> <p>加え、以下の観点より大きなインパクトに波及することが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ EV 車に使われている蓄電池の適切な評価に寄与し EV 車の普及に貢献。また、適切な廃棄判断に寄与し、環境配慮に貢献。</li> <li>▶ 海外において蓄電池システムの事故が多発している中で、日本国内においても鹿児島における海外製蓄電池活用施設で事故が生じている。車載用蓄電池を利用した家庭用蓄電池の市場化が国内でもすでに始まりつつある中、こうした蓄電池の利用による事故リスクは増大することが懸念。今般の国際標準により、その社会的リスクを最小化。</li> </ul> <p>以上のように、IEC 62933-5-3 が発行されたことにより再利用電池使用に関する基盤が整備され、蓄電池システムに関する安全性の担保・環境配慮の両観点に大きく寄与するもので、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>●IEC 62933-5-2 の改訂</p> <p>IEC 62933-5-2 については、これまで諸外国と議論してきた考慮すべき最新動向等を反映し、次版として大まかな技術的内容が確定した投票用委員会原案（Committee Draft for Vote: CDV）を回付し、国際規格としてのステージを順調に進めたことは計画水準を非常に大きく上回る成果である。</p> <p>●IEC 62933-5-2 や IEC 62933-5-3 での適合性評価体制整備等</p> <p>IEC 62933-5-2 及び JIS C 4441 発行後における活用促進のため、早期の認証・評価基盤構築に向けて、具体的なサービスの開始に向けた積極的な提案・働きかけを当該規格類発行前より実施してきた。具体的には、NITE 講座や学会発表、技術専門誌への寄稿や、蓄電池システムに関する関係企業からの問い合わせなど様々な機会に当該規格の情報を発信し、認知度向上に寄与してきた。また、国内での認証等適合性評価サービスの開始に向け、国内認証機関への働きかけ及び支援を継続的に行い、令和 4 年 2 月に国内初となる量産蓄電システムの認証サービス及び、系統用蓄電システムのリスクアセスメント評価サービスが開始された。令和 5 年 2 月には後者の系統用蓄電システムのリスクアセスメント評価サービスが利用され、これまでの継続的な広報活動や、認証基盤構築活動の成果として、IEC 62933-5-2 及び JIS C 4441 の活用実績が生まれた。これにより、国内における大型蓄電池システムの第三者による安全性確認体制の確立と機構が開発した規格の活用が実現したことは大きく上回る成果である。</p> <p>また、IEC 62933-5-2 に引き続き、令和 5 年度に発行された IEC 62933-5-3 についても、発行後の速やかな活用が期待されており、そのための国内の体制構築が必要となっている。令和 4 年度時点より、国内活用体制の構築に必要なアクションの検討を規格開発関係者と開始し、令和 5 年度も継続して検討を続けた結果、早期の JIS 発行が必要と結論づけられたため、関係者との更なる調整及び JIS 化準備を進め、JSA の令和 6 年度 JIS 原案作成公募への応募を完了し、計画の水準を達成したことは大きく上回る成果である。</p>
---	---	--

とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。	<p>当該規格に規定される耐熱焼性試験に必要なレーザー照射装置を令和元年度に機構に導入し、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）と連携しながら当該装置を用いた共同試験を令和2年度より実施している。令和5年度には、当該装置を用いた共同試験を1件実施した。</p> <p>●認証機関との協力体制を構築</p> <p>現在、認証試験機関2社をNLABの利用者に登録している。その他の認証試験機関及び認証機関（以下「認証機関等」という。）に対しても、認証機関等が立ち会う共同試験をNLABで実施することで繋がりをもち、機構からのアプローチによる訪問ヒアリング等により、認証機関等との協力体制を維持している。令和5年度には、海外の有力認証機関である株式会社ULJapanとの共同試験を3件実施した。</p>	今後引き続き IEC 62933-5-2 での経験をもとに、着実に検討を進めていく。																																																						
<p><b>事業計画 1. (2) 大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施</b></p> <p>【指標】（再掲）</p> <p>① 機構が企業等と実施した試験・評価、</p> <p>② 機構が開発した次世代電池システムに対応する試験手法、</p> <p>③ 機構が蓄積した試験データの活用、</p> <p>を通じた国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件</p>	<p>&lt;事業計画 1. (2) アでの主要な業務実績&gt;</p> <p>必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保している。</p> <p>また、専門職員による月例安全教育を年4回実施するとともに、外部機関が実施する事故体験等の研修を受講することで、試験実施要員の安全意識醸成を図った。加えて、令和6年度からのNLAB労働安全衛生マネジメントシステムの運用開始を目指して、マニュアル等の整備を進め、外部講習の受講により内部監査員を3名養成した。</p> <p>&lt;事業計画 1. (2) イでの主要な業務実績&gt;</p> <p>●NLABの普及啓発活動</p> <p>展示会への出展や個社に対するアウトカム調査を行い積極的なアウトリーチ型の広報活動を実施した。</p> <p>また、NITE講座をオンラインで開催した結果、受講者数は延べ448名に達した（令和4年度301名）。アンケート調査の結果では、6割を超える受講者が総合評価で「満足」、「ほぼ満足」と回答した。</p> <table border="1" data-bbox="329 961 1270 1136"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示会への出展</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>講演会への登壇</td> <td>0回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>アウトカム調査</td> <td>9社・団体</td> <td>15社・団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>●共同試験の実施状況</p> <p>令和5年度は、1年を通して試験サービスの提供を継続し、共同試験のほか、試験手法開発を目的とするNLAB独自試験、データ利活用を目的とする課題設定型試験を実施した。</p> <p>また、試験相談には積極的に対応し、事務手続きが試験希望期間までに難しい場合を除き、担当者や試験室を調整することで16社44件56試験の試験依頼があり全数を実施した（令和4年度は23社49件71試験を実施）。</p> <p>※「16社」とは試験を実施した事業者等の数、「44件」とは事業者と締結した契約件数、「56試験」とは実施した試験の数を表している。以後は特別の記載がない限り、契約件数（44件）を実績として記載する。</p> <p>&lt;試験依頼元属性&gt;</p> <table border="1" data-bbox="317 1507 1768 1850"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電池メーカー</td> <td>1件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>セットメーカー</td> <td>11件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>自動車関連</td> <td>1件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>認証機関</td> <td>6件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>試験機関</td> <td>17件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44件</td> <td>49件</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;被試験体属性&gt;（被試験体は1つの試験で1つ消費することになるため、契約件数ではなく試験件数を記載）</p> <table border="1" data-bbox="317 1885 1768 1976"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（定置用）</td> <td>5件</td> <td>18件</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和4年度	展示会への出展	1回	1回	講演会への登壇	0回	3回	アウトカム調査	9社・団体	15社・団体	属性	令和5年度	令和4年度	電池メーカー	1件	8件	セットメーカー	11件	13件	自動車関連	1件	7件	認証機関	6件	5件	試験機関	17件	10件	その他	8件	6件	合計	44件	49件	属性	令和5年度	令和4年度	蓄電池（定置用）	5件	18件	<p>&lt;事業計画 1. (2) に関する自己評価&gt;</p> <p>必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保した。</p> <p>共同試験のほか、試験手法開発を目的とするNLAB独自試験、データ利活用を目的とする課題設定型試験を実施し、これらのスケジュールを適切に管理したことで、稼働率の上昇に繋げ、最終的には過去最高の稼働率を達成した。</p> <table border="1" data-bbox="1896 751 2852 884"> <thead> <tr> <th></th> <th>多目的大型実験棟</th> <th>機能別実験棟</th> <th>両施設の平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>88.4%</td> <td>95.0%</td> <td>91.7%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>95.6%</td> <td>96.9%</td> <td>96.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等について、基幹目標の指標「国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数を合計10件以上」を達成した。NLABの活用により、令和5年度は、以下の10件のアウトカムが確認された（令和4年度は8件）。</p> <p>① ヤンマーパワーテクノロジー株式会社はNLABにて実施した試験評価の結果を活用して、舶用水素燃料電池システム及びモジュールについて日本海事協会（ClassNK）から基本設計承認（AiP）を取得し日本初となる舶用水素燃料電池システムを商品化した。</p> <p>② 蓄電池メーカーはNLABにて実施した落下試験の結果を活用し、蓄電池についてUL認証（UL 1973）を取得した（企業名、製品名公表不可）。</p> <p>③ 自動車メーカーはNLABにて実施した耐火性試験の結果を活用し、HEV車両の駆動用電池についてUN ECE R100-03認証を取得し、当該電池を搭載したHEVの国内外への販売を開始した（企業名、製品名公表不可）。</p> <p>④ 自動車メーカーはNLABにて実施した熱連鎖試験・耐火性試験の結果を活用し、HEV・PHEV用バッテリーについてUN ECE R100-03認証を取得し、HEV・PHEVの開発を完了した（企業名、製品名公表不可）。</p> <p>⑤ 株式会社エッチ・ケー・エスは環境省委託事業である「バッテリー交換式EV開発及び再エネ活用の組み合わせによるセクターカップリング実証事業」において、NLABにて実施した耐火性試験の結果を活用してバッテリーパックを開発し、ファミリーマート店舗向け配送実証で使用されている。</p> <p>⑥ 東芝三菱電機産業システム株式会社（TMEIC）は、NLABにて実施した試験評価の結果を活用し、大型蓄電池システムについて北海道某所の洋上風力プロジェクト（100MWクラス）及び関西地方某所の蓄電池発電所（50MWクラス）への導入を完了した（製品名公表不可）。</p> <p>⑦ 試験認証機関はNLABで実施した圧壊試験の結果を活用し、電動アシスト</p>		多目的大型実験棟	機能別実験棟	両施設の平均	令和4年度	88.4%	95.0%	91.7%	令和5年度	95.6%	96.9%	96.3%
	令和5年度	令和4年度																																																						
展示会への出展	1回	1回																																																						
講演会への登壇	0回	3回																																																						
アウトカム調査	9社・団体	15社・団体																																																						
属性	令和5年度	令和4年度																																																						
電池メーカー	1件	8件																																																						
セットメーカー	11件	13件																																																						
自動車関連	1件	7件																																																						
認証機関	6件	5件																																																						
試験機関	17件	10件																																																						
その他	8件	6件																																																						
合計	44件	49件																																																						
属性	令和5年度	令和4年度																																																						
蓄電池（定置用）	5件	18件																																																						
	多目的大型実験棟	機能別実験棟	両施設の平均																																																					
令和4年度	88.4%	95.0%	91.7%																																																					
令和5年度	95.6%	96.9%	96.3%																																																					

数を合計	蓄電池（移動体用）	36件	31件
10件以上	蓄電池（その他、不明）	0件	0件
とし、先端蓄電池システム	蓄電池以外（蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備）	15件	22件
の更なる実用化等に貢献する。	合計	56件	71件

試験の内訳としては、定置用蓄電池が約1割、移動体用蓄電池が約6割、蓄電池以外の関連品が約3割となっており、蓄電池システム産業における様々な製品の実用化・認証取得に貢献している。

また、令和5年度も、引き続き自動車用蓄電池の試験依頼（試験機関経由での依頼を含む）が多数あり（6社21試験）、これまでに全ての国内主要自動車メーカーがNLABを活用している。

なお、NLABでの自動車用蓄電池の試験実施に当たっては、引き続き国土交通省所管の交通安全環境研究所、経済産業省、一般財団法人自動車研究所等と、役割分担等についての意見交換を実施しながら行っている。

●データ利活用を目的とした試験協力者の募集

後述する「データ利活用WG」において選定した日本の産業競争力強化に資する有益で活用可能な試験テーマ（類焼試験及び水没試験）について、令和5年度は5件（類焼試験1件、水没試験4件）の試験を実施した。

令和6年度においては、引き続き、類焼試験及び水没試験のデータ取得及び解析を進め、日本の蓄電池システム産業界に試験データを共有することで、ハブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、蓄電池システムに関わる各企業の協調領域の拡大を図っていく。

<事業計画1. (2)ウでの主要な業務実績>

●試験サービスの拡充

➤（遮断試験）蓄電池システムに搭載する保護デバイスである電流ヒューズやコンダクタ（電流遮断器）の遮断試験システムを平成29年度に導入し、事業者ニーズに基づきこれまで当該システムの装置拡張を実施してきたところ。令和5年度には当該装置を用いた共同試験を9件実施するとともに、半導体素子を使った新たな遮断装置を独自開発し、これまで最短でも50msec.だった通電時間の制御がmsec.オーダーで可能となることで、周辺デバイスを含めた蓄電池システム全体での試験や市場事故再現試験等の実施が可能となった。機構が開発した当該遮断試験システム（高電圧大電流遮断試験システム）は、メーカーの新製品開発に繋がり、安全性・信頼性の高度化に貢献するものである。

➤（類焼試験）耐類焼性試験を再現性高く実施可能なレーザー照射装置（令和元年度導入）を活用し、令和5年度には一般財団法人電気安全環境研究所（JET）と連携しながら当該装置を用いた共同試験を2件実施した。

●先端技術評価実験棟（NLAB MIDDLE チャンバー）等の新規整備

近年、国内外で再生可能エネルギーの導入拡大が急速に進み、蓄電池について世界的に需要が高まると同時に、全固体電池をはじめとする次世代蓄電池の技術開発が進む中で、これらに対応できる安全性・性能評価が可能な施設が求められている。また、EVの世界的な需要の高まりを背景として、多目的大型実験棟の高稼働が続いており、蓄電池評価の需要が今後も増加する見込みである。このような背景のもと、NLAB機能を拡張するために、令和3年度補正予算「カーボンニュートラル促進のための国際標準・認証拠点整備事業」（令和3年12月20日国会成立）として、試験評価・認証基盤の拠点（先端技術評価実験棟等）を新たに整備するための活動を開始した。

令和5年度は、令和5年2月に着手した工事に関して、計12回の総合定例会議、計29回の施工定例会議に加え、計37回の建築分科会、計20回の排煙処理施設施工分科会、計41回の電気施工分科会を実施し、先端技術評価実験棟等の新規整備を完了させた。

<事業計画1. (2)エでの主要な業務実績>

●蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会の運営

急速に拡大し続けている蓄電池システム産業の世界市場において、いかに日本産業が勝っていくかを議論することを目的として、令和元年度に立ち上げた「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」を2回開催（6月14日、12月

自転車用の電池パックの規格 EN 50604-1:2016/A1:2021 に基づく安全性評価を令和4年4月～令和5年7月に5件行い、日本国内企業による欧州向け製品の製品化・安全性向上に寄与した（企業名、製品名公表不可）。

⑧ 試験機関は NLAB にて開発した超高速遮断技術を活用し、EV 用リレー等の性能確認試験を令和5年度中に3件行い、日本国内企業による安全性の高いEV用デバイスの開発促進に寄与した（企業名、製品名公表不可）。

⑨ 平成30年度～令和2年度経済産業省受託事業にて取得した蓄電池の非破壊安全性診断に関する実証実験結果を活用し、IEC 62933-5-3の発行を達成した。当該規格は、昨今、実市場で急速に導入検討が進みつつある再利用電池の蓄電池システムにおける使用を規定した初めての国際規格であり、今後の再利用電池の安全な導入拡大が期待される。

⑩ 蓄電池メーカーは NLAB から提供された水没試験の結果を活用し、屋外型及び屋内型蓄電池ユニットの開発を進め、いずれのユニットも開発を完了して令和5年夏から発売を開始した（企業名、製品名公表不可）。

更に、アウトカムの内容についても、

➤ 300kW級船舶用（100人規模の観光船）の燃料電池システム開発を目的に、水素燃料を使った試験を安全に実施するため、高圧ガス貯蔵申請など消防署等と連携し、前例のない試験を実施した。これまで NLAB では実施実績が無い300kWの試験条件を実現するために、NLAB 電源設備をマルチユース活用し、大電力充放電試験に対応するための試験手法を確立することで目的の試験を実現した。その結果、舶用水素燃料電池システム及びモジュールについて日本海事協会から基本設計承認（AiP）を取得し、日本初となる舶用水素燃料電池システムに商品化に繋がった。これは、蓄電池システム産業の活性化及び再生可能エネルギー活用に貢献する大きな成果である。

➤ 欧州において、電動アシスト自転車の電池の規格取得が義務化されることから、電池パックメーカーから依頼を受けた試験認証機関による規格に基づく安全性評価を5件実施した。試験の際は、規格で要求される温度（25±2℃）を維持するため、特に冬期の場合は、エアコンの他、ハロゲンランプ、サーキュレータ等を駆使しながら、要求される温度条件にて試験を実施した。その結果、日本国内企業による欧州向け製品の製品化・安全性向上に寄与した。これは、経済産業省の蓄電池産業戦略に掲げられている「海外進出」に大きく貢献した成果である。

➤ 令和2年度から取り組んでいる「データ利活用」に関し、蓄電池メーカーは NLAB から提供された水没試験の結果を活用し屋外型及び屋内型蓄電池ユニットの開発を完了して発売を開始した。これは、データ利活用の取組を開始する際に想定していたアウトカムが成果として現れた初の事例であり、各企業の協調領域拡大によって得られた大きな成果である。など、機構のこれまでの実績が活かされて企業等による実用化・認証取得等に繋がり、また、市場規模の大きな案件やカーボンニュートラルに貢献する案件が含まれるなど、質的に優れた成果を上げた。このように、企業等による実用化・認証取得等の件数は指標値を達成し、更には実用化・認証取得等が質的に優れた内容であったことは、計画水準を大きく上回る成果である。

また、機構が平成29年度から開発を続けてきた高電圧大電流遮断試験システムについて、拡張に向けた試験装置の調達等を実施するとともに、当該

	<p>18日)した。後述する「データ利活用WG」及び「マルチユース評価WG」の進捗状況、本検討委員会委員に対するアンケート調査取りまとめ結果、IEC62933-5-2及び5-3の現状等に関する情報を共有するとともに、日本の蓄電池システム産業界の将来のあるべき姿の実現に向けて機構が今後取り進める取組に関する議論を実施した。</p> <p>また、令和2年度に設置した「データ利活用WG」について、令和5年度は、引き続き本WGを3回開催(7月6日、10月11日、1月19日)し、機構が取得した類焼試験及び水没試験の結果を共有した。また、一般社団法人日本電機工業会(JEMA)と連携し、機構が取得した水没試験の結果を活用してJIS C 4413(低圧蓄電システムの評価指標)の改正原案に機構主導で開発した浸水試験方法を反映させた(令和7年度JIS発行見込み)。</p> <p>令和6年度は、引き続き、類焼試験及び水没試験のデータ取得及び解析を進め、産業界に試験データを共有することで、ハブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、各企業の協調領域の拡大を図っていく。</p> <p>●サンディア国立研究所との連携</p> <p>機構は平成28年度のNLAB稼働時より、国内外の蓄電池業界に対する機構のプレゼンス向上や、蓄電池システムに関する国内外の規制等の状況把握等を目的として、サンディア国立研究所(SNL)との連携を進めてきたところ。</p> <p>SNLと平成28年度に秘密保持契約(3年間有効)を締結し、3年後の令和元年度に更新、令和4年度には当該秘密保持契約の二度目の更新を行った。NLABの評価ガイドラインの作成及びNLABユーザーとの共同試験におけるコンサルテーション能力の向上を目指し、以下の記載のとおり、NLABとSNLはラウンドロビン方式での試験を実施し、概ね1回/月の頻度で当該試験結果の議論を行うことにより知見を高めている。</p> <p>SNLと機構が安全性試験をラウンドロビン方式(各機関が同一条件で同一の試験を実施し、試験データを比較)で実施し、試験環境の違い等による試験データの差異を確認することに平成30年度に合意した。ラウンドロビン試験の1巡目が令和4年度に完了したことを受け、令和5年度は、試験データの解析により判明した試験結果の差異について、月1回のオンライン会議及び計2回の対面会議を実施することで、差異の要因を特定するために実施する2巡目の試験(過充電、外部加熱)の詳細な試験条件を決定し、試験データを取得した。令和6年度には、得られた試験データの解析を進め、差異の要因特定を進めていく。</p> <p>●蓄電池システムの多目的(マルチユース)活用</p> <p>蓄電池システムで今後増えていく多目的(マルチユース)活用について、マルチユースの合理的な評価方法の確立のため、将来検討委員会の下WGの1つとして、マルチユース評価WGを立ち上げた。令和5年度は、蓄電池システムの活用事業者及び製造者からヒアリングを行うことにより、マルチユース導入ガイドをとりまとめるとともに、当該ガイドの今後の利用促進・活用のあり方検討を実施した。</p>	<p>システムを活用した共同試験を9件実施したことは一時的ではない恒久的なニーズに対応する重要な取組であり、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>また、令和2年度に立ち上げた「データ利活用」に関して、国内企業の競争力強化に資する「水没試験の標準化」について、1年を通して検討(WG開催3回、JEMA主催のWGへの参加10回、関連団体等との個別意見交換14回)行った結果、JIS C 4413の改正原案に機構主導で開発した浸水試験方法を反映させた(令和7年度JIS発行見込み)。</p> <p>本取組は、蓄電池システム産業界全体で活用する試験データの取得を目指す国内初の試みであり、JEMAと連携し、機構が取得した水没試験の結果を活用してJIS C 4413の改正原案に機構主導で開発した浸水試験方法を反映させた(令和7年度JIS発行見込み)。これは、ハブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、蓄電池システム関係企業の協調領域拡大に繋がる重要なメルクマールであり、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>また、SNLとの連携に関しては、定期的に打合せを開催することにより、より円滑な意思疎通・協力体制を構築している。令和4年度に実施した試験結果に差異が見られたため、その要因を特定するため、2巡目の試験を実施した。2巡目の試験実施にあたって、オンライン会議では議論できなかった詳細な作業方法等を双方の試験施設訪問により確認したことは、SNLとの信頼関係をより強固なものとする取組であり、計画の水準を達成した。SNLは米国エネルギー省(DOE)傘下の研究所であり、米国の蓄電システムの安全性に関する基準(モデルコード)策定を統括する役割を果たしているなど、米国蓄電池業界に対し大きな影響力を持っているため、SNLとの協力関係を構築することで、米国蓄電池業界に対する機構のプレゼンスが向上し、米国の基準策定に我が国の意見を反映させることも可能となり、我が国企業の国際競争力強化につながる事が期待される。</p> <p>官民の境無く、蓄電池システム関係者への働きかけや協議を実施し、蓄電池システムのマルチユースについての検討が重要であるという共通認識を醸成し、今後の議論の土台を作った。令和5年度にはマルチユース評価WGの目標として立ち上げ当初より掲げていたマルチユース導入ガイドを作成・発行し、計画の水準を達成した。</p>
<p>&lt;2. 電気保安技術支援業務&gt;</p> <p>事業計画2.(1)電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事</p>	<p>&lt;事業計画2.(1)での主要な業務実績&gt;</p> <p>令和4年度に発生した電気事故について、経済産業省(本省及び各産業保安監督部等をいう。)から電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号。以下「報告規則」という。)に基づき報告された電気事故報告書等の提供を受け、引き続き整理・分析を実施した。また、令和元年度本格運用開始からの継続的な取組として、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づいた、事故実機調査を実施した。</p> <p>加えて、機構が実施した各種電気保安技術支援業務を通じて得られた情報・知見を整理して、持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を令和5年度に41件行った(令和4年度22件)。</p> <p>●安全情報の発信又は国への提言</p> <p>機構は、電気保安に係る事故情報の整理・分析を行っているが、事故実機調査や電気事業法に基づく立入検査を通じて得られた知見を事故情報の整理・分析に活かし、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の質の向上に努めてい</p>	<p>&lt;事業計画2.(1)に関する自己評価&gt;</p> <p>機構は、電気保安に係る事故情報の整理・分析を行っているが、事故実機調査や電気事業法に基づく立入検査を行う中で得られた知見を活用することで、事故の種類・件数だけでなく、典型的な事故事例や未然防止策の例示、最近のトレンドの紹介などを可能にした。</p> <p>具体的には、夏場の感電死傷事故の分析結果を取りまとめて、高齢作業者が保守点検作業中に受傷する死傷者数・事故率が高い傾向にある分析データを示し、経済産業省が主唱する電気使用安全月間(8月)の啓発期間に合わせてプレスリリース(令和5年7月6日)を実施することにより、高リスク群の対象者に着目した注意喚起を行った。</p> <p>結果、自家用電気工作物における今期(令和5年7月~9月)の感電死傷事故の電気事故報告件数(令和6年3月末までに報告された分)は前期(令</p>

## 故実機調査

【指標】  
持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を20件以上実施する。

る。また、以前から安全情報の発信やステークホルダーとの信頼関係構築に向けた取組を継続してきた。加えて、全国の産業保安監督部や電気保安に係る業界団体等との意見交換を行い、先方のニーズを把握するとともに信頼関係構築に努めることで、機構からの情報発信の機会獲得に繋げ、令和5年度は各監督部が管轄している全10地域で機構が電気保安に関する講演を実施した（令和4年度は6地域で講演を実施）。

更に、立入検査やスマート保安推進に係る各種取組（2.（3）及び（4）参照）により、サイバーセキュリティ確保に資する情報の経済産業省への提供、スマート保安に資する技術のカタログ（スマート保安技術カタログ）発信、スマート保安技術の活用による電気保安制度見直しの経済産業省への提案等を実施することができた。

以上の取組の結果、下表のとおり合計41件の安全情報の発信又は国への提言を実施することができた。41件中26件は、業界団体やメーカー等からの依頼・要望・相談をきっかけにして実施するに至ったものである。

安全情報の発信又は国への提言件数	令和5年度	令和4年度
国への報告・提言	5件	4件
スマート保安技術カタログ	8件	6件
講演	20件	10件
その他	8件	2件
合計	41件	22件

### ●電気保安統計の取りまとめ

報告規則第2条に基づき電気事業者から経済産業省に提出された電気保安年報及び報告規則第3条に基づき経済産業省に報告された電気事故報告書について、経済産業省から提供を受け、経済産業省の内規「電気関係報告規則第3条に規定する事故の報告及び自家用電気工作物電気事故統計表の作成について（内規）」に基づき集計し、令和4年度電気保安統計として取りまとめるとともに、当該年度の事故情報の特徴等を取りまとめた概要版を併せて作成した。これらは令和6年3月に経済産業省Webサイトから経済産業省と機構の連名で公開された。令和4年度電気保安統計では、報告規則第3条の2に基づき経済産業省に報告された小規模事業用発電設備の電気事故報告書についても取りまとめ、経済産業省からの要請に基づき前年度は別資料として公表していた集計結果を電気保安統計に統合し、電気事故情報の一元的な公表を実現した。また、令和6年3月に開催された経済産業省の産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会で令和4年度電気保安統計の報告を行った。

### ●電気事故情報の整理・分析

報告規則第3条及び第3条の2に基づき経済産業省に報告された電気事故報告書について、整理・分析を行い、分析結果を経済産業省の審議会等に情報提供した。また、平成30年度からの継続的な取組として令和5年度も過年度に発生した事故事例集を作成し、セミナー等で紹介するとともに、機構Webサイトで公開した。

電気事故情報の活用事例として、令和5年度は電気事故情報に基づくプレスリリースを3件実施した（令和5年7月「夏場の感電事故に注意！～感電リスクが高く死亡事故も発生しています～」、令和5年9月「9・10月は台風による太陽電池発電所の被害に注意！～大雨、強風に備え、被害を最小限に～」、令和5年12月「大雪の年はソーラーパネル等の破損事故が急増！～小規模の発電設備で、大きな被害も～」）。特に、夏場の感電死傷事故の分析結果を取りまとめたプレスリリースでは、経済産業省が主唱する電気使用安全月間（8月）の啓発期間に合わせて電気工事従事者に向けた注意喚起を行うとともに、とりわけ、高齢作業者が保守点検作業中に受傷する死傷者数・事故率が高い傾向にある分析データを示すこと等によって、高リスク群の対象者に着目した呼びかけが行えるよう資料を工夫した。

### ●事故実機調査

令和5年度に調査依頼を受付した案件は高圧ケーブル12件、負荷開閉器5件、その他（太陽電池モジュール、真空遮断器、低圧進相コンデンサ等）5件の計22件であった。特に、調査依頼が多い高圧ケーブルについては、絶縁層内に発生したトリー状電氣的欠陥部分（水トリー）の有無を、比較的容易かつ広範囲にわたって観察できる方法を検討・導入することにより、調査の確度向上につながった。また、令和5年度は人材育成にも注力し、8月と3月に全国の事故実機調査担当者を対象に、調査技術に関する勉強会を東京と大阪で開催した。勉強会では、調査経験の豊富な担当者

和4年7月～9月）の18件を下回る9件であり、事故件数減少に貢献した。

また、台風による自家用電気工作物の事故については、今期（令和5年9月～10月）2件、前期（令和4年9月～10月）10件であり、氷雪起因の自家用電気工作物（50kW以上の太陽電池発電所）及び小規模事業用電気工作物（10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備）の事故については、今期（令和5年12月～令和6年3月）2件（自家用）及び1件（小規模事業用）、前期（令和4年12月～令和5年3月）5件（自家用）及び4件（小規模事業用）であり、いずれの事故件数も前期を下回った（事故件数は令和6年3月末までに報告された分をカウント）。

また、全国の産業保安監督部や電気保安に係る業界団体等との意見交換を行い、先方のニーズを把握するとともに信頼関係構築に努めることで、機構からの情報発信の機会獲得に繋げた。その結果、令和5年度は各監督部が管轄している全10地域で機構が電気保安に関する講演を実施することができた（令和4年度は6地域で講演を実施）。

上記のように機構から積極的に行動して情報発信の機会を得た案件もあるが、令和5年度は電気保安に携わる業界団体等から講演依頼や原稿執筆依頼等も多数受けることとなった。これは、以前から安全情報の発信やステークホルダーとの信頼関係構築に向けた取組を継続してきた結果であると考えている。

更に、サイバーセキュリティ立入検査やスマート保安に関する取組において、経済産業省等関係者と密に調整を重ね、前者については「自家用電気工作物サイバーセキュリティ立入検査における検査ポイント解説書」を経済産業省に提供、後者については「スマート保安技術導入による柱上受電設備（EV急速充電専用）の月次点検頻度延伸及び換算係数見直し（内規・告示改正）」を経済産業省に提案するなど、国への提言についても成果を上げた。

以上の取組を通じて、機構は、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の質を向上させるとともに、当該安全情報を発信する機会を増加させた。その結果、令和5年度は41件の安全情報の発信又は国への提言を実施することができ、指標（20件）を大幅に上回る成果を上げた。

3件実施したプレスリリースは新エネルギー新聞等少なくとも3紙に掲載され、事故件数は前期から減少した。

また、「自家用電気工作物サイバーセキュリティ立入検査における検査ポイント解説書」の経済産業省への提供は、今後のサイバーセキュリティ立入検査を実効的なものにするとともに、将来的には、受電設備を有する数多くの工場等におけるサイバーセキュリティリスクの低減が期待できる。

更に、スマート保安に係る電気保安制度見直しに向けた経済産業省への提案は、機構がスマート保安プロモーション委員会を設置、運営してから初めての成果であり、電気保安水準の維持・向上と生産性向上の両立実現に向けた一歩である。

このように、機構が取り組む各種電気保安技術支援業務の知見を合わせることで電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の質を向上させ、情報発

	<p>が講師となって調査方法を実地で説明することにより、調査技術の継承と各担当者の調査能力の底上げを図った。その他、初めての取組として、電気保安行政に携わる経済産業省職員向けの研修で事故実機調査の調査事例を使った講義を行った。講義では、動画や模型などを多用することで、電気工作物の実物を見たことのない者でも機器の構造等を理解できるよう工夫をこらした。同講義は高評につき、次年度も開催予定である。</p>	<p>信件数については指標を大幅に上回り、その結果、事故件数の減少やサイバーセキュリティリスクの低減、スマート保安推進に貢献したことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>																				
<p><b>事業計画 2. (2) 安全情報の整理・分析・水平展開等に資する各種システムの構築・運用・改修</b> 【指標】 —</p>	<p><b>&lt;事業計画 2. (2) での主要な業務実績&gt;</b>      詳細データベースを構成する3システム（詳細作成支援システム、詳細管理システム、詳細公表システム）について、令和4年12月1日付けでの電気関係報告規則一部改正に伴い「蓄電所」に関する事故報告が義務づけられたことから最新の法令に対応・準拠するためのシステム改修を行い、「詳細作成支援システム」上で詳細を作成・提出が可能となり、また、「詳細管理システム及び詳細公表システム」にて「蓄電所」に関する事故報告の登録及び検索が可能となった。その他、外部ユーザーの意見を踏まえてユーザビリティ向上のための改修を行った。      また、事故実機調査システムについて、令和4年度に主要部分を構築し、令和5年度は、データ分析機能及び業務プロセスの進捗管理機能を構築し、令和5年11月1日からは全ての機能を使った本格的な運用を開始した。これにより事故実機調査業務において、手続きや作業といった業務タスクの内容、役割分担が明確化され、申請から決裁までの時間が大幅に短縮されるとともに、証跡や決裁情報の可視化、報告書の改ざん防止など強化を図った。加え、これまでファイルサーバにて管理していた事故実機調査結果を当該システムへデータベースとして登録することで、検索や集計といった分析が可能となり、事故実機調査を通して得られた知見やノウハウ等を有効活用できるようになった。</p>	<p><b>&lt;事業計画 2. (2) に関する自己評価&gt;</b>      詳細データベースを構成する3システム（詳細作成支援システム、詳細管理システム、詳細公表システム）について、計画どおり公開し、安定な運用を実施した。また、電気関係報告規則の一部改正に対応する改修及び使い勝手に関するユーザーニーズを踏まえた改善を実施した。      事故実機調査システムについても、データベース機能を構築・実装させ、運用を開始しており、計画の水準を達成した。</p>																				
<p><b>事業計画 2. (3) 電気事業法に基づいた立入検査</b> 【指標】 電気事業法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）</p>	<p><b>&lt;事業計画 2. (3) での主要な業務実績&gt;</b>  <b>●電気事業法に基づく立入検査の実施件数</b>      令和3年度の事故情報の分析及び事故実機調査等の結果を踏まえて機構が経済産業省に行った提案に基づき経済産業省が策定した立入検査計画に従って、再生可能エネルギー発電設備（太陽電池発電設備及び風力発電設備（自家用電気工作物及び小規模事業用電気工作物））・需要設備の合計50件（うち10件は太陽電池の構造計算の専門家同行）について、経済産業省から電気事業法に基づく立入検査指示のあった立入検査を全件実施した。      また、太陽電池発電設備の設置を起因とした土砂災害への懸念を背景として土砂災害警戒区域等に設置されている太陽電池発電設備20件（20件全て太陽電池の構造計算の専門家同行）について、経済産業省から電気事業法に基づく立入検査指示のあった立入検査を全件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="293 1171 1754 1598"> <thead> <tr> <th>電気事業法に基づく立入検査実施内容</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽電池発電設備（年内に複数の事故が発生した自家用設備）</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備（年内に複数の事故が発生した小規模設備）</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備（その他事故が発生した自家用設備）</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>需要設備</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備（氷雪による事故が発生した自家用設備）（※構造計算の専門家同行あり）</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備（氷雪による事故が発生した小規模設備）（※構造計算の専門家同行あり）</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備（土砂災害警戒区域に設置）（※構造計算の専門家同行あり）</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>●立入検査を的確に実施するための各種取組</b>      令和5年度は経済産業省からの電気事業法に基づく立入検査指示が70件あり（令和4年度は70件）、全件的確に実施するため、全国の機構支所職員と連携して立入検査資格者を40名体制としつつ、以下の取組を行った。      ① 太陽電池発電設備のうち氷雪による事故が発生した設備や土砂災害警戒区域に設置された設備への立入検査に関して、事前に構造状態を検討して予め問題がありそうかどうかの検討を実施することで、立入検査の効率化及び精度向上に努めた。      ② 立入検査の経験が少ない風力発電設備に関する知見を強化するため経済産業省が実施する立入検査（風力発電設備）への同行（3件）や風力発電設備に係る民間企業等との意見交換や専門家からの講習受講等を実施し、機</p>	電気事業法に基づく立入検査実施内容	令和5年度	太陽電池発電設備（年内に複数の事故が発生した自家用設備）	6件	太陽電池発電設備（年内に複数の事故が発生した小規模設備）	13件	太陽電池発電設備（その他事故が発生した自家用設備）	1件	需要設備	17件	風力発電設備	3件	太陽電池発電設備（氷雪による事故が発生した自家用設備）（※構造計算の専門家同行あり）	5件	太陽電池発電設備（氷雪による事故が発生した小規模設備）（※構造計算の専門家同行あり）	5件	太陽電池発電設備（土砂災害警戒区域に設置）（※構造計算の専門家同行あり）	20件	合計	70件	<p><b>&lt;事業計画 2. (3) に関する自己評価&gt;</b>      機構は、電気事業法に基づく立入検査を令和3年度から開始した。経済産業省からの立入検査指示は令和3年度が17件、令和4年度が70件で4倍に増加したが、様々な工夫を重ねることで全件実施を達成した。令和5年度の立入検査指示は70件であり、令和4年度と同様に難しいミッションとなったが、以下の取組を実施することで全件実施を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全国の機構支所職員と連携して立入検査資格者を40名体制とし、また、経済産業省が実施する立入検査への同行や、専門家からの講習受講等、立入検査員の能力向上に向けた取組を実施した。</li> <li>▶ 令和4年度の立入検査で一部スムーズに進められなかった点について、問題点・反省点として整理し、令和5年度の立入検査実施にあたってのマニュアル及びチェックシートを作成した。なお、令和5年度の立入検査でも細かい点においては問題点・反省点があるため、今後はそれらを整理した上で、令和6年度に向けて適宜マニュアルの修正等を行うことで、立入検査の実施におけるPDCAサイクルを回していく予定である。</li> </ul> <p>また、近年、海外で重要施設へのサイバー攻撃による大規模な被害が発生しており、サイバーセキュリティの確保は喫緊の課題であるところ、経済産業省は省令改正やガイドライン（内規）策定により、自家用電気工作物について技術基準に基づくサイバーセキュリティの確保（機器、通信や運用面での対策、サイバー攻撃による被害が生じた際の対応など）を新たに義務付けるなど対応を進めている。</p> <p>他方で、自家用電気工作物（工場や病院、小規模事業用電気工作物）設置者へ立入検査を的確に行うための実務の手引きが未整備であったことから、機構は、ガイドラインで設定された各対策について、達成条件と確認方法をまとめた「自家用電気工作物サイバーセキュリティ立入検査における検査ポ</p>
電気事業法に基づく立入検査実施内容	令和5年度																					
太陽電池発電設備（年内に複数の事故が発生した自家用設備）	6件																					
太陽電池発電設備（年内に複数の事故が発生した小規模設備）	13件																					
太陽電池発電設備（その他事故が発生した自家用設備）	1件																					
需要設備	17件																					
風力発電設備	3件																					
太陽電池発電設備（氷雪による事故が発生した自家用設備）（※構造計算の専門家同行あり）	5件																					
太陽電池発電設備（氷雪による事故が発生した小規模設備）（※構造計算の専門家同行あり）	5件																					
太陽電池発電設備（土砂災害警戒区域に設置）（※構造計算の専門家同行あり）	20件																					
合計	70件																					

	<p>構職員の知見蓄積・能力向上に努めた。</p> <p>③ 令和4年度では経済産業省から電気事業法に基づく立入検査指示は70件あったが、対象設備が多様であり、設備によって立入検査の手順が異なることから、一部の立入検査実施にあたって混乱が生じた部分もあった。令和5年度では、令和4年度での問題点・反省点を洗い出し、各種立入検査に対応できる本格的な立入検査マニュアルを作成した。また、立入検査で利用するチェックシートマニュアルを令和5年度版に改訂した。令和5年度においても立入検査の対象設備が多様であったが、作成した各種マニュアルを活用することで、特に混乱なく立入検査を全件実施することができた。細かい点においては令和5年度にも問題点・反省点があるため、今後はそれらを整理した上で、令和6年度に向けて適宜マニュアルの修正等を行うことで、立入検査の実施におけるPDCAサイクルを回していく予定である。</p> <p>●サイバーセキュリティの確保への貢献</p> <p>経済産業省は令和4年に電気設備に関する技術基準を定める省令を改正し、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」を策定し、自家用電気工作物について技術基準に基づくサイバーセキュリティの確保（機器、通信や運用面での対策、サイバー攻撃による被害が生じた際の対応など）を新たに義務付けした。しなしながら、経済産業省が自家用電気工作物（工場や病院、小規模事業用電気工作物）設置者へ立入検査を的確に行うための実務的手引きが未整備であったことから、機構はガイドラインで設定された各対策について、達成条件と確認方法をまとめた「自家用電気工作物サイバーセキュリティ立入検査における検査ポイント解説書」の試行版を作成した。その後、本解説書に基づき、工場や病院等の自家用電気工作物設置者に試行的にサイバーセキュリティに関してヒアリングを経済産業省と共同で実施。その結果を踏まえて解説書及び設置者向け公開用チェックリストを完成させ経済産業省に提供した。</p> <p>●令和6年度の立入検査計画に係る提案</p> <p>経済産業省が行う令和6年度の立入検査テーマの選定において、機構は令和4年度の事故情報からの統計的な分析・事故実機調査等の結果を踏まえ、経済産業省に提案を行った。具体的には、社会的に影響の大きいものとして「自然災害が発生した太陽電池発電設備及びその近隣地域に設置されている太陽電池発電設備」、「需要設備のうち、ケーブルや区分開閉器が比較的まだ新しい状態（使用年数又は製造後の経過年数が10年未満）で事故が発生した事業場」などを重点的に検査することを経済産業省へ提案した。</p>	<p>イント解説書」及び設置者向け公開用チェックリストを作成し、経済産業省に提供した。</p> <p>今後、経済産業省や機構が行う自家用電気工作物設置者への立入検査において、サイバーセキュリティに関する立入検査を実効的なものにするとともに、将来的には、受電設備を有する数多くの工場等におけるサイバーセキュリティリスクの低減に貢献した。</p> <p>このように、立入検査70件実施という前年度と同様に難度の高いミッションを達成するだけでなく、サイバーセキュリティ立入検査に係る解説書等を作成して経済産業省に提供し、サイバーセキュリティリスクの低減に貢献したことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>
<p>事業計画2. (4) スマート保安推進に向けた活動並びに技術支援機関としての電気事業法執行業務に関する専門的支援等の検討・実施及び必要な体制整備</p>	<p>&lt;事業計画2. (4) での主要な業務実績&gt;</p> <p>経済産業省では令和2年度からスマート保安官民協議会を設置（令和2年6月29日設置）し、産業保安分野での、スマート保安の導入促進の取組を加速させており、電気保安分野では、スマート保安官民協議会電力安全部会において、「電気保安分野 スマート保安アクションプラン（令和3年4月30日）」が策定されている。当該アクションプランの中で、スマート保安技術の妥当性確認等を行う仕組みが必要とされたことを受け、機構はスマート保安を推進するための仕組みとして、スマート保安技術やデータを活用した新たな保安方法の妥当性を確認し、官民間・業界間でその知見を共有することを目的とした「スマート保安プロモーション委員会」を設置（令和3年10月27日第1回委員会開催）し、機構が事務局を務めている。</p> <p>●スマート保安推進に向けた各種取組を実施</p> <p>令和5年度はスマート保安技術カタログの充実化及びスマート保安技術の導入促進を支援するための更なる取組が課題であり、課題解決に向けて以下の活動を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スマート保安プロモーション委員会の開催回数を10回に増やし（令和4年度は7回）、より多くのスマート保安技術の妥当性評価を実施した。</li> <li>▶ スマート保安技術の掘り起こしのため、事業者等への働きかけを積極的に行い、初めてドローンを活用したスマート保安技術についてスマート保安プロモーション委員会で妥当性評価を実施した（下表の⑧）。</li> <li>▶ 過去に基礎要素技術（開発中あるいはまだ実設備での実証がなされていない技術）としてスマート保安プロモーション委員会で承認された技術のうち、実証試験等の結果を得られた案件を確認し、今度はよりレベルの高い保安技</li> </ul>	<p>&lt;事業計画2. (4) に関する自己評価&gt;</p> <p>機構は、令和3年度にスマート保安プロモーション委員会を立ち上げ、当該委員会で評価されたスマート保安技術をカタログ化することによりスマート保安技術の開発・普及と現場実装を支援する仕組みを構築し、令和4年度は当該委員会の認知度を上げ、構築した仕組みの活用促進及び当該委員会の運営を軌道に乗せることに成功した。他方、スマート保安技術の普及にあたり、制度上のボトルネックがある場合には、電気保安水準の維持を前提に制度見直しを経済産業省に提案していくことも当該委員会の役割であるが、制度見直しの提案は令和4年度までに行っておらず、令和5年度においては、スマート保安技術カタログの充実化及びスマート保安技術の導入促進を支援するための更なる取組が課題となっていた。</p> <p>このような状況の中、機構は、スマート保安技術カタログの充実化に向けて、当該委員会の開催回数増加、スマート保安技術の掘り起こし実施、経済産業省電力安全課との定期的な打合せによる意思疎通強化等を行った。その結果、令和5年度は8件のスマート保安技術について、当該委員会で技術的妥当性の評価を得た（令和4年度は6件）。</p> <p>また、件数が増えただけでなく、これまでは主にセンサーを活用したスマ</p>

<p>【指標】 (再掲) 持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を20件以上実施する。</p>	<p>術モデル（現場の電気設備での実証試験等の結果を踏まえ従来業務の代替が可能な新たなスマート保安技術）として改めて当該委員会で妥当性評価を実施した（下表の⑥）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スマート保安技術のうち、その導入を促進するための基準策定や規制見直しが必要な案件について、経済産業省に提案を行った（後述）。</li> <li>▶ 経済産業省電力安全課とスマート保安に係る定期的な打合せを実施し、意思疎通を図った。その中で、経済産業省の要請に応じてデータ分析等を行い、情報提供を行った。</li> </ul> <p>●スマート保安プロモーション委員会での成果</p> <p>スマート保安プロモーション委員会で、事業者の有しているスマート保安技術についてその妥当性の評価を行い、承認された技術をスマート保安技術カタログに掲載した。令和5年度は下表のとおり、8件のスマート保安技術について技術評価を行い、全件承認された（令和4年度は6件）。</p> <table border="1" data-bbox="290 548 1789 974"> <thead> <tr> <th>保安技術名称</th> <th>団体名または企業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①低圧非接地式回路の絶縁抵抗を高精度に計測・監視する絶縁監視技術</td> <td>株式会社関電工</td> </tr> <tr> <td>②手持ちのスマートフォン等を活用した遠隔現場支援システム</td> <td>株式会社クアンド</td> </tr> <tr> <td>③回転機械設備の電流解析による状態監視技術</td> <td>株式会社高田工業所</td> </tr> <tr> <td>④微地絡及び間欠地絡が検出可能なデジタル形保護継電器を使用した高圧絶縁監視装置</td> <td>株式会社日立産機システム</td> </tr> <tr> <td>⑤製鉄所変電施設におけるスマート保安技術</td> <td>JFE スチール株式会社</td> </tr> <tr> <td>⑥高圧絶縁監視機能の導入による高圧地絡停電事故の前兆検知技術</td> <td>株式会社戸上電機製作所</td> </tr> <tr> <td>⑦スマート保安技術を活用した柱上受電設備（EV急速充電専用）の保安管理技術</td> <td>株式会社 e-Mobility Power</td> </tr> <tr> <td>⑧ドローンを活用した送電設備への接近木調査の効率化技術</td> <td>一般財団法人電力中央研究所</td> </tr> </tbody> </table> <p>●EV急速充電設備に係る電気保安制度見直しを経済産業省へ提案</p> <p>少子高齢化等により、今後、電気主任技術者が不足することも考えられる中、スマート保安技術を活用することで、少ない電気主任技術者で電気保安水準を維持していくことが必要となっている。他方、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日）では、充電インフラとして3万基のEV急速充電器の設置が推進されており、今後、EV急速充電器の増加が予想されるが、上記のとおり電気主任技術者の不足も考えられる中、電気保安水準を維持しつつEV急速充電器の普及が進むような電気保安制度の設定が求められている。</p> <p>このような状況の中、機構は、充電サービス事業を営む事業者が行ったEV急速充電設備の現場運用試験の結果を基に、『スマート保安技術の活用によりEV急速充電設備の保安レベルの維持・向上と生産性の向上（電気主任技術者の負担軽減）の両立が十分可能』であることをスマート保安プロモーション委員会の審議に諮り（上表の⑦）、その評価結果をまとめ、関連設備での点検頻度制度の見直しや関係告示改正を経済産業省に提案した。</p> <p>●スマート保安に関するアンケート調査の実施</p> <p>スマート保安に関する業界別推進状況について、現状及び令和7年における評価及び取組状況を把握すると共に、電気設備ごとの「スマート保安導入に係るKPI」の達成状況をフォローアップすること、スマート保安プロモーション委員会の運用及びスマート保安推進に向けた機構の今後の活動を検討することを目的として、スマート保安に関するアンケート調査を実施した。</p> <p>本アンケート調査は令和5年度で3年目となるが、令和3年度の調査開始時に比べてスマート保安への理解が進んだことで、スマート保安技術の導入が着実に推進されており、既に確立されているスマート保安技術を積極的に運用している傾向が見られた。</p>	保安技術名称	団体名または企業名	①低圧非接地式回路の絶縁抵抗を高精度に計測・監視する絶縁監視技術	株式会社関電工	②手持ちのスマートフォン等を活用した遠隔現場支援システム	株式会社クアンド	③回転機械設備の電流解析による状態監視技術	株式会社高田工業所	④微地絡及び間欠地絡が検出可能なデジタル形保護継電器を使用した高圧絶縁監視装置	株式会社日立産機システム	⑤製鉄所変電施設におけるスマート保安技術	JFE スチール株式会社	⑥高圧絶縁監視機能の導入による高圧地絡停電事故の前兆検知技術	株式会社戸上電機製作所	⑦スマート保安技術を活用した柱上受電設備（EV急速充電専用）の保安管理技術	株式会社 e-Mobility Power	⑧ドローンを活用した送電設備への接近木調査の効率化技術	一般財団法人電力中央研究所	<p>ート保安技術をカタログ化しており、センサー以外の技術についても取り上げていくことが課題であったところ、令和5年度は初めてドローンを活用したスマート保安技術を当該委員会で取り上げることができた。</p> <p>更に、過去に基礎要素技術としてカタログ化した技術についてフォローアップを実施し、実証試験等の結果を得られた案件について、今度はよりレベルの高い保安技術モデルとして改めて当該委員会で妥当性評価を実施するなど、スマート保安技術カタログの充実化を進めることができた。</p> <p>スマート保安技術の導入促進を支援するための更なる取組については、EV急速充電設備に係る電気保安制度見直しを経済産業省に提案した。機構は、充電サービス事業を営む事業者が行ったEV急速充電設備の現場運用試験の結果を基に、『スマート保安技術の活用によりEV急速充電設備の保安レベルの維持・向上と生産性の向上（電気主任技術者の負担軽減）の両立が十分可能』であることをスマート保安プロモーション委員会の審議に諮り、その評価結果をまとめて技術的観点からの提案を実施した。当該提案は、機構がスマート保安プロモーション委員会を設置、運営してから初めての成果であり、電気保安水準の維持・向上と生産性向上の両立実現に繋がるとともに、充電インフラの拡充を目指す国の戦略達成にも寄与するものと考えている。</p> <p>このように、スマート保安技術カタログの充実化を進めるとともに、電気保安水準の維持・向上と生産性向上の両立実現に繋がる提案を経済産業省に行い、充電インフラの拡充を目指す国の戦略達成にも貢献したことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>
保安技術名称	団体名または企業名																			
①低圧非接地式回路の絶縁抵抗を高精度に計測・監視する絶縁監視技術	株式会社関電工																			
②手持ちのスマートフォン等を活用した遠隔現場支援システム	株式会社クアンド																			
③回転機械設備の電流解析による状態監視技術	株式会社高田工業所																			
④微地絡及び間欠地絡が検出可能なデジタル形保護継電器を使用した高圧絶縁監視装置	株式会社日立産機システム																			
⑤製鉄所変電施設におけるスマート保安技術	JFE スチール株式会社																			
⑥高圧絶縁監視機能の導入による高圧地絡停電事故の前兆検知技術	株式会社戸上電機製作所																			
⑦スマート保安技術を活用した柱上受電設備（EV急速充電専用）の保安管理技術	株式会社 e-Mobility Power																			
⑧ドローンを活用した送電設備への接近木調査の効率化技術	一般財団法人電力中央研究所																			

4. その他参考情報

## II. 業務運営の効率化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			-	-	-	-	-	

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
予算削減における効率化等	<p><b>●運営費交付金業務の予算削減における効率化</b></p> <p>機構は、新規に追加されるものや拡充分の他、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減）を達成した。</p> <p><b>●調達等合理化計画</b></p> <p>令和5年度調達等合理化計画については、契約監視委員会（令和5年6月12日）における了承を経て公表（令和5年6月26日）し、一者応札・応募の減少のために事業者が応札準備期間を十分に確保できるように、以下の取組を継続的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報のWebサイトでの公開等による情報提供の充実</li> <li>機構Webサイトから入札説明書をダウンロードできる仕組みやWeb会議を活用した入札説明会の実施や、電子入札システムによる入札の拡大を行う等、入札参加者の利便性の向上</li> <li>応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格(ランク)の緩和</li> <li>入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討</li> </ul> <p><b>●契約業務の効率化</b></p> <p>「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し」（令和2年11月16日、内閣官房行政改革推進本部事務局）を受け、調達手続きの電子化のために令和4年2月から導入された電子入札システムを継続して運用し、入札参加事業者の利便性向上を図った。</p>	<p><b>評定：B</b></p> <p>年度目標に掲げられた、1. 業務改善の取組に関する目標、2. 給与水準の適正化等、3. 業務の電子化を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、期初の計画を達成した。</p> <p>1. 業務改善の取組に関する目標については、業務経費を前年度比1%以上、一般管理費を前年度比3%以上の経費削減をするとともに、調達等合理化計画に基づいた適正化の取組について指標を達成した。</p> <p>2. 給与の適正化等については、機構の令和5年度の給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数は95.3（年齢・地域・学歴勘案、令和4年度は94.6）であり、適正な給与水準を維持した。</p> <p>3. 業務の電子化については、業務プロセスの効率化の一環として、労働時間把握における管理職職員の負担を軽減するため、職員の時間外勤務の状況をメールで自動的に通知する機能を職員勤怠管理システムに追加した。また、機構のサービス利用者の利便性向上及び外部問合せ業務による職員負担の軽減を図ることを目的とした「外部向けAIチャットボット」（令和5年2月21日提供開始）を令和5年度も継続して提供するとともにサービス利用者の操作性向上に向けたレイアウト等改善を進め、改善したチャットボットを令和6年3月6日に公開した。</p>
給与水準の適正化	<p><b>●給与水準の適正化</b></p> <p>機構は、人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、令和5年度給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数を算出し、95.3(年齢・地域・学歴勘案、令和4年度は94.6)と国家公務員とほぼ同水準であり、適正な給与水準を維持した。</p>	
業務の効率化の取組	<p><b>●業務の効率化</b></p> <p>業務プロセスの効率化の一環として、労働時間把握における管理職職員の負担を軽減するため、職員の時間外勤務の状況をメールで自動的に通知する機能を職員勤怠管理システムに追加した。</p> <p>また、機構のサービス利用者の利便性向上及び外部問合せ業務による職員負担の軽減を図ることを目的とした「外部向けAIチャットボット」（令和5年2月21日提供開始）を令和5年度も継続して提供するとともにサービス利用者の操作性向</p>	

上に向けたレイアウト等改善を進め、改善したチャットボットを令和6年3月6日に公開した。

さらに、外部機関等との打合せや会議等の議事録作成の効率化を目的に、会話内容を自動テキスト化するサービスを提供した。

**●職場環境の整備**

働き方改革として、職員全員が自宅等から NITE-LAN システムを使ってテレワークできる環境を整備するとともに、テレワーク下においても職員間のコミュニケーションを取ることができるようオンライン会議環境（会議ツールの提供、Web カメラ等の導入）を拡充した。これにより、各部門が外部に向けて実施する業務報告会やセミナーに、国内全ての地域から参加することが可能になり有意義なものとなった。また、オンライン会議環境の整備によって国際会議に参加がしやすい環境となった。

**●情報システムの調達等**

情報システムの構築・改修に対して、民間企業で専門的な知識と経験を有する最高情報セキュリティアドバイザーへの事前相談やヒアリングを通じて、情報システム開発の計画段階から、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件等を把握した。個別の情報システムの観点のみではなく、共通基盤情報システムである NITE-LAN システムのライフサイクル、費用、NITE-LAN システムと個別システム間でのシステムの安定稼働等を総合的に考慮し、調達方法の提案、個別システム担当課への調整を行う等の支援を行った。

情報システム政府調達審査会を 16 システム 30 回(前年度 19 システム 45 回)実施するとともに、審査会以外に仕様書審査を 147 件(前年度 147 件)、提案書の確認を 45 件(前年度 51 件)、工数の積算を 55 件(前年度 68 件)行い、システム構築・改修を計画的に行った。

また、前年度に世界的な半導体不足や円安の影響で次期 NITE-LAN システムの調達が不調になったことから、現行 NITE-LAN システムの運用を 2 年間延長した。令和 7 年度から次期 NITE-LAN システムの運用を開始できるように調達仕様書の見直しを行って調達手続きを進め、令和 6 年 3 月に構築事業者と契約を締結した。

**●情報システムの安定運用等**

NITE-LAN システムの安定運用を確保するため、脆弱性情報を提供するサービス等を利用して積極的に脆弱性情報、アップデート情報及び不具合情報を収集し、これらに迅速に対応するとともに、不具合が発生しそうな部品の交換等の予防的な対策を積極的に行った。これにより、情報システム基盤としての NITE-LAN システムの令和 5 年度の稼働率 99.3%(令和 4 年度 99.3%)と高水準を維持した。また、NITE-LAN システムの各種申請の処理時間（ソフトウェア申請を除く）については、10 営業日以内の処理時間を維持した（申請件数:1,020 件）。

なお、ペーパーレスに関する取り組みは平成 29 年度から開始し、令和 5 年度で 7 年目となったが、テレワークの推進により、令和 4 年度に比べ 20%の印刷金額の削減を実現した。

NITE-LAN システムの運用(ヘルプデスク対応等)を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、機構イントラを通じて公開した。

これらの取組みに加えて、本年度は PMO 組織であるデジタル監を設置し、また個別システム担当課支援の取組みとして、3 件（製品事故調査管理システム、文書管理システム、人事給与システム）を実施した。

情報システム整備に係る投資対効果の精査を、調達額 2,000 万円以上（10 月 31 日までは 1,000 万円以上）の高額調達案件全件（16 件）に対して実施した。

4. その他参考情報

### Ⅲ. 財務内容の改善

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

主な評価 指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
適切な予算管理等	<p><b>●適切な予算管理</b>            予算執行の透明性を図るため、各分野から、四半期ごとに報告を求め、予算執行率の確認を適時行った。予算の執行状況を踏まえつつ、機構内の補正予算編成（予算の組み替え）を年2回行うことにより、予算を効果的に執行した。これらの取組により、予算執行率約97.0%を実現した。</p> <p><b>●手数料の見直し</b>            機構における手数料設定及び見直しルールを徹底し、対象であるすべての手数料について見直しを行い、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額を設定した。</p> <p><b>●会計処理の適正化及び財務諸表の作成</b>            独立行政法人向け説明会への参加や会計監査人への相談等により情報収集や事前準備を行いながら、会計監査人の適正意見を得た令和4事業年度財務諸表を作成し、令和5年6月に経済産業大臣に提出し承認を受けた。            会計処理に携わる担当者との直接対話や意見交換、会計担当者を集めた会議の開催により、担当者間で情報共有し、誤った会計手続を防ぎながら適正な会計処理を行い、機構の財務状況における信頼性を確保した。            また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂に対応して、令和5年度会計処理を適正に行った。</p> <p><b>●借入れについて</b>            借入の実績なし。</p>	<p><b>評定：B</b>            適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直しを適切に行った。            その結果、健全な財政状態を基にした法人運営を行うことで、財務の安定した国民へのサービスの提供を行うことができた。</p>

4. その他参考情報

#### IV. その他マネジメント

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 3890、3891

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
役職員の IT パスポート試験等情報処理技術者試験の取得率	75%以上		—	—	73%	83%	—	
事業年度7月末までに新規に着任した役職員の IT パスポート試験等情報処理技術者試験の取得率	70%以上		—	—	—	—	88%	

主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																	
	業務実績	自己評価																
広報の取組	<p><b>●広報、情報提供の推進</b></p> <p>情報提供としては、ウェビナーや説明会の実施など、創意工夫しながら、可能な限り各部門ともに情報発信、提供等を行った結果、1,182件となり、前年度比113%であった。メディアにおける報道実績は、メディアへの積極的な情報提供によりメディアリレーションを強化したことで、TV放映 456件、新聞掲載 159件で前年度比134%であり、前年度を上回った。Webメディアに機構が提供したニュース、映像等が8,212件取り上げられ、前年度比100%となった。</p> <p>今年度においては、メディアリレーション強化に努め、日刊工業新聞や共同通信社の企画記事にも取り上げられたことで、新聞掲載数が前年度比154%へと増加した。加えて、災害や家庭用製品による死亡事故発生時など、国民の関心が高いタイミングに、製品事故に関する情報提供や注意喚起等を行った。</p> <p>こども向けイベントとして、「経産省こどもデー」での出展（NITEブースへの来場者数645名）、「渋谷区こども科学センター・ハチラポ」でのワークショップ3回（計41名）を行い、参加者から90%以上の満足度を得ることが出来た。</p> <p>また、「親世代」にアプローチすることを目的とするキッズページを作成すると共に、NITEブランドを構築するためNITEが発信する情報に統一感をもたせるため広報資料などのデザインの統一を行った。</p> <p>これらの結果、機構が行った情報発信に対し、アウトカムについて、昨年度を上回る成果が得られた。</p> <p><b>【アウトカム】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TV放映（回）</td> <td>456</td> <td>357</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>新聞掲載（回）</td> <td>159</td> <td>103</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>記者発表の参加（社）</td> <td>232</td> <td>162</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>視聴者の心に刺さる動画作成を意識し、YouTube動画作成の裏側をとらえた動画を投稿した。また、動画付きのポストの投稿数を増やすなど施策を講じた結果、X1ポストにおけるエンゲージメント率は約156%となり、前年度比168%となった。</p>		令和5年度	令和4年度	令和3年度	TV放映（回）	456	357	249	新聞掲載（回）	159	103	142	記者発表の参加（社）	232	162	126	<p><b>評定：B</b></p> <p>機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信するために、メディアリレーションを強化した。また、一般消費者や事業者の興味関心を引き、メディアで取り上げられやすくするように、プレスリリースにおいて、分かりやすいタイトルとリード文を採用し、アイキャッチとなる画像やイラストを使用することでTV放映、新聞掲載数を増加させることができた。</p> <p>また、新規職員採用活動において業務説明会をオンライン中心に実施することにより、事業所の地理的制約に捕らわれず全国の国家公務員試験志望者に説明を実施した。また、大学の就職活動前の学生にもインターンや大学別の説明会を実施するなど積極的にアプローチすることで国家公務員に興味が無かった層にもNITEの魅力アピールし、志望者の増加を図った。</p> <p><b>○時代のニーズに的確にとらえた分かりやすい広報の実施</b></p> <p>令和5年度も引き続き、時事性や社会性を踏まえたテーマ（リチウムイオン電池（携帯扇風機や非純正バッテリー）の発火、電動車いすの踏切事故、除雪機の事故、SDGs（スマート保安等）、バイオテクノロジー等）を選定し、リリース発出やYouTube動画の公開を行った。</p> <p>より多くの方に情報を届けるためにはTVやWebニュースに掲載される必要があるため、メディアリレーション強化に力を入れメディア掲載増につながった。</p> <p>また、心に刺さる動画作成を意識し、動画付きのポストの投稿数を増やすなどの施策を講じた結果、X（旧Twitter）1ポストにおけるエン</p>
	令和5年度	令和4年度	令和3年度															
TV放映（回）	456	357	249															
新聞掲載（回）	159	103	142															
記者発表の参加（社）	232	162	126															

	<p>消費者や事業者向けに開催している NITE 講座を、ウェビナー形式で 16 講座実施し、全国から総勢 9,000 名以上の参加者を集めた。令和 5 年度においては、「双方向コミュニケーション」を意識した講座内容とした他、外部の告知プラットフォームへの掲載、地域や関係業界団体への協力依頼を行うなどし、集客に力を入れた。</p> <p>機構内の各種活動を内部に広く広報し組織内の活性化を目的に「このごろのナイト」を定期的に投稿するとともに、震災の被害に遭った北陸支所から「北陸支所の今」として震災からの復興状況や教訓を NITE 全体に発信した。その他、外部視察やイベント、職員紹介等、計 14 件の配信を行った。</p> <p>経済産業省や企業等に訴求するための統合レポート（事業報告書）について、ステークホルダー目線でよりわかりやすいレポートとなるよう、ストーリー性やビジュアル面を強化する等、デザインから制作した。</p>	<p>ゲージメント率は前年度比 68%増となっており、投稿内容がよりフォローワーにリーチしたと考えることができる。</p> <p>その他の取り組みとして、こどもをはじめとした一般国民に NITE について分かりやすく紹介するキッズページをリニューアルした。当該ページではおとぎ話をベースにした物語やクイズを実装し、親子で楽しみながら見られるものになっており、認知度・閲覧数向上の鍵となる「親世代」にアプローチすることを目的としている。また、NITE のブランドイメージを構築するため、NITE が発信する情報のデザインに統一感をもたせるべく ビジュアル・アイデンティティ (VI) マニュアルを作成した。NITE スクエアをリニューアルし、明るく開放的な空間作りを行った。これらの取り組みによって、ステークホルダーに情報をより分かりやすく発信することで NITE の認知向上に貢献していく。</p> <p>&lt;通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況&gt;</p> <p>●<b>機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、適時に多種・多様な広報活動を通じて、国民の安全・安心に関する情報提供を通じた貢献を実施すること。</li> <li>・引き続き、DX の取組を加速し、業務の高度化や効率化を行うことで、機構内部にとどまらず、機構外部へのデジタル化への取組も着実に実施すること。</li> <li>・働き方改革やワークライフバランスを推進するための取組を継続して行うこと。</li> </ul> <p>●<b>反映状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績に記載のとおり、前年度に引き続き、取組を実施した。</li> </ul>
施設整備等	<p>●<b>施設及び設備の整備</b></p> <p>大阪事業所におけるカーボンニュートラル促進のための国際標準・認証拠点整備事業（事業規模 6,332 百万円）とバイオテクノロジーセンター生物資源の分譲等工程の自動化・高効率化整備事業（事業規模 1,597 百万円）におけるそれぞれの工事を完了した。</p> <p>また、老朽化対策としてバイオテクノロジーセンター（木更津市）における電気設備、空調設備、給排水設備、本所における高圧遮断器の更新等 11 件（事業規模 370 百万円）の工事を実施した</p>	
チーム N I T E の活動等	<p>●<b>NICE の運営</b></p> <p>機構のオープン・イノベーションへの取組を推進するため外部からの提案等に対し、総合窓口として NITE イノベーション協創プログラム「NICE (NITE Innovative Collaboration Expert)」を運営し、事業者からの提案・相談を受け付けた。令和 5 年度末時点で、計 28 件の提案・相談が寄せられ、1 件について共同研究契約を締結した。</p> <p>●<b>チーム N I T E の活動</b></p> <p>チーム NITE の活動を通じて有望技術を 1 件特定し、社会実装に向けた支援のためのタスクフォースを設置（9 月）。新たな案件の標準化の枠組み構築に関する支援開始に向けた調整を実施中。</p>	<p>○<b>機構の総合力を発揮した技術等の社会実装に向けた地域拠点としての更なる成長と支援活動の推進</b></p> <p>社会的課題解決への貢献の可能性がある技術や製品（有望技術等）の評価制度整備を進めてきた。令和 5 年度についてはプロジェクトチームの活動を実施すると共に、安定的な取り組みとするためのプロセスの適正化を図った。また、海洋性生分解性プラスチックの取組に対しては、プロジェクトチームを介した四部門連携により、国際条約交渉の支援、国内の適合性評価制度活用の現状分析と今後のあり方についての検討を実施した。</p>
人材の確保、育成の取組	<p>●<b>人材の確保と人材配置</b></p> <p>社会的要請に迅速に対応するため、I T 人材、高度な専門性を有する人材を対象として選考採用を行い、2 名の採用を決定した。また、国家公務員一般職試験から 9 名（大卒程度 7 名、高卒者 2 名）の採用を決定した。</p>	

	<p>経済産業省以外にも内閣府、デジタル庁、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本医療研究開発機構等への出向の増加や、官民交流法による民間企業（協和発酵バイオ株式会社）への派遣により積極的な人事交流を実施した。また、人事交流における経験を機構全体に還元するために出向者等帰任報告会を2回実施した。</p> <p>●人材プールの管理</p> <p>主査・専門官候補者の育成を中長期的に実施するため、3～5年先を見据えた主査・専門官への昇任候補者のリスト（人材プール）の令和5年度版を作成した。</p> <p>●外部機関との人事交流</p> <p>人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、経済産業省以外にも内閣府、デジタル庁、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本医療研究開発機構等への出向の増加や、官民交流法による民間企業（協和発酵バイオ株式会社）への派遣により積極的な人事交流を実施した。また、人事交流における経験を機構全体に還元するために出向者等帰任報告会を2回実施した。</p> <p>●機構表彰の実施</p> <p>他の職員の規範となるような推奨すべき事績があった職員や業務への取組が他の職員の規範となるべき顕著な活動をした職員を理事長が表彰する機構表彰及び感謝表彰について、それぞれ7件表彰した。</p> <p>●ダイバーシティの確保</p> <p>女性を積極的に管理職に登用し、「第五次男女共同参画基本計画」の定める目標値である18%を目指し、令和5年度は16%を達成した。障害者雇用促進法の法定雇用率を達成・維持するために、障害者のインターンの実施や障害等に配慮した職種を新設するなど適切な人員配置を行った。</p> <p>●働き方改革やワークライフバランス確保の取組</p> <p>時間外勤務の実績状況を「見える化」とするとともに、時間外勤務の必要性を事前に確認を徹底し、時間外勤務の多い職員の状況確認を行い、時間外勤務の削減を図った。これにより、時間外勤務の合計時間数を前年度と同水準（令和5年度36,735時間、令和4年度35,661時間）（1月末時点）を保った。</p> <p>令和5年度人事院勧告への対応として、在宅勤務等手当を新設する等規程を改正し、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の新しい年度（令和6年度）に向け、テレワーク実施環境をさらに整備した。また、職員のコミュニケーション促進、業務の効率化のために、職場のフリーアドレス化を引き続き、推進した。</p>	
積立金の処分	<p>●積立金の処分に関する事項</p> <p>令和5年度は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）第12条第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年6月7日政令第316号）第21条第1項の規定に基づき、以下の2項目について積立金の繰越が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己財源で取得した固定資産の減価償却後の簿価相当額</li> <li>・前払費用等</li> </ul>	
内部統制やリスク管理の取組等	<p>●内部統制</p> <p>定期的に重要な内部統制の推進や重要なリスク管理の課題等を把握し、改善するために議論を行う場として、内部統制・リスク管理委員会を開催し、必要に応じて内部統制の体制やリスク管理等の対応方法の見直しなど、内部統制の強化を図った。</p> <p>●三様監査</p> <p>監事監査、会計監査人監査、監査室による内部監査の三様監査において、情報セキュリティ監査なども含む様々な視点での監査を行うとともに、外部有識者からなる契約監視委員会で適正な契約履行を監視した。</p> <p>●トップマネジメントによる意思決定</p> <p>組織運営に関する重要事項の基本方針及び事業執行に係る判断を行うため、理事会（9回）を開催し、組織運営の検討、事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報の共有等を行うために、理事長・理事と各センター等所長等で構成する運営会議（22回）を開催した。なお、運営会議については、開催頻度の見直し等を行うなど業務効率化を実施した。</p> <p>また、日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献（アウトカム）についての集中的な議論を行う場として、分野ごとに理事長ヒアリング（12回）を開催した。</p> <p>さらに、理事長のトップマネジメントの下、部門のベストプラクティスを共有するために、NITE全体報告会を初めて開催</p>	

	した。							
情報セキュリティ対策の取組	<p>●<b>情報セキュリティ対策</b></p> <p>経済産業省等関係機関から提供される不審メールや不正プログラム、標的型メールの情報(501件)を活用し、職員に対して注意喚起を行うことによりインシデント(標的型攻撃メールによる情報搾取等)の発生を未然に防止した。また、外部から提供された機構に対する不正通信情報(26件)に対して、迅速に状況を把握するとともに内容の解析を行い適切に対処した。さらに、不正通信情報においては、その内容に応じて一部の通信の遮断を行った。</p> <p>●<b>情報セキュリティ教育</b></p> <p>情報セキュリティ教育については、全職員を対象として、令和5年10月23日から令和5年12月22日までの2か月間、eラーニングでの研修を実施し、理解を浸透させるために理解度テスト(合格条件は正答率80%以上)を義務づけた。また令和5年11月1日から令和5年12月28日までの2ヶ月間、自己点検をWEBアンケート形式で実施した。</p>							
デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進の取組  令和5年7月末までに新規に着任した役職員にITパスポート試験等情報処理技術者試験の受験を推奨し、これらの役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を70%以上	<p>●<b>デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</b></p> <p>NITE Digital Vision 2021(令和2年度策定)に基づく、以下の4つの柱からなるアクションプラン(令和3年度策定、令和4年7月見直し)に沿ってDXを推進した。</p> <p>[①新しい価値の創造・提供]</p> <p>昨年度から運用を開始した、現場のDX案件を迅速に実行するため、契約総額1,000万円未満の案件をデジタル監の判断で迅速にプロジェクト化できる仕組みを今年度も継続し、2案件についてプロジェクトを支援した。</p> <p>支援したプロジェクトのうち、「AIを活用したWeb翻訳サービスによる業務等効率化の検証(化学C)」については業務効率化の有効性が確認され、本格導入への道筋がついた。</p> <p>また、急速に活用が広がった生成AIについて、令和5年8月に機構内での利用に関する運用方針を示し、業務への適用可能性に係る検証活動を開始するとともに生成AIの利活用に向けた講演会や研修等を実施した。</p> <p>[②データ及び業務プロセスのデジタル化]</p> <p>データのデジタル化の促進を図り、機構内や他組織との協創におけるデータ利活用及び機構内の業務効率化等を推進するため、機構が保有するデータの棚卸しを行うとともに、その結果を反映させたデータ管理台帳を令和6年2月20日に機構内へ公開した。</p> <p>[③組織文化の変革]</p> <p>機構の役職員のデジタルリテラシーの向上及び意識改革の一環として、次のとおり計2回のDX推進講演会を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="290 1213 1308 1346"> <thead> <tr> <th>講演タイトル</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Microsoft 365を知ってもっと活用しましょう</td> <td>令和5年7月13日</td> </tr> <tr> <td>生成AIの仕組みと社会へのインパクト</td> <td>令和6年1月15日</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、定型的な業務管理作業をデジタル技術で自動化することにより業務効率化を目指す取組みを支援した結果、支援を受けた部署が自ら改良に取り組むといった自律的にデジタルを活用するマインドの醸成に繋がった。</p> <p>[④デジタル人材の育成]</p> <p>機構のデジタルリテラシーの向上の一環として、役職員がITパスポート試験等を受験する取組みを実施した。その結果、新規に着任した役職員におけるITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率は88%となり、本年度事業計画に示した指標「令和5年7月末までに新規に着任した役職員にITパスポート試験等情報処理技術者試験の受験を推奨し、これらの役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を70%以上」を達成した。</p> <p>また、機構で必要とするデジタル人材の人物像や育成等を取りまとめた「デジタル人材の確保・育成の方向性」(令和5年1月策定)について、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構が令和4年12月に公開した「デジタルスキル標準」を踏まえた見直しを行い、部門との意見交換を実施した上で令和6年3月末に改訂案を取りまとめた。改訂した「デジタル人材の確保・育成の方向性」に基づき機構職員の意識向上や組織力強化に資する人材を効果的に育成するため、職員のデジタルに関する能力・スキル見える化(アセスメント)を実施した。</p> <p>併せて、DXの推進の方策の一つとして、機構において教えあい、助け合う組織文化を醸成することにより全役職員のデジタルリテラシーの向上及び新しい価値創造に資することを目的とする情報発信等の環境構築を行い、令和6年度からの本運用に向けた体制を整備した。</p>	講演タイトル	実施時期	Microsoft 365を知ってもっと活用しましょう	令和5年7月13日	生成AIの仕組みと社会へのインパクト	令和6年1月15日	<p>○<b>デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進～機構の組織力強化のためのデジタル人材育成・組織文化醸成に向けた取組～</b></p> <p>NITE Digital Vision 2021の着実な実現のため、昨年度見直しを行ったアクションプランに基づき機構のDXを推進するとともに、昨年度取りまとめた「デジタル人材の確保・育成の方向性」について、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構が令和4年12月に公開した「デジタルスキル標準」を踏まえた見直しを行い、デジタル専門人材の本格的な育成に向けた筋道を明確化した。</p> <p>また、役職員の情報処理技術者等デジタル関連試験の取得支援に係る制度化、迅速にプロジェクトを開始するためデジタル監へのプロジェクト承認権限委任制度の継続運用、DXリテラシー標準に基づいたアセスメント実施による職員のデジタルに関する能力・スキル見える化等を実施した。</p> <p>さらに、デジタルリテラシーの向上及び意識改革のため、外部の有識者によるDX推進講演会を開催した。</p> <p>その結果、令和5年7月末までに新規に着任した役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率が88%となり、当該取得率に係る令和5年度目標(70%)に対して126%(=88%÷70%)を達成した。また、部門等において業務運営や意思決定を効率化・高度化する動きが活発化するとともに、職員が自らデジタルリテラシーを向上させる行動変容も生じ、ITを活用したツールを自作し業務効率化に自発的に取り組むなどデジタル活用に向けた組織文化が醸成された。</p> <p>加えて、機構のデジタル人材育成の取組みとその成果を、独立行政法人の業務運営を支える人材の確保・育成に関する先進的な取組事例として総務省主催の「独立行政法人シンポジウム」(令和6年1月29日開催)において理事長から報告した結果、経済産業省所管外の独立行政法人から機構の取組みに対して関心が寄せられ、意見交換を実施するなど他法人にも影響を与えた。</p>
講演タイトル	実施時期							
Microsoft 365を知ってもっと活用しましょう	令和5年7月13日							
生成AIの仕組みと社会へのインパクト	令和6年1月15日							

	<p>さらに、エンジニアの育成を目的として、機構内でシステム管理を担当又は担当予定の職員を対象としたシステム管理系研修を実施し、延べ53人の職員が受講した。</p> <p>加えて、機構のデジタル人材育成の取組みとその成果を、独立行政法人の業務運営を支える人材の確保・育成に関する先進的な取組事例として総務省主催の「独立行政法人シンポジウム」（令和6年1月29日開催）において理事長から報告した。その結果、経済産業省所管外の独立行政法人から取組に対して関心が寄せられ、意見交換を実施するなど他法人にも影響を与えた。</p>	
イノベーション支援の取組	<p><b>●技術や製品等の社会実装への支援</b></p> <p>地域における事業者、自治体、公設試等を訪問し、前年度構築した地域ネットワークの維持拡充を行った。また、経済産業省標準化活用支援パートナーシップ制度のパートナー機関として継続して参画を行った。</p> <p>関西地域では、関西・共創の森だけでなく、J-Startup KANSAI、関西イノベーションイニシアティブ、大阪ものづくりイノベーションネットワークとの連携を継続し、関西地域での他の機関との連携の場を活用する拠点作りを実施するとともに、大阪ものづくりイノベーションネットワークへの講演会の提供を実施した。</p> <p>評価制度の活用や構築支援の活動・取組の更なる認知向上に向け、評価制度に関するチラシの作成を行った。また、地域拠点での対話時や展示会で紹介するほか、広報部署の協力を得て、主婦連合会の機関誌（購読者約1万人）にてNITEとの対話の機会があることを紹介した。</p> <p>規格を活用できる人材を育成するプログラムを開発し、「社会実装・規格活用」実現化人材育成プログラムとして講座を開講した。アンケートの結果、満足度（4段階評価）の回答は「とても満足」8割・「満足」2割、約9割が「本講座を積極的に勧める」（4段階評価）と回答しており、満足度の高い、充実したプログラムになったと考えられる。</p>	<p>○機構の総合力を発揮した技術等の社会実装に向けた地域拠点としての更なる成長と支援活動の推進（再掲）</p> <p>社会的課題解決への貢献の可能性がある技術や製品（有望技術等）の評価制度整備を進めてきた。令和5年度についてはプロジェクトチームの活動を実施すると共に、安定的な取り組みとするためのプロセスの適正化を図った。また、海洋性生分解性プラスチックの取組に対しては、プロジェクトチームを介した四部門連携により、国際条約交渉の支援、国内の適合性評価制度活用の現状分析と今後のあり方についての検討を実施した。</p>
情報公開等	<p><b>●情報公開・個人情報保護</b></p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求があった場合には、円滑に対応し、開示の手続きを実施（請求8件）した。</p> <p>保有個人情報の管理、今年度新たに個人情報の件数が1,000件を越えたものについて、個人情報ファイル簿を公表し、個人情報保護委員会に連絡した。また、令和5年度の非識別加工情報の募集について、スケジュールを作成し、個人情報保護委員会に連絡した。</p>	
環境保全の取組等	<p><b>●環境保全の取組</b></p> <p>「環境物品の調達を円滑にするための方針」を策定し、運営会議やグリーン調達推進連絡会議、契約適正化推進月間を通じて周知徹底を図り、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除いた全ての品目において調達目標である100%調達を達成した。</p> <p>温室効果ガス排出抑制実施計画を達成するため、機構所有建物のうち、機構本所、東北支所及び九州支所において温室効果ガス排出係数の少ない電力（再生可能エネルギー）を調達・使用した。</p>	
安全管理の取組等	<p><b>●安全管理、災害対策</b></p> <p>本所消防計画に基づき、本所の防災訓練（避難訓練、消火器訓練、AED訓練及び消火栓・放水訓練）を令和5年11月26日に実施し、当日参加できなかった職員向けに、令和5年11月15、21日追加実施して対象職員全員が訓練に参加した。本所以外の全事業所においても防災訓練を実施した。また、政府主導の政府総合防災訓練に合わせた訓練を令和5年11月2日に実施した。</p> <p>新たな取り組みとしては、防災の基礎知識の習得訓練として、東京消防庁防災施設研修を実施した。</p>	

4. その他参考情報

項目別調書 No.	対応する年度目標	対応する事業計画
I-1 製品安全分野	<p>経済産業省による製品安全政策の下、製品事故に関する情報の収集及び調査による原因究明等を通じ、再発防止と未然防止に貢献するとともに、経済産業省の製品安全施策を支援し、事業者等との連携や積極的な情報提供によって、製品の安全性向上及び製品安全意識の向上に向けた取組を実施する。</p> <p><b>【重要度：高】</b>                      (理由：製品安全分野では、リチウムイオン蓄電池関連製品等の事故が多発するなどの社会課題に対応し、これまでの取組に加え、新たに事業者への再発防止に係る働きかけを強化するなど、その重要性が高まっているため。)</p> <p>製品安全分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から3. までの業務を実施する。</p> <p><b>【基幹目標】</b>                      消費生活用製品安全法や電気用品安全法等で求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者および消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。</p> <p><b>【指標】</b>                      消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアから総標準スコアを差し引いたものを総安全性向上スコアとし、同スコアを総標準スコアの23%とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。</p> <p>1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化                      (1) 製品事故情報の収集及び調査                      消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。</p> <p><b>【指標】</b>                      ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数(全件実施(※))</p> <p>※全件実施：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施(以下同様)</p> <p>また、非重大製品事故の収集にあたっては、事故情報報告システムの周知、製造・流通事業者等の協力及び同システムの活用を通じて効率的に行い、必要に応じ原因調査を行う。</p> <p>(2) 事故原因究明の高度化・効率化                      事故調査から得られる技術的な知見及びAI、RPA等の新技術を活用し、原因究明における究明率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。</p>	<p>I-1. 製品安全分野                      製品事故の原因を究明、分析し、その結果を経済産業省、事業者及び消費者へ情報提供を行うことで、同種の製品事故の再発防止と未然防止を図る。加えて、予兆事象を活用した製品事故の未然防止に資する情報の提供を通じて、事業者による安全な製品の設計・開発、流通に貢献し、また、消費者の誤使用・不注意による製品事故を防止する。</p> <p>さらに、リスクアセスメントによる安全の考え方と国際整合性のある規格・基準に基づく製品安全の確保を、国民生活や企業活動に定着させるための中心的な役割を担うべく、経済産業省の製品安全施策を支援するとともに、事業者等との連携や積極的な情報提供によって、より安全な製品が普及する社会を支える。</p> <p>なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、外部情報の収集及び活用を積極的に行い、社会的ニーズの迅速な把握に努めるとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。</p> <p><b>【重要度：高】</b>                      (理由：製品安全分野では、リチウムイオン蓄電池関連製品等の事故が多発するなどの社会課題に対応し、これまでの取組に加え、新たに事業者への再発防止に係る働きかけを強化するなど、その重要性が高まっているため。)</p> <p>製品安全分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から3. までの業務を実施する。</p> <p><b>【基幹目標】</b>                      消費生活用製品安全法や電気用品安全法等で求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者及び消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。</p> <p><b>【指標】</b>                      消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアから総標準スコアを差し引いたものを総安全性向上スコアとし、同スコアを総標準スコアの23%とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。</p> <p><b>【基幹目標の達成に向けた重点的な取組】</b>                      ①技術的視点に基づく法執行支援業務の着実な実施                      ②蓄積した知見等を多角的に活用した本質的な製品安全に対する支援                      ③多彩な情報発信による製品安全意識の喚起及び定着</p> <p>1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化                      (1) 製品事故情報の収集及び調査                      消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。</p>

	<p>2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組</p> <p>(1) 立入検査の実施等 法令（製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>【指標】 ・各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）</p> <p>(2) 登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施 製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。</p> <p>(3) 技術基準整備の推進 製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p> <p>【指標】 ・整合規格案の技術評価件数（全件実施）</p> <p>3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用</p> <p>(1) 国内外における製品事故情報等の収集・海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防止の強化を目的とし、海外のリコール情報を収集し、我が国の行政機関等に提供することで、国内における安全な製品の流通を支援する。米国消費者製品安全委員会（CPSC）等の海外関係機関との連携や、製品安全をテーマとした国際的なシンポジウムやセミナーに参加し、製品安全に係る情報を収集するとともに、参加各国との意見交換も行い、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。 また、誤使用・不注意事故に対し、事故当時の行動や発生状況等のヒアリングを実施し、誤使用・不注意等に至る背景要因の情報収集を行う。</p> <p>(2) 製品安全施策への取組 重大製品事故及び非重大製品事故の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。 また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。 その他、消費者の安全確保と企業価値の向上を両輪とした製品安全市場を形成するための新たな制度構築に向け、制度に係る製品のデータ整理やリスクアセスメント等を通じ、支援する。</p> <p>(3) 製品の安全性向上に対する支援</p>	<p>【指標】 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 1,021件 （注）全件実施：経済産業省からの指示・要請、事業者からの申請等件数に対し、全数を実施（以下同様）</p> <p>また、非重大製品事故の収集にあたっては、事故情報報告システムの周知、製造・流通事業者等の協力及び同システムの活用を通じて効率的に行い、必要に応じ原因調査を行う。 これらの調査にあたっては、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に行うとともに、過去の調査結果についてAI技術を活用し、調査を効率的に進める。 更に、製品に使用される部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析、事故発生メカニズム等の解明にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。</p> <p>(2) 事故原因究明の高度化・効率化 事故調査から得られる技術的な知見及びAI、RPA等を活用し、原因究明における究明率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。 具体的には、機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AIを利用した製品事故の原因予測及び調査方針の決定を行う仕組みやRPAによる報告書作成・報告業務等の省略化を推進する。</p> <p>2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組</p> <p>(1) 立入検査の実施等 法令（製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>【指標】 各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 221件</p> <p>(2) 登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施 製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。</p> <p>(3) 技術基準整備の推進 製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p> <p>【指標】 整合規格案の技術評価件数（全件実施）</p>
--	--	---

<p>事故調査結果や保有する事故調査データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。</p> <p>リスクアセスメントに資するデータの拡充やツールの活用、共通規格の普及等をより促進することで製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件について事業者へ具体案を提示し、自主的な措置対策に繋がるよう、積極的に働きかけを行う。</p> <p>また、製品事故の防止に資する情報を事業者が体系的に利用できる仕組み（製品事故予測システム）を普及させ、事業者による自主的な製品事故の未然防止対策を支援する。</p> <p>（４）技術基準・規格等の提案及び作成の支援</p> <p>事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。</p> <p>（５）製品安全意識の向上に対する支援</p> <p>事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、様々な年代・趣味・趣向に合致した印象に残る情報を届けることで、製品安全意識の向上を支援する。</p> <p>また、製品安全に関する取組に積極的な事業者等とのコラボレーションを実施するとともに、地域連携の強化を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>情報発信による消費者へのリーチ数（※）について過去３年平均を上回る。</p> <p>※リーチ数：  機構が配信した情報を国民が「どれだけ受け取ったのか」の推定値（TV・新聞・Webなど）</p> <p>（６）保有する技術的な知見・設備の活用</p> <p>これまでに蓄積した事故調査等に関する技術的な知見について、技術継承を進めるほか、施設や試験設備の有効活用を図る。</p>	<p>（参考）過去３年平均 30件</p> <p>3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用</p> <p>（１）国内外における製品事故情報等の収集・関係機関との連携の強化</p> <p>輸入製品による事故防止の強化を目的とし、海外のリコール情報を収集し、我が国の行政機関等に提供することで、国内における安全な製品の流通を支援する。米国消費者製品安全委員会（CPSC）等の海外関係機関との連携や、製品安全をテーマとした国際的なシンポジウムやセミナーに参加し、製品安全に係る情報を収集するとともに、参加各国との意見交換も行き、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。</p> <p>また、誤使用・不注意事故に対し、事故当時の行動や発生状況等のヒアリングを実施し、誤使用・不注意等に至る背景要因の情報収集を行う。</p> <p>（２）製品安全施策への取組</p> <p>重大製品事故及び非重大製品事故の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。</p> <p>また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。</p> <p>その他、経済産業省が推進する消費者の安全確保と企業価値の向上を両輪とした製品安全市場を形成するための新たな制度構築に向け、制度に係る製品のデータ整理やリスクアセスメント等を通じ、支援する。</p> <p>（３）製品の安全性向上に対する支援</p> <p>事故調査結果や保有する事故調査データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。</p> <p>リスクアセスメントに資するデータの拡充やツールの活用、共通規格の普及等をより促進することで製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件について事業者へ具体案を提示し、自主的な措置対策に繋がるよう、積極的に働きかけを行う。</p> <p>具体的には、リスクアセスメントシートやツールとして公開している SAFE-Pro を通じた、事業者とのコミュニケーションを強化し、本質的な製品安全に向けた支援に取り組む。</p> <p>（４）技術基準・規格等の提案及び作成の支援</p> <p>事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。</p> <p>特に高齢者等の社会的弱者の製品事故未然防止に資する技術基準・規格等の普及啓発のほか、ガストーチ等の事故多発傾向にある製品に対する国の技術基準作成を支援する。</p> <p>（５）製品安全意識の向上に対する支援</p> <p>事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、様々な年代・趣味・趣向に合致した印象に残る情報を届けることで、製品安全意識の向上を支援する。</p>
---	--

		<p>支援にあたっては、リコール情報や誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、Web サイト、会合等を通じて適宜提供する。また、製品安全に関する取り組みに積極的な事業者等とのコラボレーションを実施するとともに、地域連携の強化を図る。</p> <p>その他、SAFE-Lite や NITE AR-Shot といった消費者が手軽に活用できるツールの普及啓発を行うほか、災害発生時の情報発信についてオンデマンド発信の仕組みを検討する。</p> <p><b>【指標】</b>  情報発信による消費者へのリーチ数について過去3年平均を上回る。  ※リーチ数：機構が配信した情報を国民が「どれだけ受け取ったのか」の推定値（TV・新聞・Web など）</p> <p>(6) 保有する技術的な知見・設備の活用  これまでに蓄積した事故調査等に関する技術的な知見について技術継承を進めるほか、施設や試験設備の有効活用を図る。</p>
<p>I-2 化学物質管理分野</p>	<p>経済産業省による化学物質管理政策の下、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境へのリスク低減に貢献するとともに、国際社会の変化に柔軟に対応した化学物質管理制度の構築に向けた取組を実施する。</p> <p><b>【困難度：高】</b>  （理由：化学物質管理の目標は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）等の執行支援業務等を通して得た情報・知見を基に、自治体や事業者等と密接に連携し、個別の事業者にリスク低減を促すもの。機構は、これまで接触のない自治体や事業者等に連携を打診し助言等を行い、個別事業者自らリスク低減のための具体的な対策をとってもらうものであるため。）</p> <p>化学物質管理分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から3. までの業務を実施する。</p> <p><b>【基幹目標】</b>  化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、長年蓄積してきた情報・技術に加え最新の技術動向等を取り込み、化学物質の新たな評価・管理技術の社会実装、制度見直し・運用改善及び情報基盤構築を牽引する。また、事業者の化学物質管理に関する意識を醸成することで、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質の自主管理を促進する。これらにより、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。</p> <p><b>【指標】</b>  化審法、化管法の届出情報に基づくリスク評価結果をもとに、機構の適切な助言等により環境排出量の適正化によるリスク懸念を払拭した事業所を4事業所とし、環境リスクの低減もしくは産業発展を阻害する過剰な措置の回避に貢献する。更に、リスク懸念箇所のある上記4事業所を含めた事業者や地方自治体に対して適切な化学物質管理に関する助言を行うことで、排出量の精緻化及び管理体制の強化等を促し、自主管理能力の向上等の好循環を生み出す。</p> <p>1. 化審法執行・執行支援業務</p>	<p>経済産業省による化学物質管理政策の下、化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減に向けて、化学物質管理法の法執行・支援業務及びその基盤業務としての有用情報の整備・提供業務を実施する。</p> <p>また、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理手法の国際調和に貢献するとともに、新たな化学物質管理に係る手法の開発等へ協力し、その結果が広く化学物質関係法令の効率的な施行に活用されることで、企業における新規化学物質・製品の開発促進や国民生活の安全レベルの更なる質的向上等に貢献することを目指す。さらに、化学物質管理制度の構築・運用等に係る国内外への調査能力を一層高め、国へ報告・提言を行うことを目指す。</p> <p>なお、社会の変化に適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による化学物質管理分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報発信にも努める。</p> <p><b>【困難度：高】</b>  （理由：化学物質管理の目標は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）等の執行支援業務等を通して得た情報・知見を基に、自治体や事業者等と密接に連携し、個別の事業者にリスク低減を促すもの。機構は、これまで接触のない自治体や事業者等に連携を打診し助言等を行い、個別事業者自らリスク低減のための具体的な対策をとってもらうものであるため。）</p> <p>化学物質管理分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から3. までの業務を実施する。</p> <p><b>【基幹目標】</b>  化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、長年蓄積してきた情報・技術に加え最新の技術動向等を取り込み、化学物質の新たな評価・管理技術の社会実装、制度見直し・運用改善及び情報基盤構築を牽引する。また、事業者の化学物質管理に関する意識を醸成することで、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質の自主管理を促進する。これらにより、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。</p>

<p>化審法の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。また、法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>(1) 新規化学物質の事前審査等 化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施）</li> <li>・化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）</li> </ul> <p>(2) リスク評価等 化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価（※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。</p> <p>※スクリーニング評価及びリスク評価： スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施）</li> </ul> <p>(3) 化学物質公示名称原案の提供 化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。その際、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）</li> </ul> <p>(4) 化審法関連情報の整備・提供 事業者の化学物質管理等に資するため、化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。</p> <p>(5) 評価手法、制度の見直しや運用改善の提案 法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。</p>	<p>【指標】</p> <p>化審法、化管法の届出情報に基づくリスク評価結果をもとに、機構の適切な助言等により環境排出量の適正化によるリスク懸念を払拭した事業所を4事業所とし、環境リスクの低減もしくは産業発展を阻害する過剰な措置の回避に貢献する。更に、リスク懸念箇所のある上記4事業所を含めた事業者や地方自治体に対して適切な化学物質管理に関する助言を行うことで、排出量の精緻化及び管理体制の強化等を促し、自主管理能力の向上等の好循環を生みだす。</p> <p>【基幹目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>①化審法、化管法で得られた届出情報によるリスク評価結果に基づき、適切な化学物質管理について自治体・事業者に対し助言を行う。特に、令和5年度においては、改正された化管法政令の施行に向けた支援・準備を強化する。</p> <p>②化学物質管理に関する情報を一元化し、わかりやすく、タイムリーに発信することで、事業者の適切な化学物質管理を支援する。</p> <p>③法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案するとともに、評価技術等に関しては事業者のイノベーション支援にも活用する。</p> <p>1. 化審法の執行・執行支援業務 化審法の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。また、法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>(1) 新規化学物質の事前審査等 化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。</p> <p>具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じる。</li> <li>・分解性及び蓄積性に関するQSAR（※1）による推計結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。</li> </ul> <p>【指標】</p> <p>新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施） （参考）過去3年平均 230件</p>
--	--

<p>(1) 化管法の執行支援業務  化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR (※) データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。また、法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>※PRTR :  Pollutant Release &amp; Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。</p> <p>① 事業者等からの届出データの集計等  化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書进行处理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。</p> <p>【指標】  ・PRTR データ集計の実施件数 (全件実施)</p> <p>② 解析結果の普及・活用促進等  集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム (PRTR マップ) の活用等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。</p> <p>③ 排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案  法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>(2) 化兵法の執行業務  化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>【指標】  ・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数 (全件実施)  ・化兵法に基づく立入検査等の実施件数 (全件実施)</p> <p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等  化学物質管理に有用な情報の整備・提供、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援及び化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、企業の自主管理にかかるコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発を支援することによって、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p> <p>(1) 化学物質管理情報の整備、提供</p>	<p>QSAR による予測結果の国への提供物質数 (全件実施)  (参考) 過去3年平均 188 物質</p> <p>イ 経済産業省の指示に基づき、GLP に係る試験施設の基準適合確認を実施する</p> <p>【指標】  GLP に係る試験施設の基準適合確認件数 (全件実施)  (参考) 過去3年平均 2 件</p> <p>ウ 化審法における少量新規化学物質 (※2) の申出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に基づき、申出書類について技術的事項の確認を行う。</p> <p>【指標】  少量新規化学物質の申出書類の技術的事項の確認件数 (全件実施)  (参考) 過去3年平均 27,190 件</p> <p>エ 経済産業省の要請に基づき、中間物等、少量中間物等 (※3) の申出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。</p> <p>【指標】  中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数 (全件実施)  (参考) 136 件 (中間物等)</p> <p>オ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、経済産業省の要請等に基づき、3 省における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。</p> <p>【指標】  化審法に基づく立入検査の実施件数 (全件実施)  (参考) 過去3年平均 15 件 (中間物等)、11 件 (少量新規)、11 件 (少量中間物等)</p> <p>カ 上記に係る問い合わせや申請の処理、評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。</p> <p>※1 構造活性相関 :  物質の化学構造上の特徴又は物理化学定数と生物学的活性 (生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等) との相関関係。</p> <p>※2 少量新規化学物質 :  新規化学物質のうち、年間の製造数量及び輸入数量の全国における環境排出量が 1 トン以下のもの。</p> <p>※3 中間物等、少量中間物等 :  中間物等は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。少量中間物等は、中間物等のうち、その年度ごとの製造 (輸入) 予定数量が 1 トン以下のもの。</p>
--	---

<p>国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）の更新を迅速かつ的確に行う。また、政府 GHS（※）分類の分類結果等を整備し、事業者等による SDS：（Safety Data Sheet：安全データシート）作成等に必要な最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。</p> <p>さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供する。</p> <p>※ GHS： The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）化学物質の危険有害性の分類及びラベル、SDS による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。化学品を取り扱う人々に危険有害性に関する情報を正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。</p> <p>【指標】 CAS 番号（※）と化審法の整理番号等との紐付けを 100 件行い、NITE-CHRIP に掲載する。</p> <p>※CAS 番号： アメリカの化学情報サービス機関（CAS）が、化学物質に付与している識別番号。化学物質は名称での管理が難しいため、市場に流通する膨大な化学物質を特定するために、CAS 番号等が利用されている。</p> <p>（2）化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 国際動向も見据えた運用改善や規制対応等に貢献するために、国内外における法規制動向等に関する情報を収集・整理し、事業者等の適切な化学物質管理を支援するためにタイムリーな情報発信を行う。また、化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手側のニーズ等を踏まえながら、メールマガジン、セミナー等を活用し効果的な情報発信を行う。</p> <p>（3）化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援 現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立ち、ライフサイクル全体を見据えた化学物質管理情報の一元化に向けた情報基盤整備を推進する。評価手法の高度化や制度運用改善等の取組を通じて、企業の自主管理にかかるコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発の支援をする。また、これらの検討に資するため、国内外関連情報の収集や、関係機関との連携関係を構築する。</p>	<p>（2）リスク評価等 化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価（※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。</p> <p>※スクリーニング評価及びリスク評価： スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。第一種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、監視化学物質に指定された化学物質の環境排出量の抑制の必要性を判断したり、第一種特定化学物質の法令違反事例の措置判断等のために実施される。第二種特定化学物質の該当性等を判断するためのリスク評価については、スクリーニング評価により優先評価化学物質に指定された化学物質について実施され、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価（一次）」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価（二次）」に大きく分かれる。リスク評価（一次）では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「リスク評価Ⅰ」、第二種特定化学物質の該当性判断やそれに至らない場合に取得すべき情報を特定するための「リスク評価Ⅱ」、取扱情報や追加モニタリングデータ等の新たに取得した情報も用いて第二種特定化学物質の該当性判断や有害性調査指示の必要性について判断するための「リスク評価Ⅲ」の三段階に分けて実施される。）</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、同定情報や用途情報を確認し、必要に応じて内容照会を行い、物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。</p> <p>【指標】 届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 8,219 件（一般化学物質）、214 件（優先評価化学物質）</p> <p>イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価に必要な情報を収集・整理し、評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「3 省」という。）に提供する。</p> <p>【指標】 化学物質のスクリーニング評価に関する国に対する情報提供物質数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 7,483 物質</p> <p>ウ 経済産業省の要請に基づき、優先評価化学物質のリスク評価に必要な性状情報等を収集・整理し、評価案を作成し、3 省に提供する。</p> <p>【指標】 化学物質のリスク評価Ⅰに関する国に対する情報提供物質数（全件実施） （参考）過去 3 年平均 211 物質 化学物質のリスク評価Ⅱ等に関する国に対する情報提供物質数（全件実施）</p>
--	--

		<p>(参考) 過去3年平均 4物質</p> <p>エ 経済産業省の要請に基づき、第一種特定化学物質の候補物質等のリスク評価に必要な性状情報等を収集・整理し、評価案を作成し、3省に提供する。必要に応じ、製品からの化学物質の放出実態等に関する調査を行う。その実施にあたっては、北陸支所等と連携を行う。</p> <p>オ 上記に係る収集情報の整理や評価のための推計等を行うシステムの保守、運用、改修を行う。</p> <p>(3) 化学物質公示名称原案の提供  化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。その際、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。また、化学物質の公示名称等に関する問合せに適切に対応する。</p> <p><b>【指標】</b>  新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）  (参考) 過去3年平均 化審法 148件、安衛法 779件</p> <p>(4) 化審法関連情報の整備・提供  事業者の化学物質管理等に資するため、化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、データの更新を行う。</p> <p>イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開し、適時データ更新を行う。</p> <p>ウ 3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理を行い、必要に応じて法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。J-CHECKについて、システムの維持管理を行い、必要に応じて3省との合意に基づき改良を行う。</p> <p>(5) 評価手法、制度の見直しや運用改善の提案  法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、分解性・蓄積性に関する化審法の法定試験法以外の試験データ、構造類似物質のデータ、QSARによる推計結果等の様々な情報を活用する総合的な評価手法等の化審法での適用や運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図る。</p>
--	--	--

		<p>イ 分解性・蓄積性の判定や暴露評価・リスク評価に必要な性状データを得るための試験が困難な物質群について、類推法や試験法の改良、代替的な手法等の検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図る。</p> <p>ウ 蓄積された技術的知見とデータに加え新たな収集情報を活用して、スクリーニング評価・リスク評価を加速化するための効率的な評価手法や運用方法、より効果的なリスク管理につながる評価手法や運用方法の精緻化や改良に加え、評価未着手物質の評価を進めるための評価手法の開発を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図る。</p> <p>エ 化審法のリスク評価に用いる用途分類と排出係数は、新規化学物質と一般化学物質のスクリーニング評価、新規化学物質の特例制度の数量調整並びに化管法の対象物質選定の排出量推計に使用されている用途分類と排出係数の元となっており、見直しに当たっては、関連制度への影響も考慮しつつ、より実態を反映させたものとなるように検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図る。そのうち、長期使用製品の使用段階の排出量推計手法については、製品含有化学物質の暴露評価手法への活用も視野に入れて情報収集や手法の検討を行うものとする。</p> <p>2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務  化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。</p> <p>（1）化管法の執行支援業務  化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。また、法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>※PRTR(Pollutant Release &amp; Transfer Register) :  人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。</p> <p>①事業者等からの届出データの集計等  化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。  なお、事業者から届け出られた当該年度の届出データの内容を確認し、必要に応じて内容照会を行い、データの正確性を確保する。</p> <p>【指標】</p>
--	--	---

		<p>PRTR データ集計の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 33,292件（届出データの記録・集計件数）</p> <p>イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム（ハードウェア）、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム（ソフトウェア）、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援システムの運用を行う。</p> <p>ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。</p> <p>エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。</p> <p>②解析結果の普及・活用促進等 集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム（PRTR マップ ※）の活用等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。</p> <p>イ PRTR マップを的確に運用し、事業者等と国民とのコミュニケーションツールとして、排出量及び濃度等の暴露情報について視覚的にわかりやすい情報提供を行う。</p> <p>ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所に PRTR データを活用した化学物質管理手法に関する助言を訪問、Web 会議等適切な方法にて行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。</p> <p>※ PRTR マップ： 化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム。Web サイト上で閲覧が可能。</p> <p>③排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案 法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア PRTR 排出量算出マニュアルの更新等への技術的サポートを通じて、化審法のリスク評価にも活用され、次期化管法対象物質選定にも使用される事業者の PRTR 届出データの精緻化に貢献する。</p>
--	--	--

		<p>イ 化審法の運用で使用されている排出係数の見直しとも連携し、次の化管法の見直しにおける PRTR 物質選定で使われる排出量の推計手法等の検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図る。</p> <p>(2) 化兵法の執行業務  化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。  なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p><b>【指標】</b>  化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施）  （参考）過去3年平均 8件（国際機関による検査への立会い実施件数）、8件（実態調査件数）  化兵法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）  （参考）過去3年平均 5件</p> <p>イ 必要に応じて、化学兵器禁止機関（OPCW）の会議等に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。</p> <p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等  化学物質管理に有用な情報の整備・提供、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援及び化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、企業の自主管理にかかるコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発を支援することによって、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p> <p>(1) 化学物質管理情報の整備、提供  国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP ※1）の更新を迅速かつ的確に行う。また、政府 GHS 分類の分類結果等を整備し、事業者等による SDS(Safety Data Sheet：安全データシート) 作成等に必要かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。</p> <p>さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD ※2）の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供する。</p> <p><b>【指標】</b>  CAS 番号（※3）と化審法の整理番号等との紐付けを 100 件行い、NITE-CHRIP に掲載する。</p>
--	--	---

		<p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の収載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。</p> <p>イ NITE-CHRIP、J-CHECK 等、機構が提供している情報提供システムに収載している化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合を行い、その結果について情報の一元管理のために各システムに登録・反映する。</p> <p>ウ 事業者による GHS (※4) に基づいた危険有害性情報についてのラベル及び SDS 作成を支援するため、単一物質については 3 省が実施した GHS 分類結果を確認・修正して公表する。分類結果の英語版についても作成し公表する。混合物については、NITE-Gmiccs (GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム) を的確に運用する。さらに、政府 GHS 分類結果等についてユーザー目線での情報発信 (利用者の理解度等に応じた学習教材、ニーズに対応した最新の分類結果一覧等) を行う。</p> <p><b>【指標】</b>  3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数 (全件実施)  (参考) 過去 3 年平均 245 物質</p> <p>エ AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。</p> <p>オ 提供情報等に関するユーザーからの問合せに適切に対応する。</p> <p>カ NITE-CHRIP、GHS 総合情報提供分類結果公開サイト、NITE-Gmiccs、AJCSD に係るシステムの保守、運用、改修を行う。</p> <p>※1 NITE-CHRIP (Chemical Risk Information Platform) :  化審法を始めとする国内外の主な法規制情報、有害性やリスク評価情報等を収載し、提供しているシステム。現在約 25 万物質の情報を収載している。</p> <p>※2 AJCSD (ASEAN Japan Chemical Safety Database) :  日本と ASEAN 各国の政府から直接提供された化学物質関連の規制情報を収載し、提供するシステム。平成 28 年度から機構が運用機関として本格運用を開始した。</p> <p>※3 CAS 番号 :  アメリカの化学情報サービス機関 (CAS) が、化学物質に付与している識別番号。化学物質は名称での管理が難しいため、市場に流通する膨大な化学物質を特定するために、CAS 番号等が利用されている。</p> <p>※4 GHS :  The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム) 化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全デー</p>
--	--	--

		<p>タシート（SDS）による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。</p> <p>（2）化学物質管理に関する理解促進、普及啓発  国際動向も見据えた運用改善や規制対応等に貢献するために、国内外における法規制動向等に関する情報の収集を行い、事業者等の適切な化学物質管理を支援するためにタイムリーな情報発信を行う。また、化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手側のニーズ等を踏まえながら、メールマガジン、セミナー等を活用し効果的な情報発信を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 事業者等の適切な化学物質管理を支援するためのタイムリーな情報発信として、メールマガジン（NITE ケミマガ）の配信を行う。</p> <p>イ 事業者等が適切な化学物質管理を実施するための人材育成に資するものとして、NITE 講座などのセミナー等を主催する。</p> <p>ウ 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進のため、自治体や産業界が開催するセミナー等に講師を派遣し、化学物質管理に関する情報発信を行う。</p> <p>エ 情報提供・発信手段ツールの利用状況等の調査を行い、利便性向上、理解促進又は他のサービスとの差別化等の目線で情報提供内容・手段の改良を図る。</p> <p>（3）化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援  現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立ち、ライフサイクル全体を見据えた化学物質管理情報一元化に向けた情報基盤整備を推進する。評価手法の高度化や制度運用改善等の取組を通じて、企業の自主管理にかかるコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発の支援をする。また、これらの検討に資するため、国内外関連情報の収集や、関係機関との連携関係を構築する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備について、関係省庁等と連携し、化学物質管理の課題解決にむけた検討を行う。</p> <p>イ 化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合の方向性や、情報の一元管理のための物質マスタのあり方等について検討する。</p> <p>ウ 国や事業者が実施する化学物質の安全性評価における予測手法（構造活性相関やリードアクロス等）の利用拡大を目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査や事業者による利活用を支援する。</p>
--	--	---

		<p>エ 欧米等、先進国/地域の関係機関との間で化学物質管理に係る情報交換等を進め、協力関係を維持する。OECDの化学品・バイオ技術委員会傘下の活動のうち、機構の業務に関連する活動に参加し、国際的な取組への貢献を行い、これらの活動に対する国の対応について技術的な観点から助言を行う。また、国内外の化学物質管理制度や評価手法に関する情報収集を行う。これらの活動を通して得られた情報を国内での業務（評価手法高度化、制度見直しや運用改善の検討等）に活用する。</p> <p>オ 関連省庁や関連業界と調整しつつ国連 GHS 専門家小委員会に参加し、GHS 改訂の検討に関与することで、得られた情報を国内での GHS 実施（分類、ラベル表示、SDS 等）の推進に資する GHS 関連業務に活用する。</p> <p>カ 経済産業省の要請に基づき、アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定（MOC）等による化学物質管理法制度に係る情報交換等における技術支援を行う。</p>
<p>I-3 バイオテクノロジー分野</p>	<p>経済産業省によるバイオ政策の下、生物遺伝資源等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、生物遺伝資源や関連データの利活用促進を通して、我が国の強みを活かしたバイオ産業の健全かつ中長期的な発展に貢献する。</p> <p><b>【重要度：高】 【困難度：高】</b>  （理由：バイオテクノロジー分野は、バイオ戦略で掲げた全体目標「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」するためには、バイオ産業においてデジタル情報の利活用によるイノベーション創出が成功の鍵とされている。機構では、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めており、さらなる生物資源データの集約・拡充、及び利活用促進に取り組んでいる。これを受けて、令和3年度より指標を変更し、横断的プラットフォームの利用数を対前年度比20%増と設定した。</p> <p>横断的プラットフォームは令和元年6月に一部のデータを搭載し運用を開始した後、精力的にデータ集約や拡充を進めている段階であるが、未だ認知度が高いとは言えない。したがって、トップセールスを含む国民や産業界への広報・営業活動を一層強化するとともに、ユーザーニーズに応えるデータの集約・拡充を進めることで、認知度向上を図り、横断的プラットフォームの利用に繋げる必要があるため。）</p> <p>バイオテクノロジー分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から4. までの業務を実施する。</p> <p><b>【基幹目標】</b>  生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により利活用を促進し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。</p> <p><b>【指標】</b>  ユーザーニーズに基づく生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により、生物資源データを集約した横断的プラットフォームの利用数を令和4年度比20%増加させ、ユーザーの課題解決や社会実装に貢献する。</p> <p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進</p>	<p>第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）、統合イノベーション戦略2022（令和4年6月3日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）、新しい資本主義実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及びバイオ戦略に基づく経済産業省のバイオ政策の下、バイオ戦略で掲げられた全体目標「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」を目指し、我が国バイオ産業の健全かつ中長期的な発展に貢献する。</p> <p>具体的には、知的基盤整備計画等に基づき、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進により、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、微生物等の生物遺伝資源やその生産物等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、産業界のニーズを踏まえた微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲、生物遺伝資源やその生産物等の利用の安全性評価及び情報発信、生物多様性条約等に関する国際対応等を実施する。</p> <p>さらに、生物遺伝資源や関連データ等の産業での利用促進支援、有用な生物遺伝資源の更なる充実、企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献することを目指す。</p> <p><b>【重要度：高】 【困難度：高】</b>  （理由：バイオテクノロジー分野は、バイオ戦略で掲げた全体目標「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」するためには、バイオ産業においてデジタル情報の利活用によるイノベーション創出が成功の鍵とされている。機構では、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めており、さらなる生物資源データの集約・拡充、及び利活用促進に取り組んでいる。これを受けて、令和3年度より指標を変更し、横断的プラットフォームの利用数を対前年度比20%増と設定した。</p> <p>横断的プラットフォームは令和元年6月に一部のデータを搭載し運用を開始した後、精力的にデータ集約や拡充を進めている段階であるが、未だ認知度が高いとは言えない。したがって、トップセールスを含む国民や産業界への広報・営業活動を一層強化するとともに、ユーザーニーズに応えるデータの集約・拡充を進めることで、認知度向上を図り、横断的プラットフォームの利用に繋げる必要があるため。）</p> <p>バイオテクノロジー分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から4. までの業務を実施する。</p>

	<p>バイオ戦略が掲げる、我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献する。そのために、国際動向や近年のバイオテクノロジーにおける進展を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実を図るとともに、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>これにより、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業等をはじめ、幅広い産業を支援する。</p> <p>(1) 微生物遺伝資源の収集・保存・提供  生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。</p> <p>また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p> <p>【指標】  新たな微生物遺伝資源の収集数（産業界からのニーズ等を踏まえ、150 株）</p> <p>(2) 世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進  我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>(3) 生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援  生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。また、国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり（バイオものづくり）の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。</p> <p>さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p> <p>(4) 産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動  利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p> <p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務  特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p>	<p>【基幹目標】  生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により利活用を促進し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。</p> <p>【指標】  ユーザーニーズに基づく生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により、生物資源データを集約した横断的プラットフォームの利用数を令和 4 年度比 20%増加させ、ユーザーの課題解決や社会実装に貢献する。</p> <p>【基幹目標の達成に向けた重点的な取組】  ① 生物資源データを集約した横断的プラットフォームの安定的な運用、及び生物遺伝資源やそのデータの利活用促進  ② 安全性や信頼性の確保とイノベーション促進を両立させる、生物遺伝資源等の産業利用における環境整備</p> <p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進  バイオ戦略が掲げる、我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献する。そのために、国際動向や近年のバイオテクノロジーにおける進展を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実を図るとともに、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>これにより、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業等をはじめ、幅広い産業を支援する。なお、これらの適切な実施によるバイオエコノミー社会実現への貢献に向け、産業界のニーズを把握するとともに、有識者とも積極的に意見交換を行う。</p> <p>(1) 微生物遺伝資源の収集・保存・提供  生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。</p> <p>また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 微生物遺伝資源の寄託手続きを滞りなく行うとともに、バイオ戦略の市場領域やヒアリング等により得られた産業界からのニーズを踏まえ、機構単独での微生物遺伝資源の収集及び他機関と連携した共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。</p> <p>【指標】  新たな微生物遺伝資源の収集数（産業界からのニーズ等を踏まえ、150 株）</p>
--	--	--

<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施）</li> </ul> <p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p> <p>（1）カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援</p> <p>経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。また、引き続き遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援のための体制整備を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数（全件実施）</li> </ul> <p>（2）GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p> <p>経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数（全件実施）</li> </ul> <p>※GILSP(Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物： 特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの</p> <p>（3）立入検査</p> <p>カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）</li> </ul> <p>（4）微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援</p> <p>経済産業省の要請に基づき、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援を行う。</p> <p>【指標】</p>	<p>イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001 に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。</p> <p>ウ ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。また、企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源をより容易に利用できるよう、アジアの BRC と連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組を実施する。</p> <p>エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276 等の国際標準化会議において、バイオバンクの ISO 国際標準化事業及びそれらの JIS 化事業に貢献する。また、関係機関と連携し、ISO 国際標準等の指定微生物の持続的な提供を行う。当該事業の実施にあつては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。</p> <p>（2）世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進</p> <p>我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 公的機関等が保有するデータベースとの連携を含め、微生物を主とする生物資源データを集約した横断的プラットフォームの安定的な運用を行う。また、利用手続き等のルールに基づき、制限共有機能を運用する。その他、横断的プラットフォームの活用、普及に繋がるユーザーからの提案や要望を的確に捉えつつ、用途別にユーザーグループと連携しユーザーオリエンテッドな機能拡充や運用改善を行う。</p> <p>イ 企業や大学等が保有している産業有用微生物の情報や、国家プロジェクトで取得した生物資源関連データを一元化し公開する。また、ユーザーニーズも踏まえた上で、生物遺伝資源が生産する物質等の情報、生物遺伝資源の属性、機能、遺伝子等に関する情報等を収集・整理し、ユーザーの利用しやすい形で提供する。</p> <p>ウ 生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に向けた広報・営業活動を実施する。</p> <p>（3）生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援</p> <p>生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。また、国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり（バイオものづくり）の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。</p>	
--	--	--

<p>・微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数（全件実施）</p> <p>（５）バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p> <p>また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。</p> <p>（６）微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。</p> <p>４．生物多様性条約への対応 国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p> <p>（１）生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国／地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。</p> <p>（２）バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p>	<p>また、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したバイオものづくりに係る培養・探索情報の整備、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等の基盤整備に貢献する。</p> <p>イ 製品製造に影響を与える微生物の迅速同定と安全管理技術の向上のため、企業等と連携し、対象となる微生物に関連するデータの集約に協力し、産業界でのデータ共有や課題解決に向けた環境整備を行う。</p> <p>ウ 企業や業界団体等との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源や関連データを用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解決等に資する取組を支援する。菌株等の優先使用措置を実施することにより、模倣や追随によるリスクを軽減した実用化を支援する。</p> <p>エ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。</p> <p><b>【指標】</b> 生物遺伝資源のバックアップ保存数（ユーザーからの依頼に基づき全数を実施） （参考）令和元年度 11,865 株、令和２年度 12,735 株、令和３年度 17,187 株</p> <p>オ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。</p> <p>（４）産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動 利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。 なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。</p> <p>具体的には以下の業務を実施する。</p> <p>ア 講習会、講演活動、見学対応等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p> <p>イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展・論文の発表等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。</p> <p>２．特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施す</p>
---	--

		<p>る。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p> <p><b>【指標】</b> 特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 291件</p> <p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保 バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p> <p>（1）カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。また、引き続き遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援のための体制整備を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。</p> <p><b>【指標】</b> カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数（全件実施） （参考1）過去3年平均 89件</p> <p>（2）GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成 経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。</p> <p><b>【指標】</b> GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数（全件実施） （参考）過去3年平均 1件</p> <p>※GILSP(Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物： 特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。</p> <p>（3）立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p><b>【指標】</b> カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 5件</p>
--	--	---

		<p>(4) 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援 経済産業省の要請に基づき、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援を行う。</p> <p><b>【指標】</b> 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数（全件実施）</p> <p>(5) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。 また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。</p> <p>イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼすタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。また、住環境に生息する微生物等の安全性評価手法を関係機関と連携して開発する。</p> <p>ウ 微生物及び遺伝子組み換え微生物等が生産する物質について、バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法等を関係機関と連携して開発する。また、獣毛繊維や脱石油、海洋生分解性新規タンパク質繊維等に対する標準化活動を支援し JIS や ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、規格化に貢献する。</p> <p>エ 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、高度な分析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、事故原因究明試験の結果、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化に資する情報が得られた場合、提供を行う。</p> <p><b>【指標】</b> 製品事故の原因物質解析の実施件数（生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施） （参考）過去3年平均 27件</p> <p>オ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）の一環として、新型コロナウイルスに対する感染抑制対策のための物資評価・情報提供に関する対応を行う。</p> <p>(6) 微生物安全情報の提供</p>
--	--	---

		<p>既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。</p> <p>具体的には、微生物有害情報データベース（M-RINDA）において微生物の毒素生産能等に関する情報と微生物の法規制情報や分類学的情報の更新を通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供を行う。</p> <p>4. 生物多様性条約への対応</p> <p>国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p> <p>（1）生物遺伝資源の国際移転に関する取組</p> <p>アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国／地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源利用及び利益配分に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の我が国への移転によって我が国の事業者を支援するための共同事業を実施する。</p> <p>イ アジア域内での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM（※）を通じて積極的な情報交換や議論を行う。</p> <p>※ ACM (Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources) : 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム</p> <p>（2）バイオ産業に関係する国際条約についての情報の収集・整理・提供</p> <p>生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関係する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 生物多様性条約に係る国際会議への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を収集、整理するとともに、経済産業省等の要請に応じてこれら情報を提供する。また、BRC間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等の情報とアクセス及び利益配分に関する情報を収集、整理し、Webサイトを通じ広く情報提供する。</p> <p>イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたことを示す文書「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。</p>
I-4 適合性認定分野	経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組における活動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。	経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法及び計量法に基づく試験事業者、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務を実施する。また、我が国の認定機関としての信頼性

<p>適合性認定分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から 4. までの業務を実施する。</p> <p><b>【基幹目標】</b> 製品等の信頼性確保を目的に、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や、国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、安全・安心な国民生活や健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。</p> <p><b>【指標】</b> (1) 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績を 2 件以上、  (2) 登録・認定した事業所（区分追加の事業所を含む）のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の数を令和 4 年度より増加とするとともに、登録・認定制度に係る機構の実績を結集し、安全・安心な国民生活や健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。</p> <p>1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等 (1) 試験事業者の登録・更新 産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA）における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 また、JNLA の利用拡大に向け、登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。 さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。</p> <p><b>【指標】</b> ・ JNLA における登録・更新審査の実施件数（全件実施） ・ 電子化による審査業務については、平均処理期間を 145 日以内（標準処理期間 150 日）</p> <p>(2) 登録試験事業者に対する立入検査 登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p><b>【指標】</b> ・ JNLA における立入検査の実施件数（全件実施）</p> <p>(3) 登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。</p> <p>(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p>	<p>の維持や能力の向上を図るとともに、認定に係る国内外の活動への参画等を通じて、取引の円滑化と国際展開の支援及び認定制度の普及を図る。 社会ニーズの高い新たな技術や製品等に係る認定制度については、適時的確な審査実施体制の構築（区分・種類の追加も含む）による産業活動の促進を目指し、我が国産業の競争力確保に貢献する。また、認定申請・届出については、事業者のオンライン提出を支援するとともに、審査業務の電子化を進め、効率化、迅速化及びセキュリティの向上を図る。</p> <p>適合性認定分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から 4. までの業務を実施する。</p> <p><b>【基幹目標】</b> 製品等の信頼性確保を目的に、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や、国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、安全・安心な国民生活や健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。</p> <p><b>【指標】</b> (1) 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績を 2 件以上、  (2) 登録・認定した事業所（区分追加の事業所を含む）のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の数を令和 4 年度より増加とするとともに、登録・認定制度に係る機構の実績を結集し、安全・安心な国民生活や健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。</p> <p><b>【基幹目標の達成に向けた重点的な取組】</b> ①海外との取引や安全・安心な国民生活に貢献するため、登録・認定制度の普及を図りつつ、社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用を促進 ②適合性評価制度の信頼性向上や利用拡大に向けた取組 ③IT を活用した業務の効率的運用やサービスの向上</p> <p>1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等 (1) 試験事業者の登録・更新 産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA）における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 また、JNLA の利用拡大に向け、登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた登録試験事業者の啓発のために説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や発行事例の紹介等を通じて、特に新規に登録した事業所（区分追加の事業所を含む）の利用拡大に向けた働きかけを行う。必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない登録試験事業者等から情報収集を行い、その内容に応じた標章を付した証明書の活用を図る。 さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。具体的には、オンライン申請及び届出並びに電子的な証明書の発行に関する説明会を開催し、問合せにも適切に対応するとともに、法令に基づく申請及び届出以外の事業者からの報告等についてもオンライン提出を支援する。</p>
--	--

<p><b>【指標】</b> ・国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）</p> <p>2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等 （1）校正事業者の登録・更新 計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 また、JCSS の利用拡大に向け、登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。 さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。</p> <p><b>【指標】</b> ・JCSS における登録・更新審査の実施件数（全件実施）</p> <p>（2）登録校正事業者に対する立入検査 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p><b>【指標】</b> ・JCSS における立入検査の実施件数（全件実施）</p> <p>（3）特定計量証明事業者の認定・更新等 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。</p> <p><b>【指標】</b> ・MLAP における認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数（全件実施）</p> <p>（4）認定特定計量証明事業者に対する立入検査 認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p><b>【指標】</b> ・MLAP における立入検査の実施件数（全件実施）</p> <p>（5）国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p><b>【指標】</b> ・国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）</p> <p>3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施</p>	<p><b>【指標】</b> ・JNLA における登録・更新審査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 61件 ・電子化による審査業務については、平均処理期間を145日以内（標準処理期間150日）</p> <p>（2）登録試験事業者に対する立入検査 登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p><b>【指標】</b> ・JNLA における立入検査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 18件</p> <p>（3）登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。</p> <p>（4）国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p><b>【指標】</b> ・国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 47件</p> <p>2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等 （1）校正事業者の登録・更新 計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 また、JCSS の利用拡大に向け、登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、講演会、ウェブサイト等を用いて、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた登録校正事業者及び産業界等の啓発のための情報（標章を付した証明書の使用方法及び利点、発行事例の紹介等）を積極的に提供し、登録校正事業者による証明書の発行及び産業界等による証明書の利用の拡大に向けた働きかけを行う。 さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。具体的には、事業者向け説明会、ウェブサイト等を用いてオンライン申請及び届出並びに電子的な証明書の発行に関する情報を積極的に提供し、問合せにも適切に対応するとともに、法令に基づく申請及び届出以外の事業者からの報告等についてもオンライン提出を支援する。 加えて、電子的な証明書に含まれる校正データの電子的活用について、登録校正事業者及び産業界等のニーズ等を基に活用の方法等を検討し、必要に応じて登録校正事業者に情報を提供する。</p> <p><b>【指標】</b> ・JCSS における登録・更新審査の実施件数（全件実施）</p>
---	---

<p>JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)において、安全の確保、国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、ITセキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、認定事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）</li> </ul> <p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組</p> <p>(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施</p> <p>法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法（電気用品安全法等））に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施）</li> <li>・産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施）</li> </ul> <p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化</p> <p>産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社会ニーズの高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、日本の適合性評価制度の発展のため、外部組織との連携を強化し、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。</p> <p>(3) 認定に係る国際関係業務</p> <p>認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。</p> <p>(4) 認定制度の普及促進</p> <p>知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。</p> <p>(5) 認定業務のさらなる電子化推進</p>	<p>(参考) 過去 3 年平均 105 件</p> <p>(2) 登録校正事業者に対する立入検査</p> <p>登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JCSS における立入検査の実施件数（全件実施）</li> </ul> <p>(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等</p> <p>計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。具体的には、事業者向け説明会、ウェブサイト等を用いてオンライン申請及び届出並びに電子的な証明書の発行に関する情報を積極的に提供し、問合せにも適切に対応するとともに、法令に基づく申請及び届出以外の事業者からの報告等についてもオンライン提出を支援する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MLAP における認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数（全件実施）</li> </ul> <p>(参考) 過去 3 年平均 24 件（認定・更新審査）、23 件（フォローアップ調査）</p> <p>(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査</p> <p>認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MLAP における立入検査の実施件数（全件実施）</li> </ul> <p>(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施</p> <p>国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）</li> </ul> <p>(参考) 過去 3 年平均 97 件</p> <p>3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施</p> <p>JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)において、安全の確保、国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、ITセキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、認定</p>
---	---

	<p>機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進することで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。</p>	<p>事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた認定事業者の啓発のため、認定事業者から情報収集を行い、必要に応じて、認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正や認定事業者向けの情報提供等を行う。</p> <p>さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。具体的には、オンライン申請及び届出並びに電子的な証明書の発行に関する情報提供等を行い、問合せにも適切に対応する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 60件</li> </ul> <p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組</p> <p>（1）認定制度等における調査や立入検査等の実施</p> <p>法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全4法（電気用品安全法等））に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 産業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。</p> <p>イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年平均 16件（調査）、6件（立入検査）、2件（JIS 試買検査）</li> <li>・ 産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施） （参考）過去2年平均 2件（令和2年度から実施）</li> </ul>
--	---	---

		<p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化  産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社会ニーズの高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、日本の適合性評価制度の発展のため、外部組織との連携を強化し、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 社会ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。</p> <p>イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修については、外部組織と連携して実施し、認定における技術資源の有効活用を図る。さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。</p> <p>ウ 業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性を維持する。また、認定事業者に認定機関に対する満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。</p> <p>(3) 認定に係る国際関係業務  認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。</p> <p>具体的には、アジア太平洋認定協力機構 (APAC)、国際試験所認定協力機構 (ILAC) 及び国際認定フォーラム (IAF) に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会、投票活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。特に、APAC の国際評価を適切に受審する。また、APAC 相互評価又はそのレビューパネルへの国際評価員の派遣・育成等を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。</p> <p>(4) 認定制度の普及促進  知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会 (JAC) の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。</p> <p>イ 事業者への訪問、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた営業・広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。情報をより多くの者にわかりやすく届ける方策として、デジタルコンテンツ配信やオンライン講座・説明会等を行う。</p> <p>ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。ま</p>
--	--	---

		<p>た、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。さらに、他分野の職員にも審査員養成研修の受講機会を提供することで、認定制度の理解を促進し、分野間の連携を強化する。</p> <p>(5) 認定業務のさらなる電子化推進  機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進することで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 認定申請・届出については、認定申請審査業務システムを用いたオンライン提出を支援する。また、認定業務に関わる書類のうち電子化が可能なものは、原則、電子媒体に移行し、認定申請審査業務システムを用いたペーパーレス審査を推進する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。</p> <p>イ 認定制度の利用者が発行する試験報告書・校正証明書の電子発行を支援する。</p> <p>ウ 業務の効率化のため、業務管理システムと審査業務システムの最適化について検討を行う。</p>
I-5 国際評価技術分野	<p>蓄電池産業戦略（令和4年8月31日策定）や経済産業省による電気保安政策の下、大型蓄電池システム等の戦略的技術分野における国際競争力の強化及び再生可能エネルギー発電設備導入拡大やスマート保安（※）推進加速といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>※スマート保安：  急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoT や AI などの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。</p> <p>【重要度：高】 【困難度：高】  （理由：国際評価技術分野は、再生可能エネルギー発電設備の普及が進展する中で、設備の電気保安上の問題が顕在化してきており、この課題に対応するため、これまでの取組に加え、新たに再生可能エネルギー発電設備の立入検査や事故情報等の分析、スマート保安技術の的確な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専門的な支援等に取り組むなど、その重要度が高まっているため。また、目標についても、例えば基幹目標では、蓄電池の大型化及び試験内容の高度化が年々進んでおり、更に令和2年度に整備した作業準備棟の運用開始に伴いより多くの試験・評価の実施が見込まれ、それらに対応する職員にはより高度な知見と技術が求められることから、指標である「国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数の合計」も増加させることは困難度が高いため。）</p> <p>国際評価技術分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. 及び2. の業務を実施する。</p> <p>【基幹目標】</p>	<p>蓄電池産業戦略（令和4年8月31日策定）や経済産業省による電気保安政策の下、大型蓄電池システム等の戦略的技術分野における国際競争力の強化及び再生可能エネルギー発電設備導入拡大やスマート保安（※）推進加速といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>※スマート保安：  急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoT や AI などの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。</p> <p>なお、社会の変化に対し適時適切に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効活用を図る。また、機構による国際評価技術分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。</p> <p>【重要度：高】 【困難度：高】  （理由：国際評価技術分野は、再生可能エネルギー発電設備の普及が進展する中で、設備の電気保安上の問題が顕在化してきており、この課題に対応するため、これまでの取組に加え、新たに再生可能エネルギー発電設備の立入検査や事故情報等の分析、スマート保安技術の的確な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専門的な支援等に取り組むなど、その重要度が高まっているため。また、目標についても、例えば基幹目標では、蓄電池の大型化及び試験内容の高度化が年々進んでおり、更に令和2年度に整備した作業準備棟の運用開始に伴いより多くの試験・評価の実施が見込まれ、それらに対応する職員にはより高度な知見と技術が求められることから、指標である「国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数の合計」も増加させることは困難度が高いため。）</p>

<p>2050年カーボンニュートラルの実現に向け、蓄電池システムの信頼性向上及び産業競争力強化並びに再生可能エネルギー発電設備の信頼性向上に貢献するため、電気保安行政を技術的に支援するとともに、蓄電池産業戦略の実現に向けて、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価及び試験データの利活用を通じて、国内企業による先端蓄電池システムの更なる実用化等を目指す。</p> <p>【指標】</p> <p>①機構が企業等と実施した試験・評価、  ②機構が開発した次世代電池システムに対応する試験手法、  ③機構が蓄積した試験データの利活用、  を通じた国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数を合計10件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。</p> <p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備  IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。  また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。  さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。  加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応じていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータ等の取得・解析を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有と活用を推進する。  併せて、蓄電池に関する需要の高まりと次世代蓄電池の技術開発が進む中で、これらに対応した新たな安全性・性能評価が可能な施設の整備を進める。</p> <p>2. 電気保安技術支援業務  再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術（スマート保安に資する技術や保安方法をいう。）を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、電気保安に係る事故情報の整理・分析、事故実機調査の実施とデジタル化等による高度化及び効率化、事故分析の高度化を見据えた情報システムの構築・運用・改修、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査の的確な実施、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向けた取組、スマート保安技術の的確な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専門的支援を検討・実施しつつ、体制の整備を行う。併せて、官民の安全に対する意識向上を図るため、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報を広く発信する。</p> <p>【指標】</p>	<p>国際評価技術分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. 及び2. の業務を実施する。</p> <p>【基幹目標】</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向け、蓄電池システムの信頼性向上及び産業競争力強化並びに再生可能エネルギー発電設備の信頼性向上に貢献するため、電気保安行政を技術的に支援するとともに、蓄電池産業戦略の実現に向けて、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価及び試験データの利活用を通じて、国内企業による先端蓄電池システムの更なる実用化等を目指す。</p> <p>【指標】</p> <p>① 機構が企業等と実施した試験・評価、  ② 機構が開発した次世代電池システムに対応する試験手法、  ③ 機構が蓄積した試験データの利活用、  を通じた国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数を合計10件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。</p> <p>【基幹目標の達成に向けた重点的な取組】</p> <p>① 国内企業の蓄電池システムに関して、世界最大級の施設を活用し、産業界のニーズを踏まえ、公的機関である機構による実施が適切である試験サービスの拡充・実施、新しい試験手法の開発、試験データの利活用、戦略的な国際標準開発、認証体制の構築等により、実用化、認証取得、海外展開等を支援  ② 再生可能エネルギー発電設備等に関して、安全情報の効果的な分析・普及活動等により官民の電気保安に関する取組を支援</p> <p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備  IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。  また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。  さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。  加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応じていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータ等の取得・解析を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有と活用を推進する。  併せて、蓄電池に関する需要の高まりと次世代蓄電池の技術開発が進む中で、これらに対応した新たな安全性・性能評価が可能な施設の整備を進める。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>
---	--

<p>・電気事業法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）</p> <p>・持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を20件以上実施する。</p>	<p>(1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献</p> <p>ア 日本主導による大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120の国内外委員会等に参加し、主にIEC 62933-5-3及びIEC 62933-5-2の2ndバージョン等の国際標準化活動に貢献する。</p> <p>イ IEC 62933-5-2、IEC 62933-5-3及び関連する安全性規格の試験体制の整備、及び試験・認証機関との更なる協力体制強化により、試験・認証基盤の活用促進を図る。また、アにおいて開発に貢献した国際標準の普及活動を行い、補助金要件や保安規制への取り込みといった活用のあり方検討及び促進を図る。</p> <p>(2) 大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施</p> <p>ア 適合性評価の実施に当たり、認証機関等から信頼性を有すると認められる試験所として運営するために、認証機関等から要求される管理・記録等（試験装置等の校正・保守、試験実施要員に対する研修・教育訓練の実施、記録等）を適切に行う。</p> <p>イ 試験評価拠点の普及啓発活動を行い、施設を活用した企業の研究開発、認証取得等に資する試験を実施する。また、独自に試験サービスにおける課題解決やデータ利活用を目的として試験の協力者を募集する公募試験を実施し、企業の製品開発加速等に資する解析データを産業界に共有する。</p> <p>ウ 事業者訪問等を通じて要望、ニーズを把握し、新たな試験評価手法の開発を進めるとともに、試験装置の追加導入・改造等の試験サービスの拡充を実施する。併せて、蓄電池需要の高まりと次世代蓄電池の技術開発が進む中で、これらに対応した新たな安全性・性能評価が可能な施設の整備を進める。</p> <p>エ 蓄電池システム産業関係者による会議体を運営し、日本の蓄電池システム産業の競争力強化のために、将来に向けて必要とされる取り組みの検討を引き続き実施するとともに、機構で取得した試験データの活用方法についての検討を進める。また、国内外の関係者、関係機関等との連携強化を図る。加えて、蓄電池システムの多様化・複合化した機能（マルチユース）に関する新たな評価手法構築に向けた検討を進める。</p> <p>2. 電気保安技術支援業務</p> <p>再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術（スマート保安に資する技術や保安方法をいう。）を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、安全情報の整理・分析・水平展開等を基軸とし、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。また、国内電源構成に占める再生可能エネルギー発電の割合を今後益々高めていく上で安全に設備を設置運用していくことが重要であり、特に再生可能エネルギー発電設備所有者等に対する保安規律に関する意識醸成を図るため、立入検査を効果的に実施する。加え、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向け、経済産業省が行う保安規制の整備に積極的に関与する。更に、業界が様々なスマート保安技術を活用し、スマート保安技術を有する中小企業事業者を含めた電気保安水準が向上される社会を目指し、スマート保安推進に向けた活動を積極的に進める。併せて、官民の安全に対する意識向上を図るため、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報を広く発信する。</p>
--	--

		<p>(1) 電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査  事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、随時収集を行い、経済産業省の要請に基づき、事故情報を迅速かつ統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、機構が実施する電気保安技術支援業務の中で得た知見を加えて年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果等を経済産業省や産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会等にタイムリーに報告するとともに、関係団体や関係者等に情報共有する。その際、より高精度かつ効率的に事故情報の収集を行えるよう、経済産業省と必要な調整を実施する。</p> <p>また、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査を事故実機調査システム(※)の導入などによるデジタル化等によって高度化・効率化しつつ実施し、経済産業省や関係者に情報を共有する。これらの分析・調査作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。</p> <p>※ 事故実機調査システム：  機構が実施する事故実機調査業務の高度化・効率化に資する業務支援システム</p> <p><b>【指標】</b>  持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を20件以上実施する。</p> <p>(2) 安全情報の整理・分析・水平展開等に資する各種システムの構築・運用・改修  行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等の高度化に資するよう構築した、「詳報データベース(※)」を着実に運用しつつ、利用者の利便性向上に必要な改修を行う。</p> <p>また、事故実機調査業務の高度化・効率化に資するため、令和4年度に「事故実機調査システム」の調査結果登録機能、資料保管機能等、主要部分を構築し、業務の効率化、資料管理の堅確化を図った。令和5年度は、データベース機能等を構築・実装することで、検索、集計等のデータ分析業務の効率化を図る。</p> <p>※ 詳報データベース：  事業者等から経済産業省に提出される電気工作物に関する事故報告書(詳報)(電気関係報告規則第3条第2項及び第3条の2第2項に基づく、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に行う報告)及び速報(電気関係報告規則第3条第2項及び第3条の2第2項に基づく、事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに行う報告)の作成を支援するシステム(詳報作成支援システム)、電気工作物に関する事故情報を整理・分析するシステム(詳報管理システム)、電気工作物に関する事故情報を公表するシステム(詳報公表システム)の3システムで構成されている。</p> <p>(3) 電気事業法に基づいた立入検査  経済産業省と調整して事前提出書類の確認と現場確認、事後の行政指導までの一連の立入検査の流れにおける経済産業省と機構の役割分担を引き続き検討し、必要な立入検査体制を整備する。その上で、立入検査先の選定段階から経済産業省と密接に連携しつつ、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査(必要に応じてサイ</p>
--	--	---

		<p>パーセキュリティに関する検査を含む)を的確に実施する。また、立入検査結果や事故情報分析等に基づいて、令和6年度の立入検査先について経済産業省に提案を行う。</p> <p><b>【指標】</b> 電気事業法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)</p> <p>(4)スマート保安推進に向けた活動並びに技術支援機関としての電気事業法執行業務に関する専門的支援等の検討・実施及び必要な体制整備 スマート保安推進に資するスマート保安技術の掘り起こしを引き続き行うとともに、スマート保安プロモーション委員会(※)を活用し、掘り起こしたスマート保安技術の妥当性を確認の上、スマート保安技術カタログとしてその内容を掲載する。また、経済産業省産業保安監督部と意見交換を行うとともに講演等を通じて関係業界等に広く普及啓発を行う。これら活動を通じて、スマート保安技術の導入を促進するための基準策定や規制見直しを国等に積極的に提案していく。</p> <p>さらに、スマート保安推進状況を把握するため、業界団体と意見交換を行うとともに、電気設備を保有する事業者に対してアンケート調査を実施する。</p> <p>その他、電気保安水準の維持・向上に資する取組について必要に応じて経済産業省と相談・調整し、電気保安に関する官民への専門的支援を検討・実施しつつ、必要な体制整備を行う。</p> <p>※ スマート保安プロモーション委員会： 官民間・業界間でのコミュニケーションツールとして、スマート保安技術やデータを活用した新たな保安方法について、その妥当性を確認・共有する場として立ち上げた委員会。機構が事務局を務める。</p>
<p>II 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。 また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。</p> <p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p> <p>3. 情報システムの整備及び管理業務 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMO(Portfolio Management Office)の下で、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO(ProJect Management Office)への支援を実施する。 また、機構の情報基盤システム(NITE-LANシステム)については、安定的な運用を行いつつ、今後の機構における業務のあり方や新たな働き方、デジタル化を踏まえ、課題や方向性を整理し、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により次期NITE-LANシステムの調達を進める。</p>	<p>1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。 また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。</p> <p><b>【運営費交付金の見積りについて】</b> 令和5年度の運営費交付金要求額については、業務の効率化を図りつつ、その時々状況を勘案して、次の算定式により見積もることとする。</p> $G_i = (A b_{(i-1)} - \delta a_{(i-1)}) \times \beta \times \alpha a + A a_{(i-1)} \times \zeta + \delta a_{(i)} + \{(B b_{(i-1)} - C - \delta b_{(i-1)}) \times \beta \times \alpha b + B a_{(i-1)} \times \zeta\} \times \gamma + \delta b_{(i)} + C - \varepsilon_{(i)}$ <p>(係数等の説明) G: 交付金額(iは年度) A a<sub>(i-1)</sub>: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分 A b<sub>(i-1)</sub>: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外の分</p>

<p>さらに、NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。</p> <p>加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点から踏まえることとする。</p> <p>上記取組の実施に際しては、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PMO の設置及び支援実績</li> <li>情報システム整備に係る投資対効果の精査結果</li> </ul>	<p>B a (i-1)：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分</p> <p>B b (i-1)：直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外の分</p> <p>C：事務所賃料等の効率化ができない経費</p> <p><math>\alpha</math> a（一般管理費効率化係数）：予算要求時の状況を勘案して設定</p> <p><math>\alpha</math> b（業務経費効率化係数）：予算要求時の状況を勘案して設定</p> <p><math>\beta</math>（消費者物価指数）：前年度における実績値を使用する。</p> <p><math>\gamma</math>（政策係数）：法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、主務大臣による評価結果等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。</p> <p><math>\delta</math> a (i)、<math>\delta</math> b (i)については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。</p> <p><math>\epsilon</math> (i)：当該年度における利息収入等の見込額</p> <p><math>\zeta</math>（人件費調整係数）：人事院勧告による給与改定分を反映する。</p> <p>注：運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入（受取利息等）によりまかなわれる事業を指す。</p> <p>2. 給与水準の適正化等  役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p> <p>3. 情報システムの整備及び管理業務  デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO (Portfolio Management Office) の下で、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO (ProJect Management Office) への支援を実施する。</p> <p>また、機構の情報基盤システム (NITE-LAN システム) については、安定的な運用を行いつつ、今後の機構における業務のあり方や新たな働き方、デジタル化を踏まえ、課題や方向性を整理し、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により次期 NITE-LAN システムの調達を進める。</p> <p>さらに、NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。</p> <p>加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点から踏まえることとする。</p> <p>上記取組の実施に際しては、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PMO の設置及び支援実績</li> <li>情報システム整備に係る投資対効果の精査結果</li> </ul>
---	---

		<p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務管理プロセスを見直し、業務の完全電子化を進め、業務の効率化と内部統制の強化を実現する。さらに、今まで電子化が困難であった業務に対して、ロボット化（RPA）や AI 等の新技術を活用することにより電子化を促進する。</p> <p>イ テレワーク環境やロケーションフリー環境を更に発展させ全ての業務をデジタルで完結させるための情報基盤を整備する。さらにチャット、リモート会議、ファイル共有等コミュニケーションツールを整備することにより、機構内外でのコラボレーションの活性化を図る。</p> <p>ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、民間企業で専門的な知識と経験を有する CIO 補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。また、情報システムの構築・改修、運用に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。</p> <p>エ 今後の機構における業務のあり方や新たな働き方、デジタル化を踏まえ課題や方向性を整理し、次期 NITE-LAN システムの構築方針を決定の上、作成した方針を反映させた仕様書により、調達手続きを進める。</p> <p>オ NITE-LAN システムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、業務のペーパーレス化及び電子的文書の管理の徹底を図る。さらに、NITE-LAN システムの運用（ヘルプデスク対応等）を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、これを公開することにより NITE-LAN システムの利活用を促進する。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、適正な受益者負担等を踏まえた適切な手数料設定等による手数料収入の増加、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。</p> <p>※やむを得ない事情として想定される理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費交付金の交付の遅延</li> <li>・ 受託業務に係る経費の暫定立替え</li> </ul>	<p>予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、適正な受益者負担等を踏まえた適切な手数料設定等による手数料収入の増加、成長分野へ注力した戦略的かつ効果的な予算編成を行い、経営努力により、健全な財務内容を維持する。</p> <p>具体的には、会計処理の適正化、財務諸表や事業報告書、決算報告書の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。</p> <p><b>【やむを得ない事情として想定される理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費交付金の交付の遅延</li> <li>・ 受託業務に係る経費の暫定立替え</li> </ul> <p>&lt;&lt;別表 1&gt;&gt; 予算 &lt;&lt;別表 2&gt;&gt; 収支計画 &lt;&lt;別表 3&gt;&gt; 資金計画</p> <p>Ⅳ. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期借入金の限度額：2,100,000,000 円</li> <li>・ 想定される理由：</li> </ul>

		<p>運営費交付金の受入れの遅延 受託業務に係る経費の暫定立替え</p> <p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>
<p>IV その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>1. 広報、情報提供の推進 安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信する。また、SNSをはじめとしたソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。</p> <p>2. 組織・人事に関する目標 社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、理事長のトップマネジメントにより、組織に関しては、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、行政執行法人として日本で初めて策定した価値協創ガイドラインに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ技術や製品等の社会実装を支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。人事に関しては、第2期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成を適切に行う。また、職員の生産性を高めるとともに働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>(1) 内部統制 ガバナンスの強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を的確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。 万一不測の事態が発生した際は、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p> <p>(2) 職員の専門人材の育成、戦略的な人材確保 今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。</p> <p>(3) 支所の適正な人員配置と体制の構築 機構の限られたリソースの中で質の高いパフォーマンスを発揮するため、各支所の設置目的と果たすべき役割を再検証し、支所の適正な人員配置と体制の検討を行い、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することによる更なる価値の提供及び地域貢献に繋げる。</p>	<p>1. 広報、情報提供の推進 安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、国民の行動変容や企業との対話を促進すべく、機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信する。また、SNSをはじめとしたソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。 さらに、分析ツールを用いたモニタリングを強化し、機構が配信したニュースリリース等についての反響測定を行い、より国民のニーズに合致した情報発信を目指す。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア オンラインでの講座開催やオンデマンド動画配信、施設展示・見学、報告会等、訴求対象に応じた様々な取組による情報発信で新たなステークホルダーとの対話の機会を創出する。</p> <p>イ ソーシャルメディアや人的ネットワーク等を活用し、ステークホルダーが必要とする情報が必要とときに届き、また、国民や企業等からの反応も得られる双方向型のコミュニケーションへの転換を進める。特に文字や静止画では伝わりづらい情報について、動画を活用した情報発信をする。</p> <p>ウ 情報発信後の反響について、広報分析ツールによる解析モニタリングを行う。その結果を踏まえ、提供する情報の内容やタイミング等を改善することで、より国民が求める情報発信を目指す。</p> <p>エ 役員メッセージやステークホルダーの視察・見学時の意見、職員の活動などを取り上げた内部広報を強化し、職員の仕事へのモチベーション向上や内部コミュニケーションの促進を目指す。</p> <p>オ 顧客視点の広報を意識し、統合レポート（事業報告書）※やSDGs等社会課題への対応状況等機構の概要情報をステークホルダーに対してわかりやすく発信する。</p> <p>※機構のビジョン（価値観）からビジネスモデル、戦略、ガバナンス等の価値創造ストーリーを、業務実績等報告書や財務諸表などの報告書との相互リンクなどを用いてわかりやすく表現した報告書。</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画</p>

	<p>(4) 情報セキュリティ対策 サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日閣議決定)を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。</p> <p>①政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p> <p>②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員(派遣職員、外部調査員等を含む)の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。</p> <p>(5) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 機構におけるDX推進のためのビジョン(「NITE Digital Vision 2021」)に基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル技術と情報の活用を推進する。また、デジタル技術と情報を活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造を目指す。</p> <p>(6) 技術や製品等の社会実装への支援 技術や製品等の社会実装に向けた課題を探索し、それらの解決を支援する。その取組として、有望技術等の実用化や市場化に必要な、社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等の構築支援等を行う。 さらに、外部機関からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを活用し、外部機関との協創を行う。</p> <p>(7) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等に基づき、適切に対応するとともに、役職員(派遣職員、外部調査員等を含む。)への周知徹底を行い、eラーニング等による教育、指導を全役職員に対して実施する。</p> <p>(8) 保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に積極的に取り組む。</p> <p>(9) 安全管理、災害対策</p>	<p>年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備について、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の機能を維持する観点から中長期の営繕計画を更新する。</p> <p>(施設の内容) 工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備 (当初予定額) 0千円 (財源) 運営費交付金</p> <p>3. 組織・人事に関する計画 (1) 組織に関する計画 経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、理事長のトップマネジメントの下、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、行政執行法人として日本で初めて策定した価値協創ガイドラインに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ新技術の社会実装、イノベーションを支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。さらに、中期方針や基幹目標、基盤整備/重要項目を常に意識し、それらに基づいた業務実施に努めるとともに、SDGsの達成に向け業務を見直していく。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 理事長のトップマネジメントの下、機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を進める。また、イントラや外部サービスを活用した各分野の活動状況・成果の共有化等の機構内広報を積極的に行い、分野・支所等の連携の活性化に取り組む。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質に係る製品事故の原因究明に向けた取組(製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野)</li> <li>・製品の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施(製品安全分野、国際評価技術分野)</li> <li>・化審法のリスク評価加速化、制度向上等に向けた取組(化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、北陸支所)</li> <li>・バイオバンキングの国際標準(ISO)等に関する情報共有(バイオテクノロジー分野、適合性認定分野) 等</li> </ul> <p>イ 社会の変化に基づく新たなニーズに対応し、時代に応じた価値を創造し続けるため、新規事業を構築するための検討を進める。</p> <p>ウ 支所及び事業所(以下「地域拠点」という。)について、地域ネットワークのハブ機能を維持しつつ、地域拠点が有する機能及び各地域に特徴的な産業・行政上の利点を活かし、地域との連携強化を進める。</p>
--	---	--

<p>大規模災害等へ備え、事業継続計画等を踏まえた必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む）の安全を確保する。</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>第 2 期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成に取り組む。また、職員の働きやすい環境作りに努める。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 職員が新しい仕事やより高度な仕事ができるよう成長するため、中長期的な人材育成の観点からの人員配置、外部機関との積極的な人事交流等を行う。また、多様な人材の的確な配置により機構の業績を向上し、独法評価結果を職員の賞与に適切に反映する。加えて、自身の専門性を活かしつつ新たな専門分野に挑戦する人材を積極的に採用する。</p> <p>イ 性別・年次にとらわれない適材適所な人材活用を行うとともに、職員一人一人が組織を支える人材として成長するため、職員のキャリア開発支援、業務に必要な技能・スキルを習得するための研修の提供、能力開発や意欲の向上を促すための人事評価を実施する。また、多面評価及び職員満足度調査を実施し、リーダー人材の育成や業務パフォーマンス向上に活用する。</p> <p>ウ 国家公務員の定年延長措置に伴い、職員が 61 歳以降の働き方を選択できるようにする上で必要となる各種制度の設計を行う。</p> <p>エ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの促進や、育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境作りに努める。また、働き方改革の一環として、テレワーク制度を適正に運用するとともに長時間労働の抑制や年次休暇取得促進等に取り組み、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進する。</p> <p>オ 障害の特性に配慮した合理的な方法を用いる採用に取り組むとともに、障害者も働きやすい職場作りに努める。</p> <p>カ 理事長のトップマネジメントの下、職員の自律や視野を広げることを支援する。</p> <p>4. 積立金の処分に関する事項</p> <p>当該事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。</p> <p>5. その他機構の業務運営に関する事項</p> <p>(1) 内部統制</p> <p>ガバナンス強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を的確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識を徹底し、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理における PDCA サイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。</p> <p>万一不測の事態が発生した際は、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>
---	---

		<p>ア 内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、組織の理念、事業方針や目標・計画、規程遵守やリスクへの対応等について、内部統制を意識する業務月間や内部統制・リスク管理に関する委員会において議論し、機構全体に共有するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。</p> <p>イ 独立的・中立的モニタリングとしては、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。また、不適切な契約を是正するために契約監視委員会を行う。</p> <p>ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。</p> <p>エ 理事長のトップマネジメントの下、理事長・理事と各部門所長等の機構幹部間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的に議論し共有するため、運営会議（各部門の次長以上の会議）、理事長ヒアリング（理事長・理事と各部門所長等の業務方針会議）等を定期的を開催する。また、理事長のトップマネジメントを促進するために運営会議、理事長ヒアリング等で決定される機構の事業方針等について全職員に共有する。</p> <p>オ 年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、必要に応じて、機構の各分野やマネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し、結果等を職員に共有する。</p> <p>カ 基幹目標を達成するために、基盤整備/重要項目を念頭に業務を行い、運営会議での月次進捗報告により業務の進捗管理を適切に行うとともに、経済産業省が委嘱した経営に関する有識者への業務進捗報告及び有識者からの助言を踏まえた業務改善を実施する。また、第2期中期方針の下PDCAを継続的に実施するとともに、経営マネジメント改革を推し進める。</p> <p>(2) 職員の専門人材の育成、戦略的な人材確保  今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。</p> <p>(3) 支所の適正な人員配置と体制の構築  機構の限られたリソースの中で質の高いパフォーマンスを発揮するため、各支所の設置目的と果たすべき役割を再検証し、支所の適正な人員配置と体制の検討を行い、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することによる更なる価値の提供及び地域貢献に繋げる。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策  サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。</p> <p>①政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報シス</p>
--	--	--

		<p>テムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p> <p>②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員（派遣職員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて機構の情報セキュリティ関係規程類の見直しや情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。</p> <p>イ 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。</p> <p>ウ 情報セキュリティに関する eラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、トラブルの発生等にも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。</p> <p>(5) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進  機構における DX 推進のためのビジョン（「NITE Digital Vision 2021」）に基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル技術と情報の活用を推進する。また、デジタル人材の採用・育成に加えて、デジタル技術と情報を活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造に向け、外部ニーズの収集や、外部連携の方策について検討し、適宜実行する。</p> <p><b>【指標】</b>  令和5年7月末までに新規に着任した役職員に IT パスポート試験等情報処理技術者試験の受験を推奨し、これらの役職員の IT パスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を 70%以上</p> <p>(6) 技術や製品等の社会実装への支援  地域拠点を活用して、技術の社会実装における課題や製品・サービス創出時における課題を探索し、それらの解決を支援する。その取組として、有望技術等の実用化や市場化に必要な社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等の構築支援や規格活用人材の育成等を行う。</p> <p>さらに、外部機関からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを活用し、外部機関との協創を行う。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>
--	--	--

		<p>ア 地域拠点を活用しつつ、令和 4 年度に構築した国の機関や自治体、公設試験所、地域の大学や企業等との関係を基に地域技術シーズ開拓を引き続き進める。</p> <p>イ 地域拠点を活用しつつ、地域の産学官連携活動への参画・情報収集を効果的に行い、社会実装を目指すべき技術、市場化や普及が望まれる製品分野等を特定する。</p> <p>ウ 特定した技術等のニーズを特定し、それに対し、機構の保有するデータ（情報）、モノ（設備）、スキル（技術）、ヒト（人材）を活かし、技術等の評価に必要な試験方法、データ取得、スキーム開発等の具体的な支援を行う。</p> <p>エ 機構内での対話を促し、部門間連携した協創や、関西・共創の森等の他機関連携の場を活用した協創による支援に取り組む。</p> <p>オ 広報活動や支所等の地域での取組との連携を模索し、外部機関等からの提案や対話の機会を増やす取組を実施する。</p> <p>カ 規格を活用できる人材を育成するプログラムを開発する。</p> <p>(7) 情報公開・個人情報保護  独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等に基づく事務等について、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員等を含む。）に対して、周知徹底を行う。特に、個人情報に関しては関係法令の改正内容を周知徹底するとともに、e ラーニング等による教育、指導を全役職員に対して実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定を迅速に行う。</p> <p>イ 個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。</p> <p>ウ 役職員（派遣職員等を含む）へ個人情報保護及び特定個人情報取扱いに関して e ラーニング等による研修を実施する。</p> <p>(8) 保有資産、環境保全  機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、SDGs を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に取り組む。</p>
--	--	--

		<p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 機構が保有する資産について、定期的に適切な管理状況を確認するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。</p> <p>イ 知的財産権について、機構の知的財産ポリシーに基づき、適正な管理を行う。また、知的財産ポリシーの見直しについて検討する。令和 4 年度に改訂した知的財産ポリシー等を受け、従来の知的財産（ノウハウを含む。）だけでなく、データ等の資産価値についても適正な管理を推進する。</p> <p>ウ 環境物品の調達を円滑にするための方針を定め、当該方針に基づきグリーン購入法に適合した物品の調達目標を 100%とする。</p> <p>エ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に定める平成 25 年度を基準に令和 12 年度（目標年度）までに温室効果ガスの総排出量 46%削減を目指す計画を踏まえ、機構の実施計画に掲げる 46%削減を実現するため、エネルギー消費効率の高い機器の導入、温室効果ガス排出係数の少ない電気の使用等に努める。</p> <p>(9) 安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む。）の安全を確保する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 保有する施設・設備について耐久性や安全性を確保するため中長期の営繕計画を更新することで、必要な施設の営繕を適切に行う。</p> <p>イ 役職員（派遣職員等を含む）から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。</p> <p>ウ 消防計画等に基づく防災訓練を全事業所において年 1 回以上実施するとともに、政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、役職員（派遣職員等を含む。）の防災への意識向上と緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。</p> <p>エ 事故・災害等の緊急時においては、事業継続計画（BCP）等に基づき、迅速な初動対応、復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCP に基づき、職員の安否確認及び業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年 1 回以上行う。</p>
--	--	--

